第17回　一関市都市計画審議会次第

日時：令和８年９月10日（木）
　　午前11時～正午
場所：特別会議室

（辞令交付）

1　開　　会

2　市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　議　　事
一関市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定状況について
Ⅰ. 計画策定の趣旨等について
Ⅱ. 都市計画マスタープランについて
Ⅲ. 立地適正化計画について

5　そ の 他

6　閉　　会

一関市都市計画審議会委員名簿（15人）

（任期：令和6年12月17日～令和8年12月16日）

1　知識経験を有する者（第2条第1項第1号）

氏　名	
鈴木　弘也	
北田　文人	
小岩　邦弘	
村上　恵志	

学識経験者であり、まちづくりの一端を担っている。

2　市議会議員（第2条第1項第2号）

氏　名	地　　域	備　　考
岡田　もとみ	一関地域	
佐藤　浩	一関地域	
千葉　信吉	一関地域	
佐藤　幸淑	東山地域	
千葉　栄生	千厩地域	

一関市議会議長推薦による。

3　関係行政機関の職員（第2条第1項第3号）

氏　名	地　　域	備　　考
藤原　俊夫	―	一関土木センター所長

岩手県の都市計画施策に詳しい。

4　その他市長が必要と認める者（第2条第1項第4号）

氏　名	
鈴木　隆子	
槻山　チヱ	
橋本　京子	
髙橋　系子	
沼倉　恵子	

○一関市都市計画審議会条例

平成17年10月31日
条例第222号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の２第１項の規定に基づき、一関市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　知識経験を有する者
(2)　市議会議員
(3)　関係行政機関の職員
(4)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

４　臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、委員の職を失うものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、知識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年11月１日から施行する。

附　則（平成27年３月12日条例第２号抄）

（施行期日）１　この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。

〈参考：都市計画法　昭和四十三年法律第百号〉

第七十七条の二　この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。 ２　市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。 ３　市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

第17回

一関市都市計画審議会説明資料

令和８年９月10日（木）

午前11時～正午

特別会議室

一関市　建設部　都市整備課

目次

Ⅰ.計画策定の趣旨等 3
Ⅱ.都市計画マスタープラン 8
１．現行計画の概要 9
２．一関市都市計画マスタープラン改訂方針（留意点） 10
３．まちづくりの主要課題と将来都市像・まちづくりの基本目標 12
４．重点戦略 13
５．将来都市構造 16
６．分野別構想改訂方針 21
７．分野別構想改訂案 25
Ⅲ.立地適正化計画 53
１．まちづくりの方針 55
２－１．居住誘導区域の設定方針 57
２－２．都市機能誘導区域の設定方針 66

Ⅰ．計画策定の趣旨等

1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

（１） 一関市都市計画マスタープラン改訂の趣旨

① 計画改訂の趣旨

現行の一関市都市計画マスタープランは平成21年3月に策定され、一部改訂をしながら約20年にわたって運用してきました。

また、急激な少子高齢化や人口減少、自然災害の頻発など当市を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、これらの課題に対応し、より現状に即したかたちで当市の土地利用や都市施設の整備などに関する方針を示すため、都市計画マスタープランの改訂を行うものです。

② 計画区域

一関市都市計画マスタープランの計画区域は、市域全体としています。

本市には、一関都市計画区域として一関地域、千厩地域、東山地域の3箇所に都市計画区域が設定されています。
都市計画マスタープランは、基本的に都市計画区域を対象とするものですが、自然環境との調和を図りながら望ましい都市計画を進めるための指針を定めるものであることから、都市計画区域外を含めた市域全体についての構想としています。

このため、平成23年に編入合併された藤沢地域を含め、一関市全体の計画として改訂することが必要です。

1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

（２） 一関市立地適正化計画の策定の趣旨

立地適正化計画では、居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定し、効率的で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、地域の特性や住民の意見を踏まえながら、将来にわたって持続可能な都市運営を実現するための方針を示すものです。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、一関市の将来像の実現に向けた具体的な取り組みの基盤となるものです。

① 計画の期間

おおむね20年後の都市の姿を展望

おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価、必要な場合は変更（見直し）

② 計画の区域

一関地域の都市計画区域

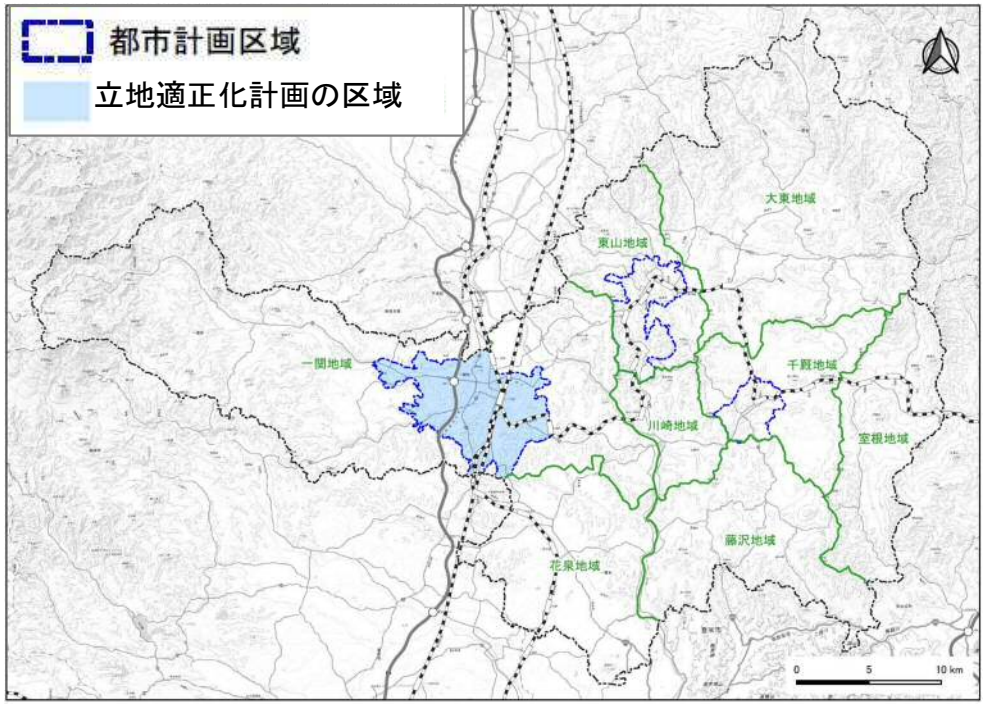

図　立地適正化計画の対象区域

1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

（３） 計画の位置付け

一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画は、一関市総合計画、岩手県が策定する「一関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、定めることとされています。

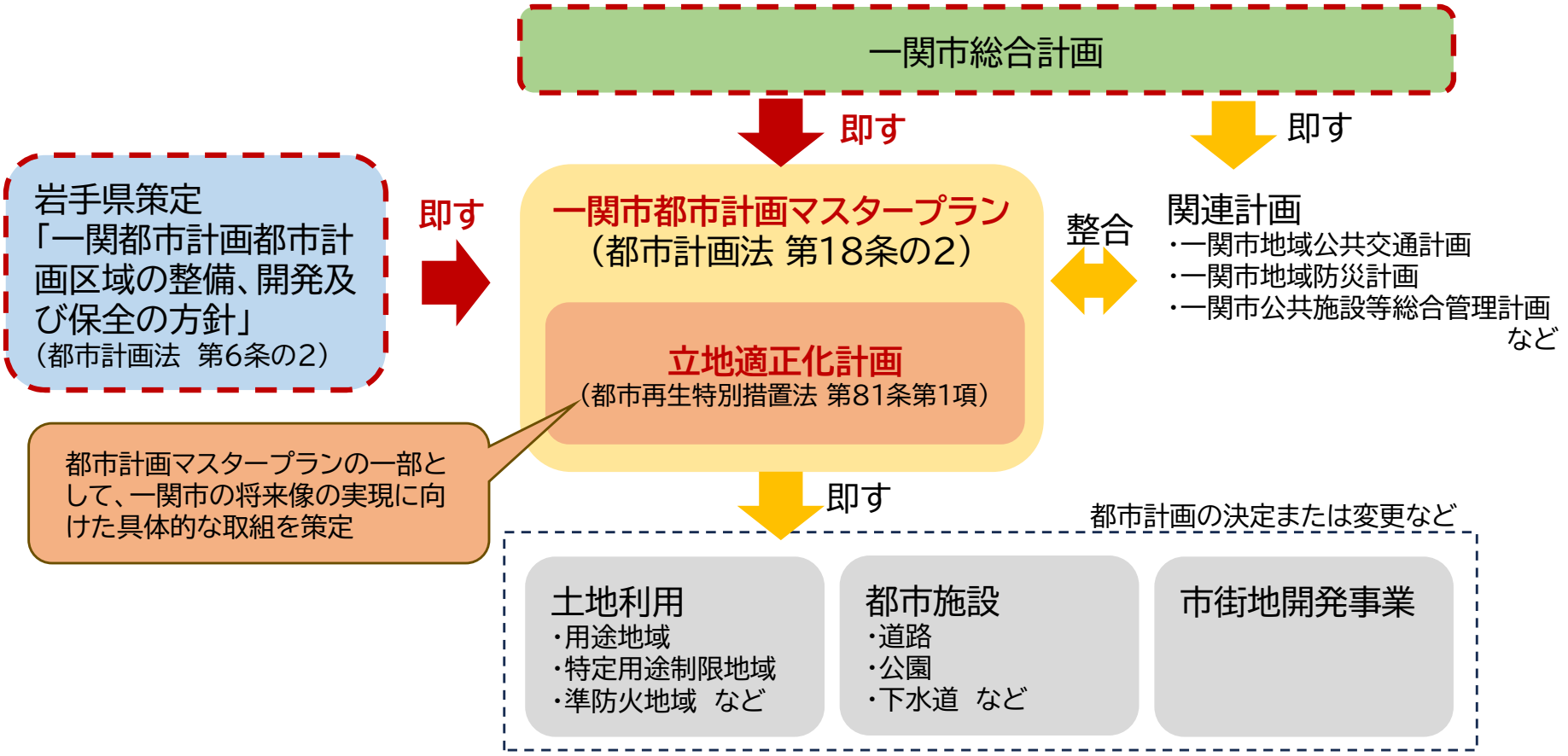

2. これまでの経緯と今後のスケジュール

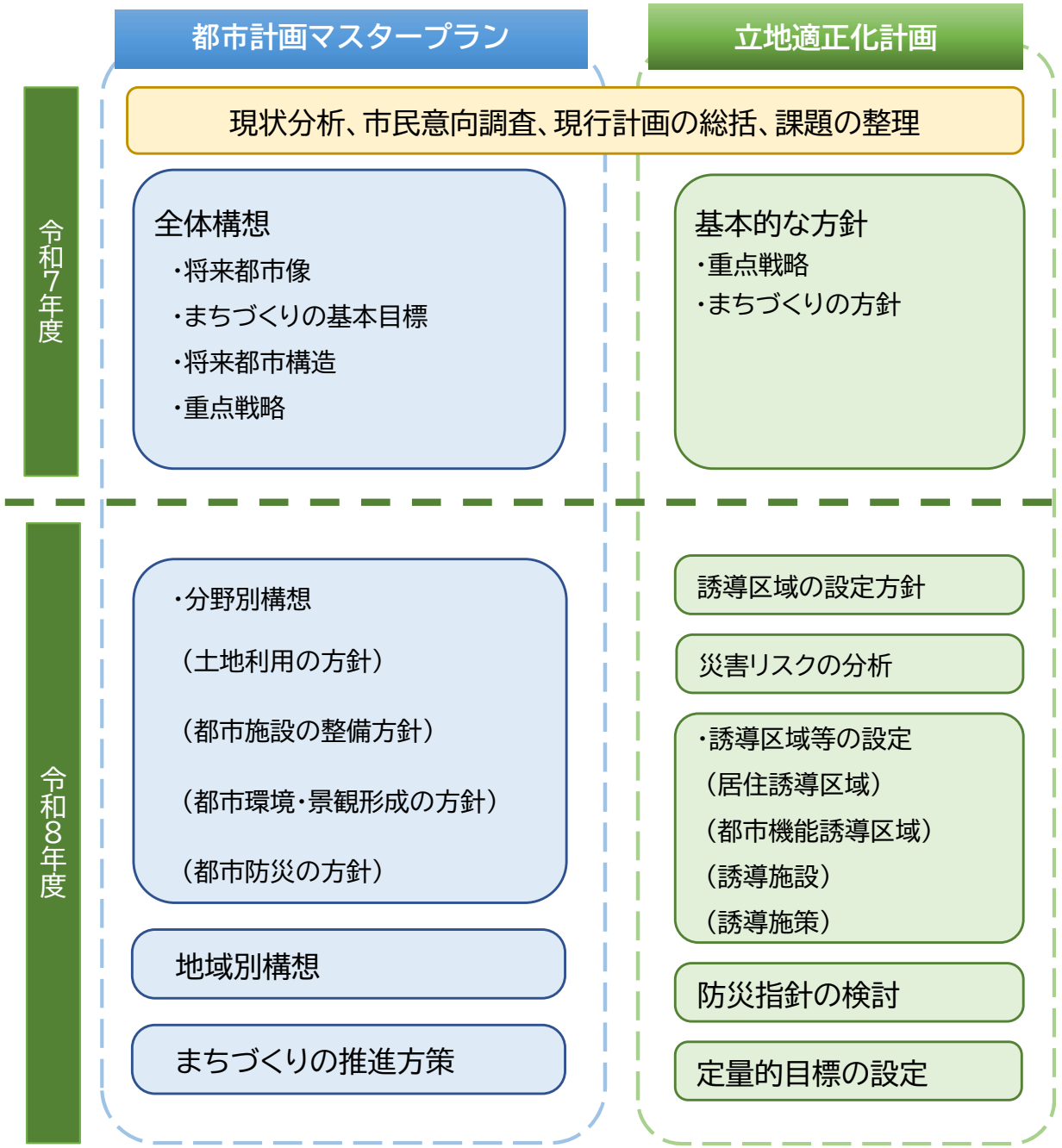

【令和7年度　主な検討経緯】

6月　第1回策定委員会

9月　市民意識調査
（9/8～28）

11月　第1回策定懇話会(11/4)

1月　第2回策定委員会(1/16)

2月　第2回策定懇話会(2/3)

3月　都市計画審議会(3/25)

【令和8年度　検討予定】

7月　第1回策定委員会(7/1)
第1回策定懇話会(7/17)

9月　都市計画審議会(9/10)

10月　原案完成予定

11月　第2回策定委員会
第2回策定懇話会

12月　パブリックコメント

1月　第3回策定委員会
第3回策定懇話会
都市計画審議会

3月　計画決定

Ⅱ．都市計画マスタープラン

1. 現行計画の概要

Ⅰ.序論　都市マスとは、現況と課題

Ⅱ. 全体構想

【将来都市像】　目指すべき将来の都市像

人と自然が織りなし　活力あふれる　交流拠点都市 いちのせき

【まちづくりの基本目標】　将来都市像の実現に向けた基本目標

1．利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり
2．広域的な連携と交流が活発に行われるまちづくり
3．産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり
4．自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくり

【将来都市構造】
基本目標で掲げた都市の実現に向けた将来の都市構造

【分野別構想】分野ごとのまちづくりの基本方針

1．土地利用の方針
2．都市施設の整備方針
3．都市環境・景観形成の方針
4．都市防災の方針
5．ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針

【地域別構想】地域ごとのまちづくりの基本方針

一関地域、花泉地域、大東地域、千厩地域、東山地域、
室根地域、川崎地域

Ⅲ. 地区別構想

（都市計画区域ごとのまちづくりの方針）

一関中央地区
一関東部地区
一関西部地区
千厩地区
東山地区

Ⅳ. まちづくりの推進方策

（まちづくりの方針の実現に向けた市民、行政の役割など、推進方策）

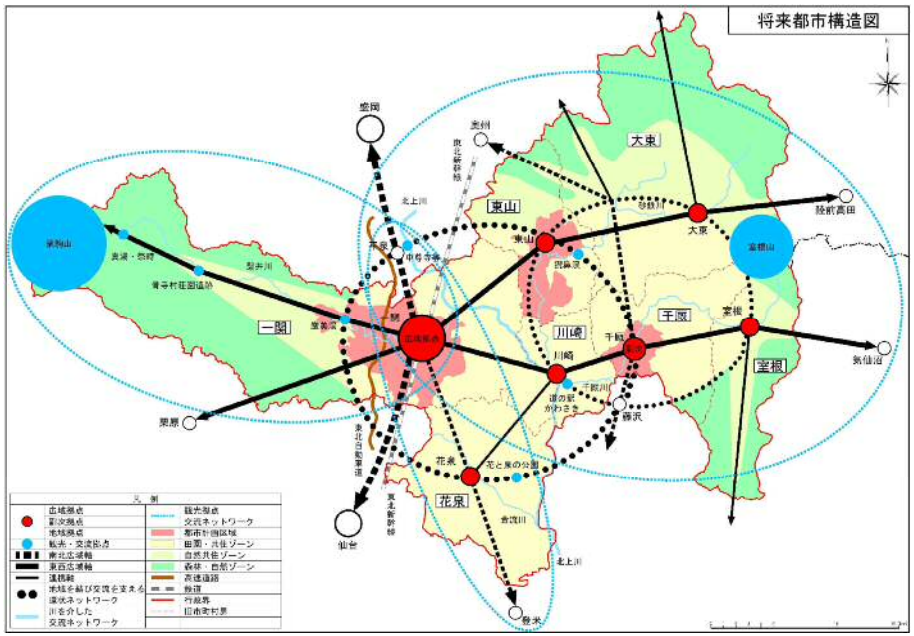

将来都市構造図

2. 一関市都市計画マスタープラン改訂方針（留意点）

「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性とわかりやすさを重視した改訂とします。

（１）重点的な取組の明確化

現行計画は、課題設定、目標・方針、施策のつながりが弱く、重点的なまちづくりの目的、そのためにやるべきことが見えにくくなっています。

① 課題、目標・方針、施策のつながりの明確化

将来都市像から課題、目標・方針、施策へと一連のつながりが読み取れる構成とすることで、重点的に取り組む目的とやるべきことを市民にわかりやすく示します。

② 重点戦略の設定

将来都市像の実現に向けた、短期的な取組方針を市民にわかりやすく示すため、「重点戦略」を新設します。

新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」とすることで、都市マスと立地適正化計画の連携を明確にします。

③「重点戦略」の分野別構想への反映

分野別構想へ反映することで、各分野の役割を明確にし、計画の実効性を高めます。

（２）構成の簡潔化とわかりやすさの向上

現行計画は、分野別構想に重複・類似する記載があり、構成が複雑です。また、合併前の各地域のまちづくりを踏襲したため、「地域別構想」に加えて、都市計画区域には「地区別構想」もあり、記載内容の重複、わかりにくさがあります。

① 分野別構想の構成の見直し

分野別構想の類似箇所や重複箇所を集約整理することで、構成を簡潔にし、わかりやすくします。

② 地域別構想と地区別構想の1本化

各地域のまちづくりの方向性については、「地域別構想」と「地区別構想」を1本化し、構成を簡潔にし、わかりやすくします。

2. 一関市都市計画マスタープラン改訂方針（留意点）

「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性とわかりやすさを重視した改訂とします。

（３）計画の進行管理と見直し

現行計画は、方針ごとに取組の記載レベルが異なり、また、具体的な施策展開に至らないまま残された方針があります。
進捗を把握する仕組みもないため、計画の達成状況を検証しにくい計画です。

① 分野別構想記載レベルの見直し

目標・方針と取組の対応関係を整理し、分野別構想、地域別構想などの各パートの施策や取組の記載レベルを統一します。

② 立地適正化計画とあわせた計画の進行管理

立地適正化計画と合わせ、都市計画マスタープランの進捗状況をしっかり把握できる構成とします。

3. まちづくりの主要課題と将来都市像・まちづくりの基本目標

「改訂方針(1)重点的な取組の明確化、① 課題、目標・方針、施策のつながりの明確化」を踏まえ、　主要課題の解決に向けて、どのようなまちの姿を目指すのか、課題と都市の将来像のつながりを明確にします。

まちづくりの主要課題

課題1　まちの魅力再生

●一関地域の都市機能集積は認められるものの、都市のスプロール化に伴う中心市街地の魅力再生は喫緊の問題であり、今一度、市の広域的都市機能拠点としての機能を“しごとづくり”も踏まえて再定義しながら、その役割を強化していく必要があります。

課題2　市民生活における幸福度の向上

●若い世代の住替え意向が高くなっており、日常生活の満足度向上に加え、多様な“ひとづくり”を通して自らの希望を叶えられる環境を整えることで、全市民の幸福度を向上し、定住意向を高める必要があります。

課題3　安全・安心の強化

●災害対策によるリスクの低減は進んでいますが、中心市街地を中心に洪水浸水想定区域等のリスクがあります。また、市民の防災意識が十分に高まっておらず、ハードソフト両面からの災害への備えをより一層強化する必要があります。

将来都市像

ひとりひとりが輝き、安心して暮らし続けられるまち

まちづくりの基本目標

基本目標1 希望を叶え幸せに　暮らすまち



希望する仕事に就き、いきいきと働ける

基本目標2 自分らしく暮らせるまち

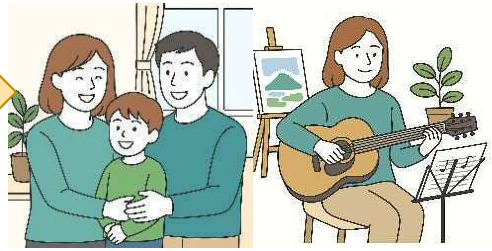

仕事と子育てを両立し、家族との時間も大切にできる暮らし

学びや趣味、文化・芸術を楽しみ、交流の中で生きがいを感じる暮らし

基本目標3 安心して、笑顔で暮らせるまち

災害時も、正確な情報をもとに落ち着いて行動できる



4. 重点戦略

新規設定

「改訂方針(1)重点的な取組の明確化、② 重点戦略の設定」を踏まえ、　将来都市像の実現に向け、具体的な取組方針を明確化する「重点戦略」を新設します。新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。

まちづくりの主要課題	まちづくりの基本目標	重点戦略	
課題1 まちの魅力再生	基本目標1 希望を叶え幸せに暮らすまち	① 一関の新たな顔づくり	中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、東西自由通路
		② 多様なしごとを生み出すまちづくり	一ノ関駅東側への起業支援機能、学校跡地等を活用した産業誘致
課題2 市民生活における幸福度の向上	基本目標2 自分らしく暮らせるまち	③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成	若い世代のニーズに応じた住宅地の形成(通勤の利便性、買い物、子育て機能、教育機能の充実) 高齢化が進行する住宅団地の再生、空き家活用(関が丘など)
		④ 多様な交流がうまれるまちづくり	身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会等、多様な交流の場や居場所づくり 広域拠点への公共交通によるアクセスの確保 学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化 二地域居住、多様な住まい方、空き家活用
課題3 安全・安心の強化	基本目標3 安心して、笑顔で暮らせるまち	⑤ 柔軟な都市機能の提供	移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化等
		⑥ 市街地の防災対策	中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、 地域防災力(DX、情報発信)、避難場所の確保

4. 重点戦略

新規設定

重点戦略	
① 一関の新たな顔づくり	中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。 市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。 市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。 これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。
② 多様なしごとを生み出すまちづくり	人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地等への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。
③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成	市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。 また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。
④ 多様な交流がうまれるまちづくり	公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。 市中心部では図書館や文化センターを中心とした多様な交流が生まれる居場所づくりに取り組みます。 地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地等の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。 一ノ関駅周辺の広域拠点にアクセスしやすい公共交通の維持・充実に取り組みます。
⑤ 柔軟な都市機能の提供	市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。
⑥ 市街地の防災対策	一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力の強化（DX・情報発信）、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

白紙

5. 将来都市構造

現行計画

将来都市構造は、基本目標で掲げた都市の実現に向けた将来の都市構造を示すもので、「拠点」「ゾーン」「軸」で構成します。

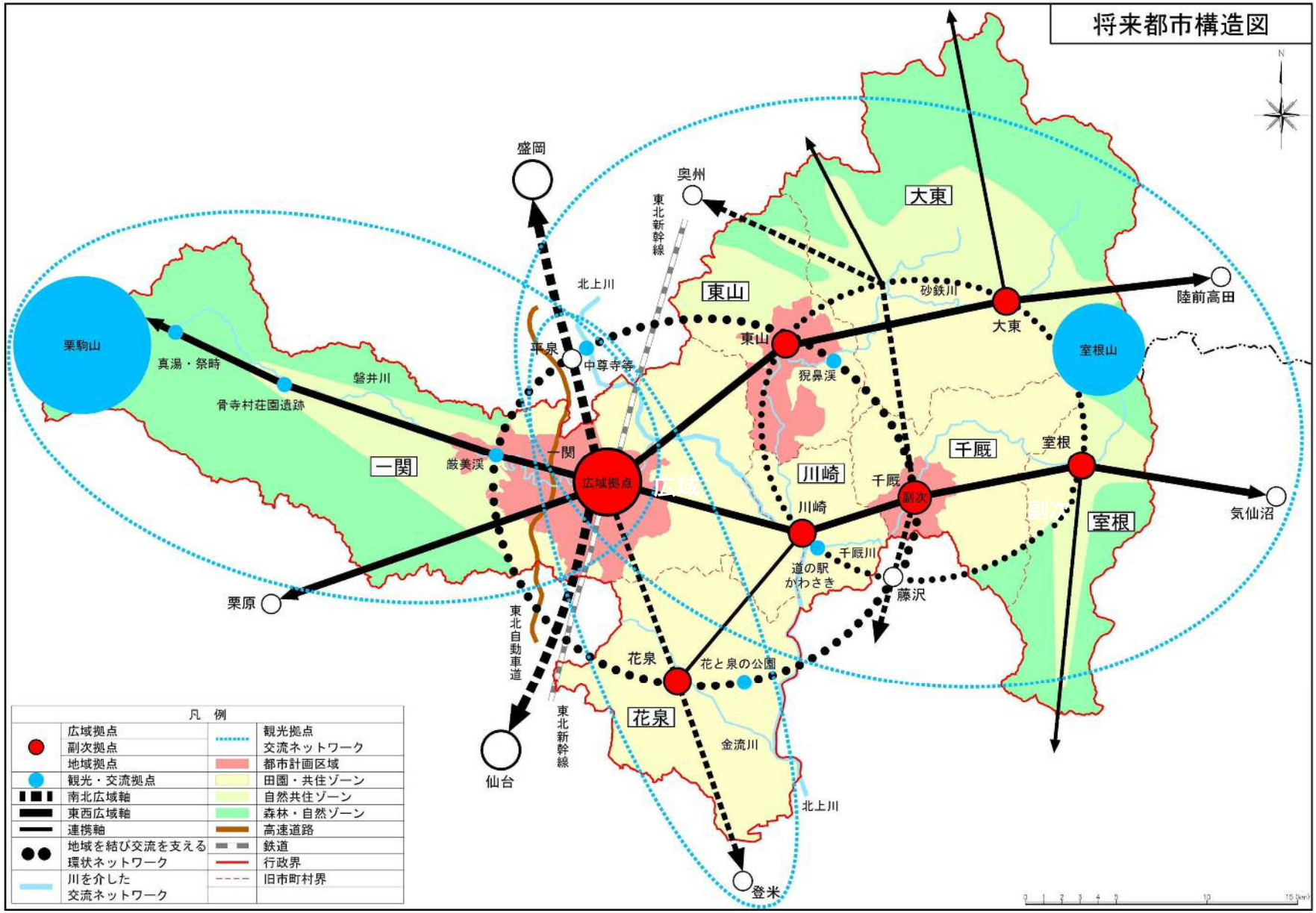

5. 将来都市構造

改訂案

将来都市構造の主な変更点は、以下の通りです。
・一ノ関駅周辺の広域拠点機能を強化
・中心市街地を高次都市機能集積ゾーンとして位置付け
・地域生活拠点を再整理し暮らしを支える機能を明確化
・広域連携軸・都市間連携軸として再整理し、周辺都市、市内拠点間の連携を強化

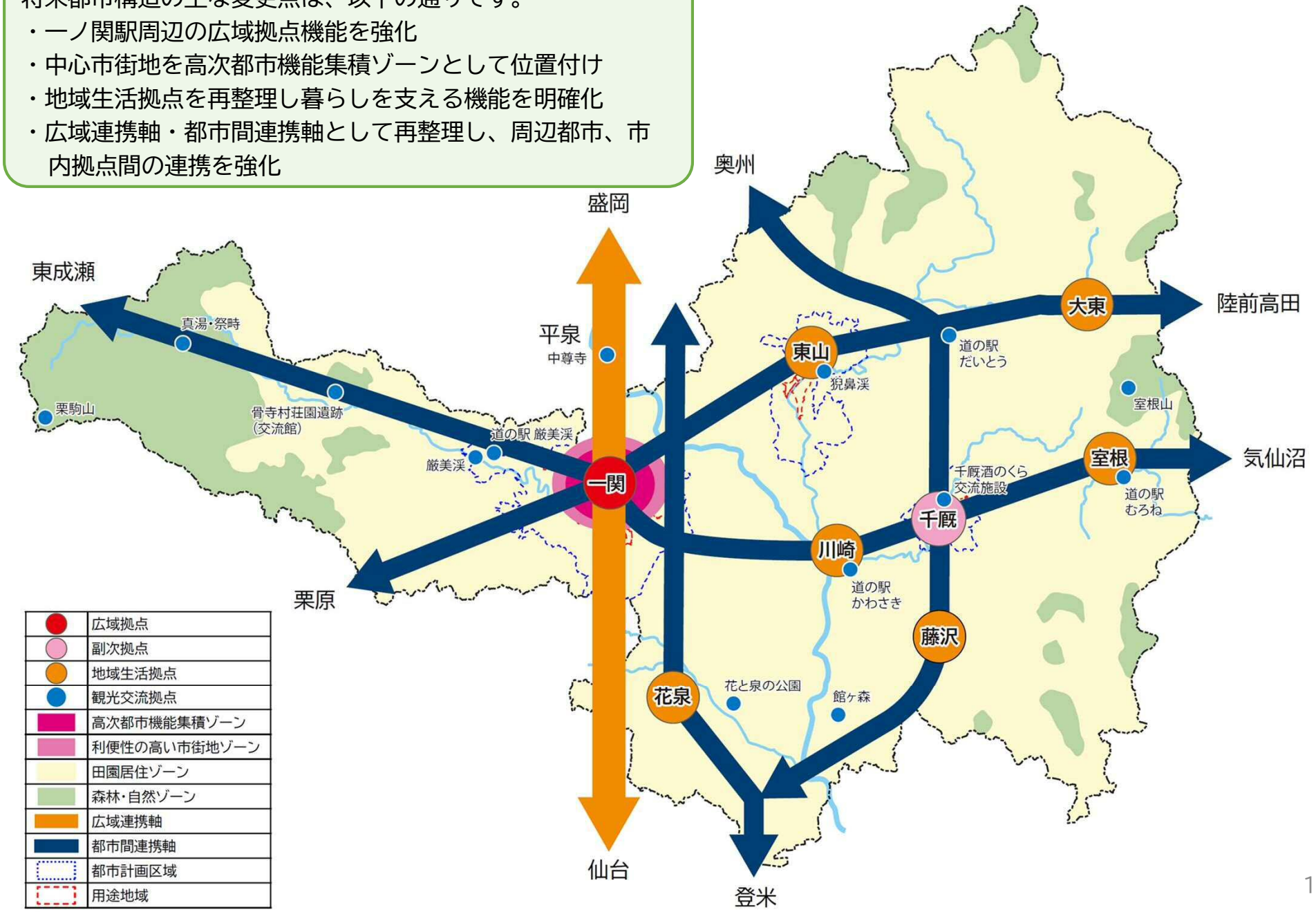

5. 将来都市構造

（１） 拠点

「広域拠点」は、一ノ関駅周辺を、岩手県南・宮城県北を支える広域拠点として再整理するとともに、駅東口の整備などを見据え、都市機能の集積を強化します。
「副次拠点」、「地域生活拠点」は、各地域の日常生活を支える拠点として再整理し、役割を明確化します。
「観光交流拠点」は、地域の自然、自然環境に「歴史」の視点を加え、各地域の資源を生かした来訪・交流の促進を図る拠点として役割を明確化します。

現行計画

拠点の種類	拠点の役割
広域拠点	本市及び岩手県南・宮城県北の生活・活動を支える広域的都市機能集積地
副次拠点	広域拠点の機能を補完し、主に本市の東部地域の生活・活動を支える都市機能集積地 暮らしやすさを支える機能
地域拠点	市民の日常生活に対応し、日々の生活・活動を支える都市機能集積地
観光交流拠点	地域の文化、自然環境等を核に広域からの流入を促進する代表的な観光地

改訂案

拠点の種類	拠点の役割
広域拠点	一関市の中心となる市街地として、商業・業務、行政、交通、教育・生涯学習、交流などの高次な都市機能を集積し、市民生活や広域的な活動を支える拠点。 岩手県南・宮城県北を含む広域的な生活・交流の中心として、にぎわいの創出と都市機能の利便性向上を図る。
副次拠点	広域拠点を補完しながら、主に市東部地域の暮らしや活動を支える拠点。日常生活に必要な都市機能を維持・充実し、地域の暮らしやすさを高める。 また、暮らしに必要な機能が整った、ゆとりある居住環境を形成する。
地域生活拠点	各地域において、買い物、医療・福祉、行政サービス、交流など、市民の日常生活に必要な機能を身近に確保し、地域での暮らしを支える拠点。 また、暮らしに必要な機能が整った、ゆとりある居住環境を形成する。
観光交流拠点	地域の文化、歴史、自然環境などを生かし、市内外からの来訪や交流を促進する拠点。観光資源の魅力向上と周辺地域との連携により、交流人口の拡大と地域のにぎわい創出を図る。

5. 将来都市構造

（２） ゾーン

「都市計画区域」は、新たに「高次都市機能集積ゾーン」、「利便性の高い市街地ゾーン」を設定し、商業・業務・交流機能が集積するゾーンとしての役割を明確化します。
「田園・共住ゾーン」、「自然共住ゾーン」は、「田園居住ゾーン」として再整理し、農地や自然環境と調和した暮らしの場としての役割を明確化します。
「森林・自然ゾーン」は、自然公園や自然保全に関する関係法令の区域指定を踏まえ、保全すべきゾーンを明確化します。

現行計画

ゾーンの種類	ゾーンの役割
都市計画区域	一体の都市として、総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域
田園・共住ゾーン	優良農地の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
自然共住ゾーン	森林・自然環境の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
森林・自然ゾーン	森林・自然環境の保全を基本に、自然と調和しながら共存を図るゾーン

改訂案

ゾーンの種類	ゾーンの役割
高次都市機能集積ゾーン	一関地域の中心市街地において、商業・業務、サービス、交流などの高次な都市機能が集積するゾーン。 広域拠点としての利便性やにぎわいを高めるため、既存の都市機能を維持・強化し、中心市街地の魅力と回遊性の向上を図る。
利便性の高い市街地ゾーン	商業・医療・福祉、子育て支援、公共交通など、日常生活に必要な都市機能にアクセスしやすい市街地を示すゾーン。 安全で快適な居住環境を確保しながら、日常生活の利便性が高い市街地の形成を図る。
田園居住ゾーン	地域生活拠点や既存集落の周辺に広がる、農地や自然環境と調和した暮らしの場を示すゾーン。拠点における生活機能と連携しながら、良好な居住環境と田園環境の維持を図る。
森林・自然ゾーン	栗駒国定公園、室根高原県立自然公園、蓬莱山自然環境保全地域、保安林などの豊かな森林・自然環境を保全するゾーン。自然の恵みや景観を守りながら、自然と共生する土地利用を図る。

5. 将来都市構造

（３） 軸

都市の骨格を形成する広域的な交通体系に着目し、軸を「広域連携軸」「都市間連携軸」に再整理することで、盛岡・仙台圏との広域的な移動や産業活動を支える役割と、周辺都市との交流・連携を支える役割を明確化します。

現行計画の「連携軸」「環状ネットワーク」「川を介した交流ネットワーク」「観光・交流ネットワーク」が担っていた市内の連携・交流機能は、分野別方針等に位置付けることとし、軸としては統合・整理します。

現行計画

軸の種類	軸の役割
南北広域軸	東北自動車道、国道4 号、東北新幹線、東北本線などからなる南北方向の交通体系
東西広域軸	国道284 号、国道342 号、大船渡線などからなる東西方向の広域的な交通体系
連携軸	各拠点間、観光交流拠点間を結び地域の連携や交流を促進する道路体系
地域を結び交流を与える環状ネットワーク	各拠点間を結び地域の連携や交流を促進する広域拠点、副次拠点を中心とする環状道路体系
川を介した交流ネットワーク	地域の連携と活気を醸成する川を軸とした交流体系
観光・交流ネットワーク	本市の玄関口である一ノ関駅周辺地区と各観光・交流拠点を結び回遊性を高める交流体系

改訂案

軸の種類	軸の役割
広域連携軸	東北自動車道、国道４号、東北新幹線、JR東北本線などを骨格として、盛岡市、仙台市など県内外の主要都市との広域的な移動や交流、産業活動を支える連携軸。
都市間連携軸	国道284号、国道342号、国道343号、国道456号、国道457号、JR大船渡線などにより、奥州市、平泉町、陸前高田市、栗原市、登米市、気仙沼市、東成瀬村などの周辺都市との交流・連携を支える連携軸。

6. 分野別構想改訂方針

（１）分野別構想の構成の見直し

「改訂方針(2) 構成の簡潔化とわかりやすさの向上、① 分野別構想の構成の見直し」を踏まえ、類似箇所や重複箇所を集約整理し、分野の構成を５項目から４項目へ見直します。

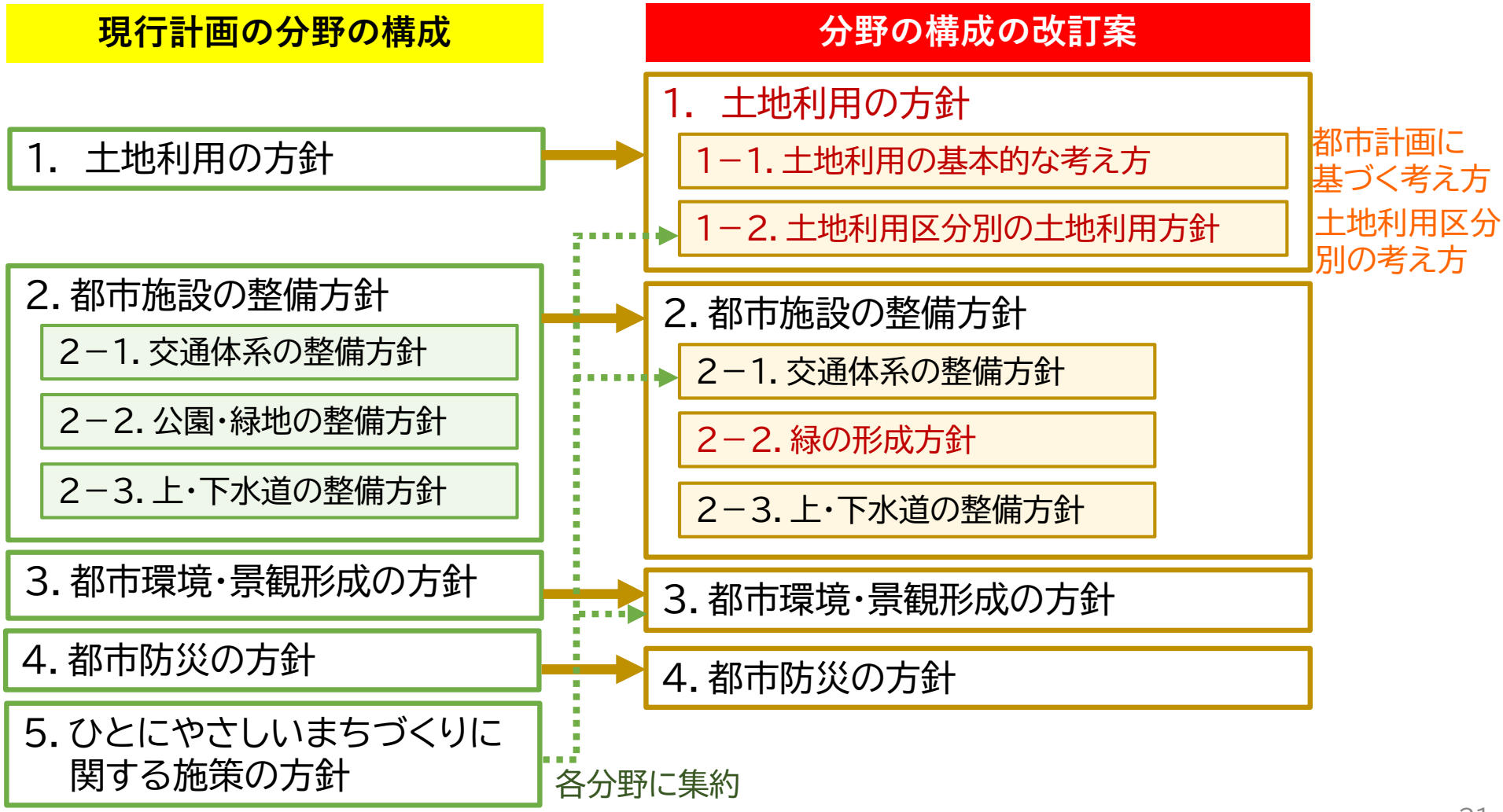

6. 分野別構想改訂方針

（１）分野別構想の構成の見直し

現行計画の分野の構成

1　土地利用の方針		①基本方針
		②商業・業務地の方針
		③工業地の方針
		④住宅地の方針
		⑤沿道サービス用地の方針
		⑥市街地内緑地の方針
		⑦生産系・保全系緑地の方針
2　都市施設の整備方針	2－1都市施設　交通体系	①基本方針
		②広域・市内ネットワークの整備方針
		③道路の歩行者空間・環境整備の方針
		④公共交通整備の方針
	2－2都市施設 公園・緑地	①基本方針
		②都市公園・都市緑地の整備方針
	2－3都市施設　上・下水道	①基本方針
		②下水道・上水道の整備方針
3　都市環境・景観形成の方針		①基本方針
		②自然的環境の保全・整備方針
		③都市環境の保全・整備方針
		④都市景観の形成方針
4　都市防災の方針		①基本方針
		②都市防災対策の方針
5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針		①基本方針
		②地域コミュニティの形成方針
		③ユニバーサルデザインのまちづくりの方針
		④住宅整備の方針
		⑤福祉・子育て環境の向上方針
		⑥主要な公共施設の整備方針
		⑦情報化に対応したまちづくりの方針

6. 分野別構想改訂方針

（１）分野別構想の構成の見直し

分野の構成の改訂案

1　土地利用の方針	1－1土地利用の基本的な考え方	
	1－2土地利用区分別の土地利用方針	①基本方針
		②商業・業務地の方針
		③工業地の方針
		④住宅地の方針
		⑤沿道サービス用地の方針
		⑥生産系・保全系緑地の方針
2　都市施設の整備方針	2－1都市施設　交通体系の整備方針	①基本方針
		②広域・市内ネットワークの整備方針
		③道路の歩行者空間・環境整備の方針
		④公共交通整備の方針
	2－2都市施設 緑の形成方針	①基本方針
		②自然環境の保全の方針
		③都市公園・都市緑地の整備方針
		④緑化の方針
	2－3都市施設　上・下水道の整備方針	①基本方針
		②下水道の整備方針
		③上水道の整備方針
3　都市環境・景観形成の方針		①基本方針
		②脱炭素社会の実現に向けた方針
		③住宅整備の方針
		④情報化に対応したまちづくりの方針
		⑤都市景観の形成方針
4　都市防災の方針		①基本方針
		②都市防災対策の方針

6. 分野別構想改訂方針

（２） 「重点戦略」の分野別構想への反映

「改訂方針(1)重点的な取組の明確化、③「重点戦略」の分野別構想への反映」を踏まえ、「重点戦略」を分野別構想に反映します。

また、将来都市構造の考え方、社会潮流、上位・関連計画等の改訂により、方針等が変更となった事項を反映します。

表　重点戦略と分野別構想の対応

【改訂案】分野別構想		重点戦略					
		① 一関の新たな顔づくり	② 多様なしごとを生み出すまちづくり	③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成	④ 多様な交流がうまれるまちづくり	⑤ 柔軟な都市機能の提供	⑥ 市街地の防災対策
1. 土地利用の方針		●	●	●	●	●	
2. 都市施設の整備方針	2-1. 交通体系の整備方針	●			●	●	
	2-2. 緑の形成方針	●					
	2-3. 上・下水道の整備方針			●			●
3. 都市環境・景観形成の方針		●				●	
4. 都市防災の方針							●

7. 分野別構想改訂案

都市計画マスタープラン改訂方針を踏まえた、改訂内容は以下のとおりです。
また、改訂案に対して、令和８年度第１回策定懇話会（R8.7.17）にていただいたご意見を踏まえ修正した箇所は以下のとおりです。

表　分野別構想改訂事項

都市計画マスタープラン改訂方針 （分野別構想に関連する方針）	分野別構想の改訂内容	分野別構想改訂箇所の表示
(1)重点的な取組の明確化 ③「重点戦略」の分野別構想への反映	a.将来都市構造、重点戦略の反映 b.社会潮流の反映 c.上位・関連計画の反映	●●●
(2)構成の簡潔化とわかりやすさの向上 ①分野別構想の構成の見直し	a.各分野の構成の見直し b.類似箇所の集約 c.重複箇所の集約 d.計画書の構成のわかりやすさの向上	●●●
(3)計画の進行管理と見直し ①分野別構想記載レベルの見直し	a.記載レベルの統一 b.施策実施状況等の反映（時点更新）	●●●
令和８年度第１回策定懇話会意見へ対応	「参考資料２　令和８年度第１回策定懇話会修正対応事項整理表」参照	○○○

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

1　土地利用の方針

1－1　土地利用の基本的な考え方

＜土地利用の基本方針＞

- 市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境、景観と調和した、将来にわたって各地域の均衡ある持続的発展が可能となる土地の保全・活用に努めます。
- 各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、全市的な視点に立った土地利用に努めます。
- 環境や景観に配慮しつつ、農業者の生産基盤の確保に努めます。

＜都市計画区域に関する方針＞

- 都市計画区域については、現在の指定区域を基本として、農林業との調整を図りながら、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全します。

＜用途地域に関する方針＞

- にぎわいのある商業地、居住環境の向上を図る住宅地、工業地の適切な配置など、望ましい市街地の形成に向け、用途地域内における土地利用の的確な規制・誘導を図りながら土地利用の増進を促進します。
- 都市の発展を支える産業用地については、企業ニーズや周辺環境の保全・調和等を総合的に判断した上で、農林業との調整を図りながら計画的に土地需要に対する調整を図ります。

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇：懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針

１－１　土地利用の基本的な考え方

＜用途地域以外の方針＞

- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、自然環境や地域計画との連動を加味し営農環境と調和した土地利用を誘導します。

＜都市計画区域外の方針＞

- 都市計画区域外では、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との計画的な調整を図りながら、集落地の良好な生活環境の維持・保全と、農地、森林等の自然環境の保全・調和を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

１　土地利用の方針

１－２　土地利用区分別の土地利用方針

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

① 基本方針

- ♦ 商業・業務地は、官公庁を含む業務施設や店舗・事務所等の立地を誘導するとともに、多様なしごとを創造する機能を配置し、広域拠点、各地域生活拠点としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図ります。
- ♦ 工業地は、工場・倉庫などの工業施設の立地を誘導し、工業地としての利便性の向上を図ります。
- ♦ 住宅地は、定住環境の整備を促進しながら、居住環境の向上を図ります。
- ♦ 沿道サービス用地は、自動車利用者に対応した、沿道サービス施設を中心に立地を誘導します。
- ♦ 生産系・保全系緑地は、市街地を囲んで広がる良好な営農環境、山林と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域として保全します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映
- 中心市街地の活性化
- 一ノ関駅東側の整備

重点戦略② 多様なしごとを生み出すまちづくりの反映
- 一ノ関駅東側への起業支援機能

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針
１－２　土地利用区分別の土地利用方針
②　商業・業務地の方針

＜用途地域内の商業･業務地の方針＞

- 市の中心市街地である一関地域の商業地については、本市の顔として、その機能の充実を図るべく、商業･業務機能、サービス機能、教育･生涯学習機能等の都市機能の強化に努め、街なかへの人の誘導を図ります。
- 一ノ関駅東口工場跡地は、「賑わい創出機能」、「産業基盤の創出機能」、「公的機能」を効果的に配置することにより、新たな取組が持続的に生まれるまちの実現を図ります。
- 一ノ関駅周辺地域における東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業･業務機能の強化を図り、利便性の高い中心市街地として再構築を図ります。
- 千厩地域、東山地域の商業･業務地については、暮らしを支える機能の充実と地域生活拠点としての魅力向上を図ります。
- 歴史ある建物などの地域資源を交流や地域活動の場として活用し、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映

中心市街地の活性化、
一ノ関駅東側の整備
東西自由通路

重点戦略② 多様なしごとを生み出すまちづくりの反映

一ノ関駅東側への起業支援機能

重点戦略④ 多様な交流がうまれるまちづくりの反映

身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会
学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針
１－２　土地利用区分別の土地利用方針
②　商業・業務地の方針

＜用途地域外・都市計画区域外の商業・業務地の方針＞

- これまで地域の生活拠点としての役割を担ってきた各地域生活拠点に形成されている商業・業務地については、地域ニーズに対応した商業機能の充実を図ります。
- 日々の生活・活動を支える都市機能については、既存施設を有効活用しながら、施設の複合化等による機能の充実を図るとともに、地域生活拠点に配置し、誰もが利用しやすい機能的な拠点の形成を図ります。
- 各地域に伝わるまつりや伝統芸能などの伝統文化を活かし、市民の参加と交流を促進することで、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略② 多様なしごとを生み出すまちづくりの反映
- 学校跡地等を活用した産業誘致

重点戦略④ 多様な交流がうまれるまちづくりの反映
- 身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会
- 学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化

重点戦略⑤ 柔軟な都市機能の提供の反映
- 移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化等

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針
１－２　土地利用区分別の土地利用方針

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

③　工業地の方針

＜用途地域内＞

- 一関東工業団地などの大規模工場が集積している地区については、工業拠点として位置付け、既存の産業基盤や交通利便性を生かしながら、企業の操業環境の維持・向上を図るとともに、関連産業の集積や新たな企業立地を促進し、地域産業の活性化を図ります。
- 沿道サービス用地を除く準工業地域は、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制し、周辺への環境悪化をもたらすおそれのない工場を誘導します。

上位関連計画の反映

＜用途地域外・都市計画区域外＞

- 現在整備中の(仮称)一関インター西産業用地等の用途地域外・都市計画区域外の工業地については、農林業との調和に配慮しながら、工場等の立地を誘導します。
- 企業の立地動向や産業構造の変化を踏まえ、周辺環境との共生に配慮しつつ、計画的な産業用地の確保に努めます。また、学校跡地等の遊休地や未利用地の活用等を図り、多様な企業ニーズに対応した産業用地の確保を図ります。

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針

１－２　土地利用区分別の土地利用方針

④　住宅地の方針

＜用途地域内＞

- 用途地域内の住宅地については、子育て支援、買い物等の暮らしに必要な都市機能にアクセスしやすい利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- 用途地域内で都市基盤の整った住宅地は、その市街地環境の保全を図るとともに、高齢化により空き家が増加している住宅団地等においては、子育て世代のニーズにあった住宅が立地できるよう建ぺい率や容積率などの見直しを検討します。
- 都市基盤が未整備の住宅地は、道路、公園、上下水道等の生活基盤施設の整備水準の向上により、良好な住環境の形成を図ります。

＜用途地域外・都市計画区域外＞

- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制することを基本とし、周辺の自然環境や景観と調和した住環境の形成を図ります。
- 都市計画区域外の住宅地は、良好な生活環境を維持・形成しながら、田園集落としての環境・景観を保全します。
- U・I・Jターンや二地域居住等の新たなライフスタイルへのニーズに対し、関係団体等と連携しながら、農家住宅をはじめとした空き家ストックの活用を促進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成の反映

若い世代のニーズに応じた住宅地の形成（通勤の利便性、買い物、子育て機能、教育機能の充実）
高齢化が進行する住宅団地の再生、空き家活用（関が丘など）

重点戦略④ 多様な交流がうまれるまちづくりの反映

二地域居住、多様な住まい方、空き家活用

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

１　土地利用の方針
１－２　土地利用区分別の土地利用方針

⑤　沿道サービス用地の方針

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

- 国道や主要地方道など、主要幹線道路の沿道（主に路線型の準工業地域、近隣商業地域に指定されている地区）については、大規模集客施設の立地を抑制するとともに背後地の住宅地に配慮した土地利用の形成に努めます。

⑥　生産系・保全系緑地の方針

上位関連計画の反映

- 平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、自然条件と地域の特性を生かし、水稲を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせた複合経営を展開するとともに、地域計画との連携を前提とした基盤整備事業、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業の展開を図ります。
- 農村が持つ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図ります。
- 栗駒山、室根山から続く丘陵地は、保全系緑地として、水源涵養機能、災害防止機能などの公益的機能の維持のため、その保全に努めるとともに、豊かな自然環境を生かした、教育・文化・レクリエーション活動の場として活用します。

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針

２－１　交通体系の整備方針

①　基本方針

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

- 広域的な交流連携や経済活動の活発化を促進するため、広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網について早期の整備促進を目指します。また、日常生活における安全で便利な交通を確保し、市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展が可能となるよう、広域・市内の道路ネットワークの形成を図ります。
- 歩行者や自転車、車椅子利用者にとっても常に安心・安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間・環境整備を推進します。
- 多様な公共交通資源により、拠点間や地域内を円滑に移動できる公共交通ネットワークの形成を図ります。

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針

２－１　交通体系の整備方針

②　広域・市内ネットワークの整備方針

＜広域ネットワークの整備方針＞

- 東北自動車道や三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ等の交通拠点へのアクセス向上を図るとともに、南北方向の大動脈である国道4号の4車線化、東西方向の横軸となる国道284号、342号の整備に加え、国道343号のトンネル整備を関係機関と連携して促進し、バイパス整備やその他改良整備とあわせて交通機能の向上を図ります。
- 内陸部と沿岸部を結び、交通量の多い国道284号については、一関中心部と気仙沼市間の交流を促進し、世界遺産「平泉」と沿岸部の観光地を軸とした広域的な観光ネットワークの構築を目指し、関係機関と連携して高規格道路の整備を促進します。
- 岩手県南部から宮城県北部にかけて集積が進む自動車関連事業所間のサプライチェーンをより強固なものとし、今後の事業所誘致においても優位な基盤を形成するため、国道4号を補完する主要地方道一関北上線等の南北軸の整備について、関係機関と連携して整備を促進します。

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針

２－１　交通体系の整備方針

②　広域・市内ネットワークの整備方針

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

＜市内ネットワークの整備方針＞

- 少子高齢化が進行する現状を踏まえ、市内のどの地域からでも通勤、通学、通院、買い物等が円滑に行える市内道路ネットワークの形成に向けて、地域の実情を踏まえつつ、優先度の高い路線から効率的・効果的な整備を促進します。
- 都市計画道路については、都市計画道路が持つべき役割と現在・将来の社会・経済情勢及び国や県の事業との関連などを総合的に判断し、実効性・実現性のある計画となるように見直し、整備を推進します。
- 産業用地の整備の際は、国道などの主要な広域ネットワークへ円滑に自動車交通を処理する道路の整備を積極的に推進します。

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－１　交通体系の整備方針

③　道路の歩行者空間・環境整備の方針

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

＜ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間整備の方針＞

- 歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、歩道の段差解消、勾配緩和等を図り、市民生活に最も密着した生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- 外国語表記も加えた見やすく、わかりやすい案内標識の設置や、視覚障害者誘導ブロック等の整備を推進します。

＜道路修景整備等の方針＞

- 電線類の地中化、舗装の高質化、街路灯のデザイン化、橋梁等構築物の修景化、街路樹の植栽等を行い、ゆとりと潤いのある道づくりを推進します。
- 中心市街地においては、市や地域のシンボルとなる魅力ある駅前広場、幹線道路の整備、歩行者空間（オープンスペース）の確保等を進め、個性と魅力ある居心地の良いウォーカブルな空間の形成を図ります。

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映

中心市街地の活性化

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－１　交通体系の整備方針

④　公共交通整備の方針

＜持続可能な公共交通ネットワークの形成＞

- JR線などの鉄道や市内各地域を結ぶ路線バス、タクシー、地域内交通である市営バスやデマンド型乗合タクシー等、多様な交通資源により、拠点間交通と地域内交通の維持確保を図ります。
- 多様な主体によって運行される公共交通の乗り継ぎを円滑にさせるとともに、誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築を図ります。
- 地域の実情に応じた公共交通サービスの充実を図るとともに、公共交通の利用を促進します。

＜一ノ関駅東西の連携強化＞

- 一ノ関駅においては駅東地区及び他地域からの利便性を高めるため、一ノ関駅東口周辺道路網の整備などにより、東口へのアクセス性の向上を図ります。また、東西自由通路の整備を検討するとともに市の玄関口にふさわしい駅舎の改修を促進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映
東西自由通路

重点戦略④ 多様な交流がうまれるまちづくりの反映
広域拠点への公共交通によるアクセスの確保

重点戦略⑤ 柔軟な都市機能の提供の反映
行政サービスのデジタル化・オンライン化等

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映
東西自由通路

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－２　緑の形成方針

①　基本方針

- ♦ 栗駒山エリア、室根山エリア、館ヶ森エリア周辺の良好な自然環境・景観の保全に努めるとともに、観光・レクリエーション施設としての活用を促進します。
- ♦ 豊かな自然環境を活かした水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点、スポーツ・レクリエーション拠点を位置付け、これらの拠点間を幹線道路で結び回遊性を高め、市域全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ♦ ゆとりのある魅力的な都市空間の創造と良好な居住環境の実現を図るため、緑の保全・活用を推進します。
- ♦ 道路環境を豊かにする街路樹の整備をはじめ、市民との協働により公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを進め、美しい豊かな環境づくりを推進します。

（2）①分野別構想の構成の見直し

緑に関する方針を総合的に記載

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－２　緑の形成方針

②　自然環境の保全の方針

- 森林は、国土の保全機能、水源涵養機能、保健休養機能、地球温暖化防止機能などの多面的な公益的機能を有することから、その機能を持続的に発揮できるよう森林資源の適切な保全と整備を推進します。
- 栗駒国定公園や室根高原県立自然公園については、市の代表的な観光・交流拠点と位置付け、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、自然体験型観光などの観光資源としての活用を図ります。
- 里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として保全を進めるとともに、市民が親しめる森を整備するなど、自然系レクリエーションの場として活用を促進します。
- 用途地域内に残る農地、森林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーションの場としての活用など、多面的な機能を有していることから、その機能を残した宅地化の誘導に努めます。

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－２　緑の形成方針

②　自然環境の保全の方針

- 用途地域外の農地、森林については、無秩序な宅地化を抑制し、市街地を囲む貴重な環境要素として保全します。
- 河川には、周囲の自然や景観に配慮した親水空間として、市民が親しみを持てる美しい河川の保全に努めます。
- 開発行為等が行われる場合は、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導に努めます。

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－２　緑の形成方針

③　都市公園・都市緑地の整備方針

＜都市公園の整備方針＞

- 子供の遊び場や地域の交流の空間など日常生活の中でいつでも容易に利用できる身近な公園として街区公園や近隣公園、地区公園などの住区基幹公園、市公園、広場などの整備、管理に努めます。
- 市民のスポーツ、レクリエーション活動や健康づくりの場として、総合公園や運動公園等の整備、管理に努めます。
- 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、市民参画を促進し、暑熱対策や鳥獣被害対策、防災・安全面への配慮を踏まえ、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

＜都市緑地の整備方針＞

- 磐井川、千厩川や砂鉄川といった市街地を流れる河川及び河川敷等の緑地の保全と景観整備、レクリエーション的活用等を関係機関と連携して促進します。
- 都市緑地については、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

7. 分野別構想改訂案

２　都市施設の整備方針

２－２　緑の形成方針

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)①　分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇：懇話会意見へ対応

④ 緑化の方針

- ♦ 快適で良好な居住環境の形成を目指し、道路への植樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模な公共施設敷地の緑化を進めるなど、緑豊かなオープンスペースの確保を図ります。
- ♦ 工場については、周辺の良好な住宅地に配慮したゆとりある敷地の確保、敷地内緑化の誘導に努めます。
- ♦ 美しいまちづくりを目指し、生け垣、花と緑の庭づくり、花いっぱい運動等の市民や地域、事業者の緑化活動の支援を図ります。

（1）③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映
一ノ関駅東側の整備

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－３　上・下水道の整備方針

①　基本方針

- ♦ 環境の保全や快適な市民生活を確保するため、既存汚水排水処理施設の機能維持とあわせて、水洗化の普及促進に努めます。
- ♦ 市民に良質な生活用水を安定して供給できるよう、施設の整備・維持を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

２　都市施設の整備方針
２－３　上・下水道の整備方針

②　下水道の整備方針

- 汚水処理については、公共下水道施設、及び農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の普及促進などにより、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境の創出に努めます。
- 下水道供用区域については、早期水洗化を働きかけ、下水道利用を促進します。
- 下水道供用区域への居住の誘導を図り、既存の下水道ストックの有効活用と効率的な施設運営を図ります。
- 浸水被害、道路の冠水等の防止・軽減に向け、排水施設、排水設備等の充実を図ります。また、ハード・ソフトが一体となった総合的な雨水対策を推進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

上位関連計画の反映

重点戦略③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成の反映

若い世代のニーズに応じた住宅地の形成

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映

中心市街地周辺の防災力の強化

③　上水道の整備方針

- 災害時のライフライン確保に対応できるよう、耐震化や多系統化等により、強靭な水道システムを構築していきます。
- 持続的に安全で安定した水道水の供給を維持するため、水道施設の計画的な更新を推進します。
- 未普及地域については、生活用水確保支援事業を含めた、多様な手法による生活用水の確保・支援を図ります。

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映

中心市街地周辺の防災力の強化

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

3　都市環境・景観形成の方針

①　基本方針

- 再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の高い脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。
- 誰もが安心して暮らせるよう、良好な住宅ストックの確保を図ります。
- 行政サービスのオンライン化、交通・防災・エネルギー管理のスマート化等、デジタル技術の積極的な活用を図ります。
- 重要な景観要素のデザイン化を図りながら、恵まれた自然や歴史的な風土と調和した美しく魅力ある景観の形成を推進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

上位関連計画の反映

②　脱炭素社会の実現に向けた方針

- 太陽光発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策、資源の再生利用などを促進します。
- ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再資源化(リサイクル)等、循環型社会の実現に向けた取組を促進します。
- 一般廃棄物及びし尿の適正かつ効率的な処理体制の維持・充実を図るとともに、不法投棄やポイ捨ての防止に取り組み、清潔で快適な生活環境を保全します。

社会潮流「脱炭素・カーボンニュートラル」の反映

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

3　都市環境・景観形成の方針

③　住宅整備の方針

- 耐震化やバリアフリー化の促進に向けた助成制度等に関する情報提供及び関係団体等と連携した市場への働きかけや市民への意識啓発等により、安全性の高い住環境の形成を促進します。
- 高断熱・高気密・通風性を確保した省エネルギー住宅の普及に努めます。
- 市営住宅は、計画的な予防保全による維持管理の推進により、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。将来需要の見通しに基づく円滑なストック更新を推進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

上位関連計画の反映

④　情報化に対応したまちづくりの方針

- 情報化社会の進展に対応した、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を推進し、市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図ります。

重点戦略⑤ 柔軟な都市機能の提供の反映

行政サービスのデジタル化・オンライン化等

7. 分野別構想改訂案

３　都市環境・景観形成の方針
⑤　都市景観の形成方針

●●● ：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● ：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●● ：(3)① 分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇：懇話会意見へ対応

＜市街地景観の形成方針＞

- ♦ 一ノ関駅周辺の中心市街地は、一ノ関駅東口土地利活用と連携し、一関の新たな顔となる魅力的で質の高い景観形成を図ります。
- ♦ 一関地域の中心市街地や各地域の地域生活拠点周辺の市街地は、街路樹の植栽や街路灯のデザイン化、歩行者空間の充実等により、歩きたくなる快適で回遊性の高い、にぎわいのある景観づくりを推進します。
- ♦ 幹線道路沿道は、植樹桝等を設置するなど、緑豊かな潤いのある沿道景観の創出を図るとともに、沿道施設や屋外広告物などの地域景観との調和を図ります。
- ♦ 良好な環境に恵まれた住宅市街地については、まちづくり協定や地区計画等を活用し、統一的、連続性のある街並み形成に努めます。

＜歴史・文化的景観の形成方針＞

- ♦ 市内に点在する歴史的建造物や文化的施設など、地域資源を活用し、個性的で一関らしい特徴のあるまちづくりを推進します。
- ♦ 骨寺村荘園遺跡周辺については、本寺地区景観計画及び景観農業振興地域整備計画に基づいて、世界に誇れる歴史・文化的な景観を保全します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略① 一関の新たな顔づくりの反映

中心市街地の活性化
一ノ関駅東側の整備

上位関連計画の反映

7. 分野別構想改訂案

３　都市環境・景観形成の方針
⑤　都市景観の形成方針

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)①　分野別構想記載レベルの見直し
〇〇〇 : 懇話会意見へ対応

＜田園景観・自然景観の形成方針＞

- 鎮守の森、屋敷林などの緑豊かな自然景観や、優良農地からなるのどかな田園景観など、緑豊かで良好な田園景観の保全・育成に努めます。
- 栗駒山、室根山等からなる丘陵地の景観は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、その眺望景観としての山並み景観の保全と山々からの眺望の視点場の保全を図ります。
- 市街地や幹線道路から眺望される建築物や看板等については、デザイン・形態・色彩等が周辺環境と調和するように、指導・誘導に努め、良好な景観形成を目指します。
- 河川空間と河川沿いの緑の空間は、治水・防災機能との調和を図りながら、自然環境や景観に配慮した潤いのある水辺景観として保全・整備を推進します。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

社会潮流「脱炭素・カーボンニュートラル」の反映

7. 分野別構想改訂案

●●● : (1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●● : (2)①分野別構想の構成の見直し
●●● : (3)① 分野別構想記載レベルの見直し
○○○ : 懇話会意見へ対応

4　都市防災の方針

①　基本方針

- 災害への備えと被害の軽減に向け、ハードソフト両面からの災害への備えの強化を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

②　都市防災対策の方針

＜治水対策の方針＞

- 流域全体に関わる国・県・市・市民・事業者等が連携し、雨水の流出抑制や土地利用の工夫、避難体制の充実など、流域治水の考え方に基づく総合的な水害対策を促進します。
- 北上川、磐井川、砂鉄川流域等の治水対策事業について、関係機関との連携により促進します。
- 頻繁に浸水被害が発生している地域については、土砂浚渫や支障木伐採等による流下能力の確保に取り組むとともに、必要に応じて中小河川や排水路の改修整備を継続的に進めます。
- 雨水の地下浸透を推進することなどにより、都市型洪水の防止や水の循環利用を推進するとともに、地下水の涵養、植生の保護などの自然環境保全に努めます。
- 内水対策については、排水機場の整備や排水ポンプ車の配備等を関係機関と連携して促進します。
- 浸水想定等を考慮した居住の誘導を図ります。

上位関連計画の反映

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導

7. 分野別構想改訂案

4　都市防災の方針
②　都市防災対策の方針

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)①　分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

＜土砂災害対策の方針＞

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生するおそれのある箇所においては、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図るとともに、急傾斜地崩壊対策の実施など、災害の予防と被害の軽減に関する対策を関係機関と連携して促進します。

＜地震・火災対策の方針＞

- 火災発生時における効果的な消火活動が可能となるよう、消火栓・防火水槽の適切な配置を推進します。
- 市街地における火災時の延焼対策として、準防火地域や建築基準法22条1項の規定による区域（屋根不燃区域）の指定などにより、建物の不燃化を推進します。
- 延焼の防止、一時避難場所等の防災空間としての都市公園の整備や避難地の整備を推進します。
- 災害時の避難路としての機能を担う都市計画道路や避難に支障をきたす狭隘な生活道路の整備を推進します。

（1）③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映
中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導

7. 分野別構想改訂案

4　都市防災の方針

②　都市防災対策の方針

●●●：(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映
●●●：(2)①分野別構想の構成の見直し
●●●：(3)①　分野別構想記載レベルの見直し
○○○：懇話会意見へ対応

＜避難場所等の確保の方針＞

- 災害発生時の災害応急活動の拠点となる市役所、各支所、病院、消防署、避難場所となる学校、市民センター等の公共施設の耐震化、耐火性の向上に努めるとともに、自家用発電装置の設置等、防災施設としての機能強化を図ります。
- 避難場所における避難環境の向上、災害ボランティアの運用について検討します。
- 避難場所の周知と円滑な誘導案内を図ります。
- 既存の井戸等が非常時に利用できるよう、位置の把握や保全に努めます。

＜地域防災力の向上方針＞

- 地域の防災活動を支える自主防災組織の結成を促進し、その育成に努めます。
- 防災教育や防災訓練により市民の防災意識の向上を図ります。
- 避難に支援が必要な人に対する支援体制の構築を図ります。

(1)③「重点戦略」の分野別構想への反映

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導
地域防災力（DX、情報発信）
避難場所の確保

重点戦略⑥ 市街地の防災対策の反映

地域防災力（DX、情報発信）

Ⅲ. 立地適正化計画

立地適正化計画に定める事項

1. まちづくりの方針
2. 誘導区域の設定方針
   2-1. 居住誘導区域の設定方針
   2-2. 都市機能誘導区域の設定方針
3. 都市機能誘導区域及び誘導施設
4. 居住誘導・都市機能誘導を図るための施策（誘導施策）
5. 防災指針
6. 定量的な目標値等
7. 誘導区域外における居住や誘導施設の立地に関する届出

＜誘導施策のイメージ＞

居住誘導を促進するために、住宅の立地に対する支援措置等

都市機能誘導を促進するために、民間事業者に対する誘導施設の運用費用の支援施策等

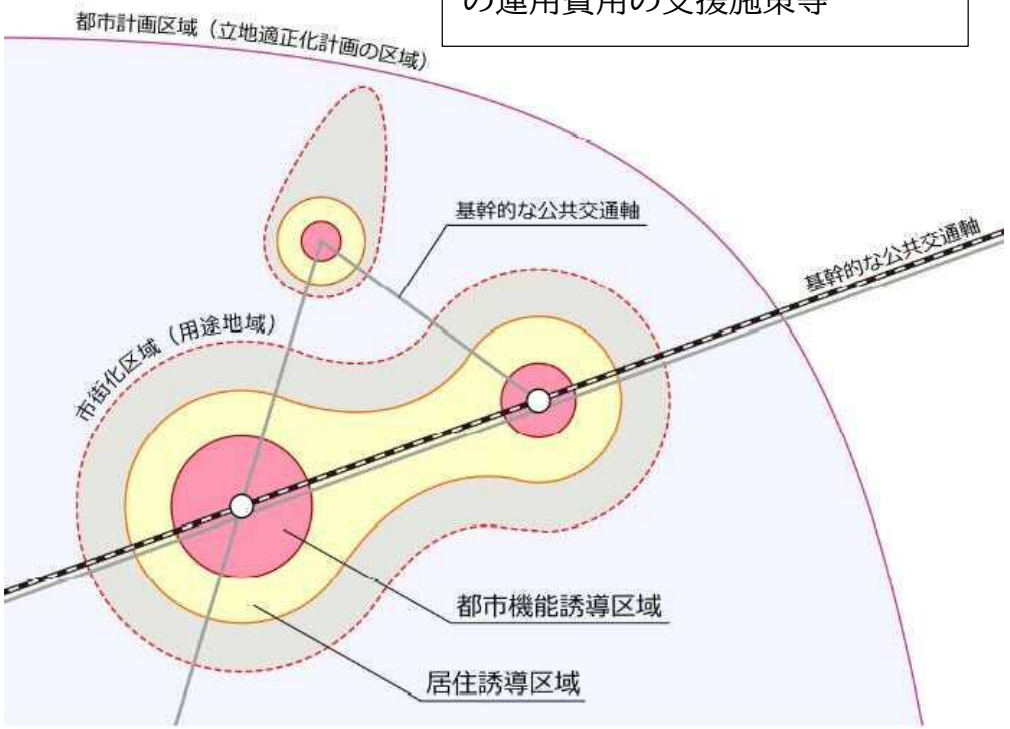

図　立地適正化計画のイメージ

1. まちづくりの方針

（１）都市計画マスタープラン「重点戦略」のうち、立地適正化計画で具体化する事項の修正

【凡例】■：都市機能誘導、■：居住誘導、■：公共交通、■：防災

① 一関の新たな顔づくり	中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。 市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。 これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。
② 多様なしごとを生み出すまちづくり	人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地等への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。
③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成	市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。 また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。
④ 多様な交流がうまれるまちづくり	公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。 市中心部では図書館や文化センターを中心とした多様な交流が生まれる居場所づくりに取り組みます。 地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地等の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。 一ノ関駅周辺の広域拠点にアクセスしやすい公共交通の維持・充実に取り組みます。
⑤ 柔軟な都市機能の提供	市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。
⑥ 市街地の防災対策	一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導や、地域防災力の強化（DX・情報発信）、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

1. まちづくりの方針

（２）まちづくりの方針

まちづくりの方針

ひとりひとりの笑顔が輝くまちなかの形成

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦することができるよう、自己研鑽に資する機能、安心して暮らせる居住環境を形成します。

都市機能誘導の方針

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺

・一ノ関駅周辺を、市内外から人が集い、行き交い、滞在する拠点として位置付け、駅東口の工場跡地等の利活用により、交流や滞在を促す機能を導入し、東西市街地の一体的な再生を図ります。

●自分みがきの拠点として機能向上

・図書館、文化センター等については、生涯学習・文化活動の拠点としての役割に加え、人が自然に集い、交流が生まれる居場所としての魅力向上を図ります。
・駅東口エリアでは、学び・挑戦・交流を創出するイノベーション機能の導入を進めます。

●広域拠点として、市民の生活・活動を支える広域的な都市機能を確保

・教育、子育て機能、医療、商業の拠点としての機能向上を図ります。

居住誘導の方針

●若い世代の定住促進

・子育て・教育・文化・買い物、通勤等の利便性、若い世代が求める都市機能が集積していることから、今後もこれらの機能維持
・高齢化が進む住宅団地等への若い世代の居住を促進
・下水道等の都市基盤が整った市街地で低未利用となっている土地の活用を積極的に進め、良好な市街地を形成

公共交通の方針

●広域拠点へのアクセスの確保

・通勤・通学、通院等の日常生活を支える移動に加え、医療、商業、行政、文化・交流など、広域拠点が有する高次な都市機能に対して、市内の各地域から多くの市民が利用できる公共交通ネットワークの構築

防災指針

●安心して暮らせる居住環境の形成

・災害リスクを考慮した居住誘導と、避難路・避難施設の充実等による安全な居住環境の形成

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住誘導区域設定の考え方

【　居住誘導区域とは？　】

居住誘導区域は、人口減少下でも一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を重点的に誘導する区域です。

- 生活利便性が確保される区域
- 都市機能の持続的な確保が可能な人口密度の区域
- 災害リスクが低い区域

【　居住誘導区域設定の考え方　】

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

まちづくりの方針（居住誘導の方針「若い世代の定住促進」）を実現するために必要なエリアを抽出します。

①生活利便性の高い区域
②子育てを支える施設が整った区域
③都市基盤が整った区域

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

災害リスクが大きい場所、他法令等で住宅等の建築や開発行為等の規制がある区域については、居住誘導区域に含めるかどうかを慎重に判断する必要があります。

（ア）居住誘導区域に含めてはならない区域
（イ）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
（ウ）慎重に判断することが望ましい区域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

【　居住誘導区域に含めない区域の抽出　】

・都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、居住誘導区域への設定に当たって除外又は慎重な判断が求められる区域は以下のとおりです。
・一関市においては、土砂災害に係る区域、水害リスクを有する区域及び用途地域のうち工業専用地域が該当し、これらについては、居住誘導区域に含めるかどうかを慎重に判断する必要があります。

表　居住誘導区域の設定にあたって除外又は慎重な判断が求められる区域

除外又は慎重な判断が求められる区域	一関地域の用途地域において該当する区域
（ア）居住誘導区域に含めてはならない区域 （法第81条・施行令第30条）	地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域
（イ）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 （都市計画運用指針）	土砂災害警戒区域
	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査）
	浸水想定区域
（ウ）慎重に判断することが望ましい区域 （都市計画運用指針）	用途地域のうち工業専用地域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

人口や都市機能が集積し、これまでのまちづくりの中心となっており、「居住を誘導すべき区域」となるべきエリアに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等があります。特に、浸水想定区域は、用途地域の約4割を占めます。これらのエリアについては、災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し、居住誘導区域に含めるかどうかを判断します。

居住を誘導すべき区域

①生活利便性の高い区域
- 商業機能、医療機能等の生活に必要な都市機能にアクセスしやすいエリア
- 鉄道・バスの利便性が高いエリア

②子育てを支える施設が整った区域
- 保育所・幼稚園、小中学校等へアクセスしやすいエリア

③都市基盤が整った区域
- 都市基盤が整った住宅団地等

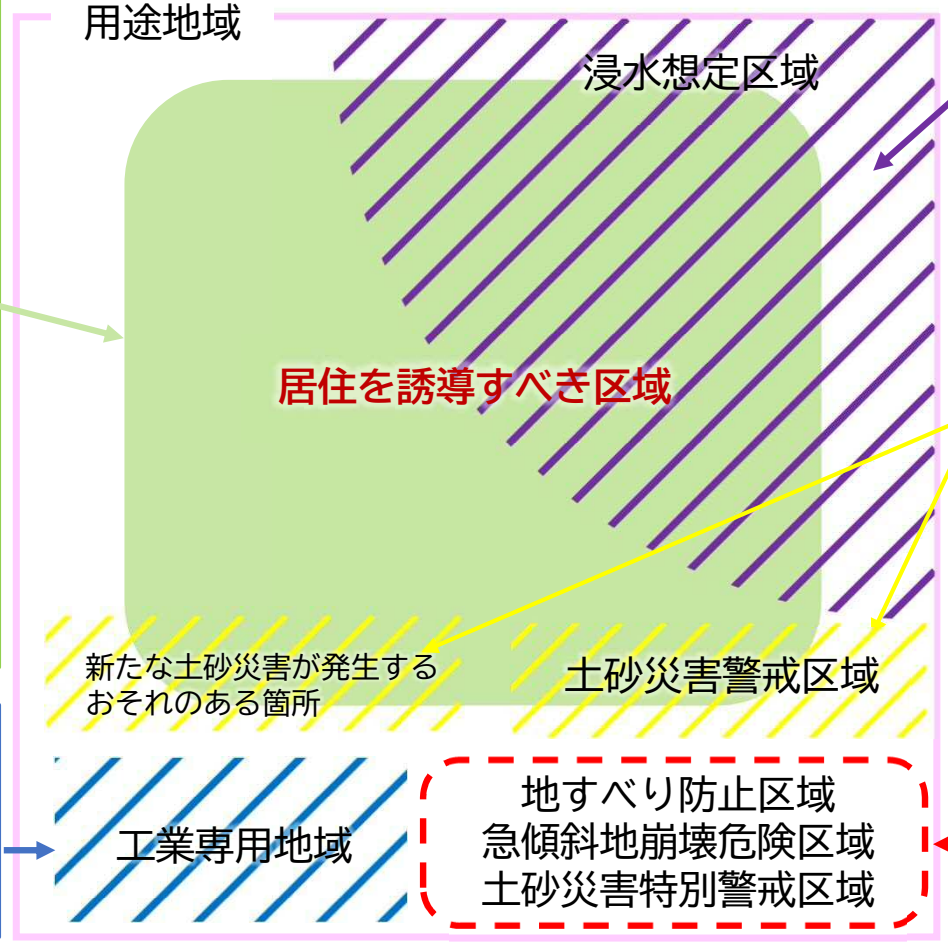

(イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
- 浸水想定区域

(イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
- 土砂災害警戒区域
- 新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所

(ア)居住誘導区域に含めてはならない区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域

(ウ)慎重に判断することが望ましい区域
- 工業専用地域

図　居住誘導区域設定の考え方

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

① 浸水想定区域

・浸水想定区域が計画規模(L1)、想定最大規模(L2)、いずれも用途地域面積の約4割を占めています。

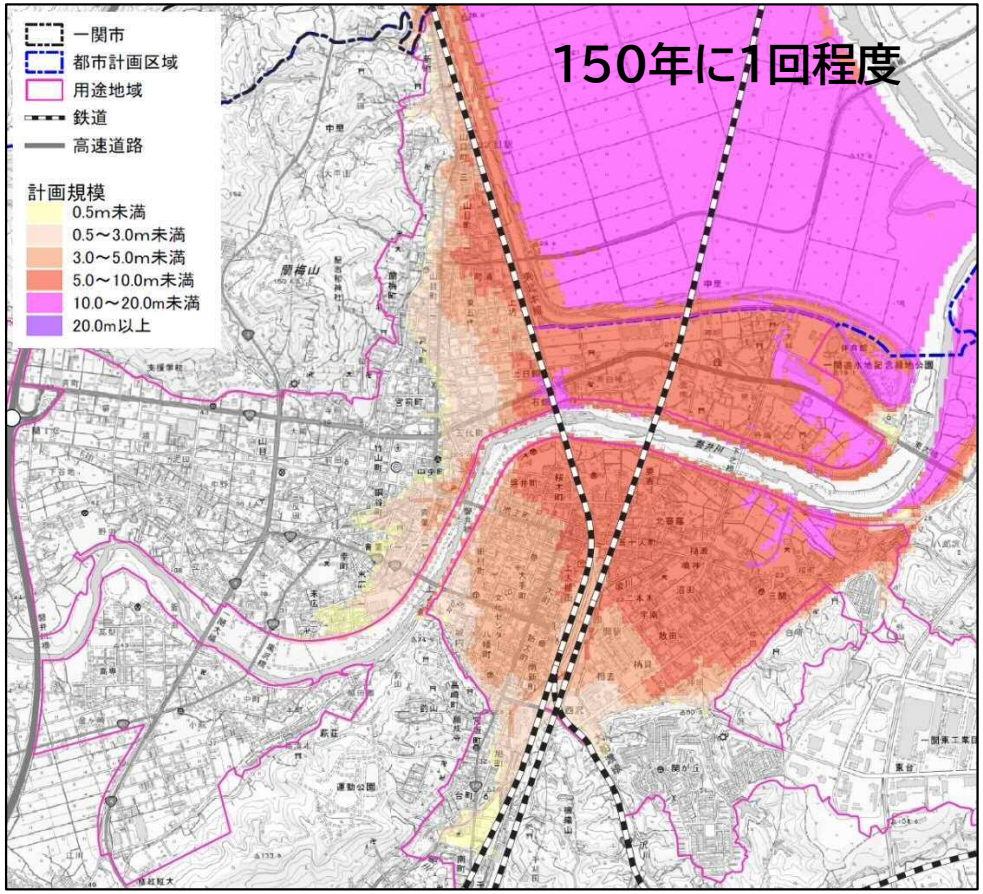

図　洪水浸水想定区域(計画規模)(用途地域)

堤防などの河川整備を行う際に氾濫を防ぐ目標とする降雨。
150年に１回程度を想定。

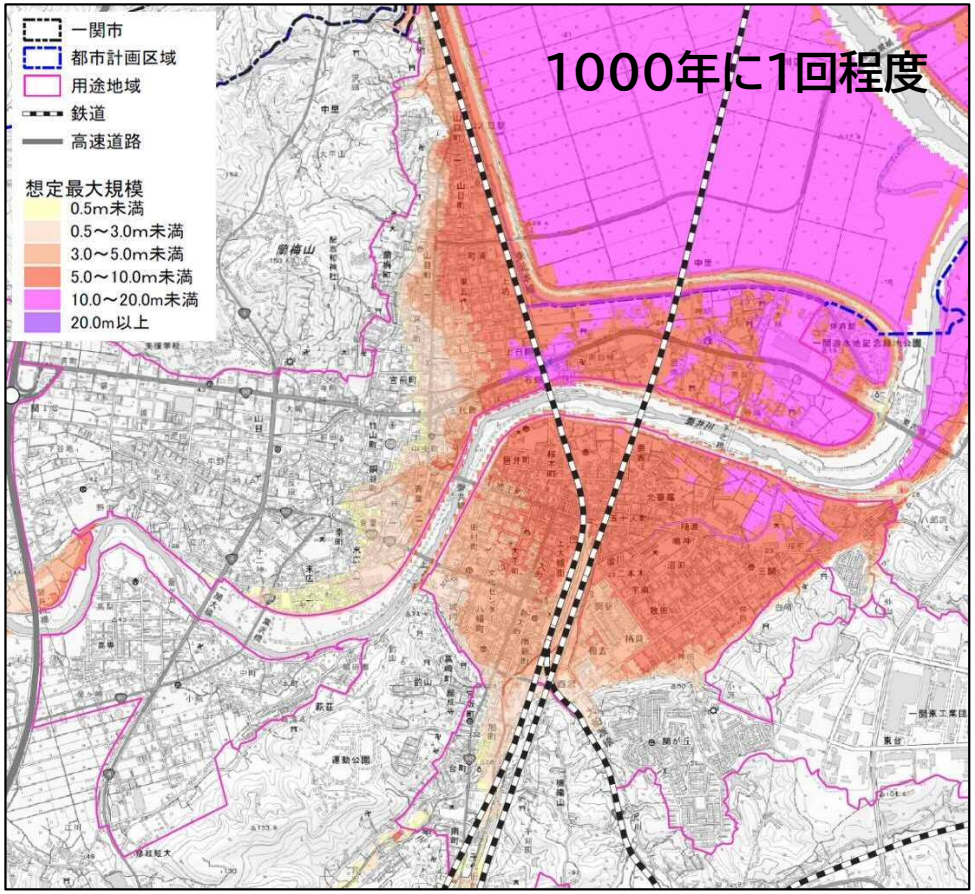

図　洪水浸水想定区域(想定最大規模)(用途地域)

発生確率は小さいが、発生しうる最大級の降雨。
1000年に１回程度を想定。

出典:国土交通省「国土数値情報」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

② 浸水想定区域【家屋倒壊等氾濫想定区域】

・家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に河岸浸食や氾濫流により家屋の倒壊・流失等のおそれがある区域です。
・一関地域の用途地域面積の28.5%が含まれています。

表　家屋倒壊等氾濫想定区域の面積
（一関地域用途地域内）

	面積(ha)	割合(%)
家屋倒壊等氾濫想定区域	378.7	28.5
河岸浸食	35.7	2.7
氾濫流	343.0	25.8
用途地域面積(ha)	1,330	100.0

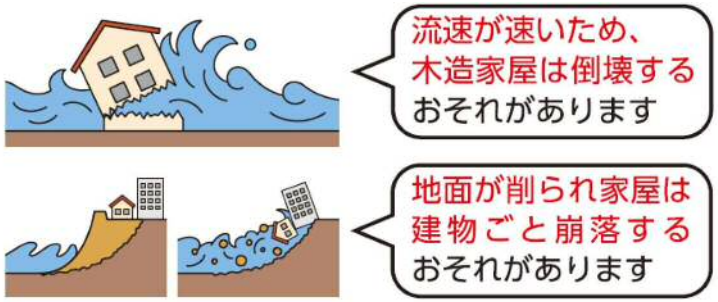

図　家屋倒壊等氾濫想定区域

出典：内閣府「避難情報等について」

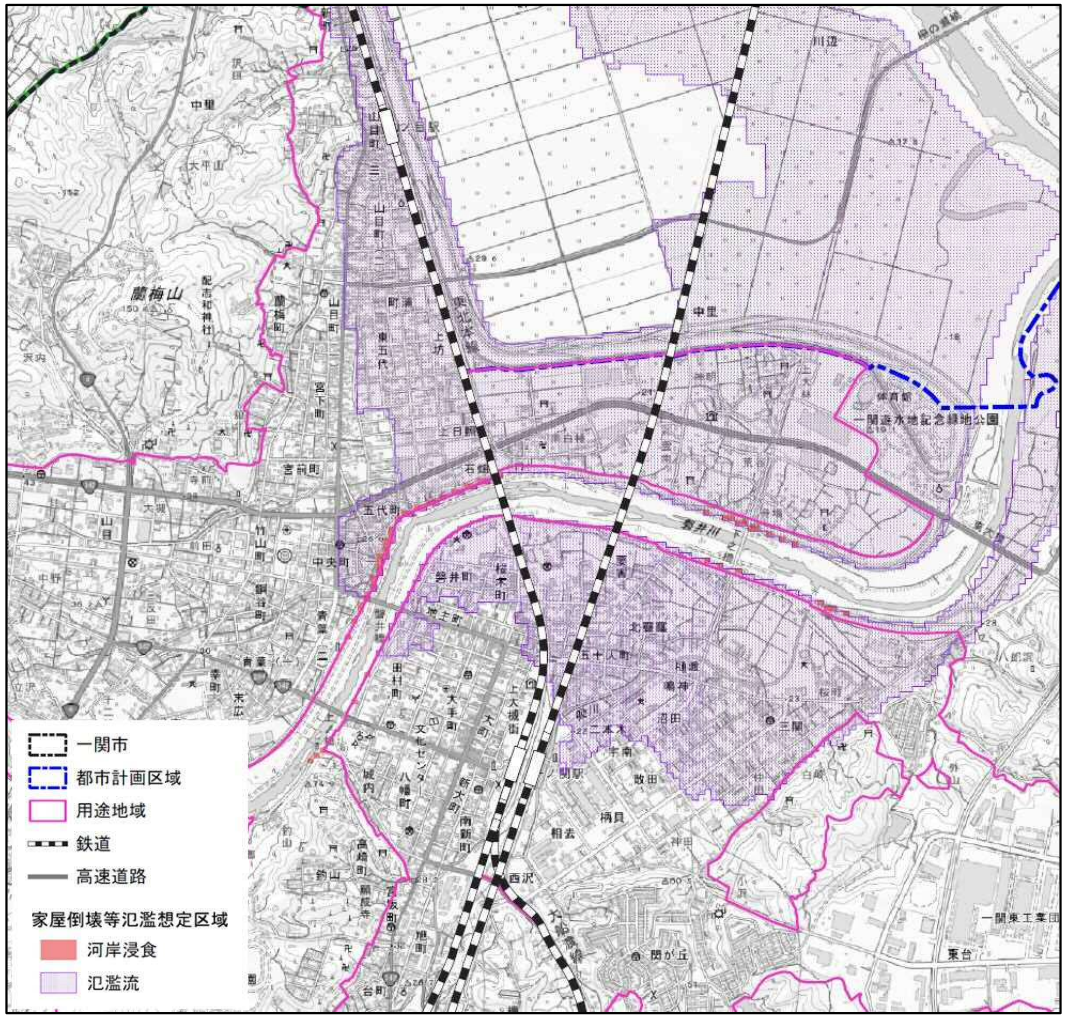

図　家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)

出典：国土交通省「国土数値情報」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

③ 災害リスク評価に基づく判断

（ア）土砂災害警戒区域・新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所

土砂災害警戒区域　⇒ 居住誘導区域に含めない

・土砂災害防止法第７条第１項に基づき、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
・土砂災害警戒区域は、建築行為等が制限される土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と一体的に指定されている場合が多く、発災時にその影響を受けるおそれがあります。
・土砂災害の発生要因には大雨のほか地震・火山の噴火等があり、地震等は事前の予測が困難で避難等による減災対策が難しいことから、居住誘導区域に含めないこととします。

新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所　⇒ 居住誘導区域に含める

・「新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所」は、今後、基礎調査を実施し、災害リスクの範囲や程度を確定することとなります。このため、当面、居住誘導区域から除外せず、土砂災害警戒区域等に指定された段階で居住誘導区域から除外することとします。

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

② 災害リスク評価に基づく判断

（イ）浸水想定区域　⇒ 十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含める

・浸水想定区域は、150年に１回程度（計画規模）、1000年に１回程度（想定最大規模）の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。
・一関市においては、人口や都市機能が集積し、これまでのまちづくりの中心となってきたエリアが浸水想定区域となっています。
・近年は、降雨状況を踏まえて事前の避難の仕組みが整備されており、災害リスクを軽減することが可能となっています。
・このため、避難場所の整備や水害リスクの周知等の防災対策の強化により、十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含めることとします。

【防災対策の強化イメージ】

・避難場所の整備、早期避難、タイムラインの周知
・災害リスクコミュニケーションの強化
　・宅地開発、建築に際してのリスクの周知（開発許可、建築確認申請）
　・転入者への災害リスクの周知
　・重要事項説明での水害リスクについての説明の義務付け（令和2年施行）

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（３）居住誘導区域に含めない区域の抽出結果

居住誘導区域に含めない区域の抽出結果は、以下の通りです。

表　居住誘導区域に含めない区域の抽出結果

除外又は慎重な判断が求められる区域	一関地域の用途地域において該当する区域	居住誘導区域の設定	
		設定	判断理由
（ア）居住誘導区域に含めてはならない区域	地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	含めない	都市再生特別措置法の規定
（イ）災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域	土砂災害警戒区域	含めない	建築行為等が制限される土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と一体的に指定されている場合が多く、発災時にその影響を受けるおそれがあります。 土砂災害の発生要因には大雨のほか地震・火山の噴火等があり、地震等は事前の予測が困難で避難等による減災対策が難しいことから、居住誘導区域に含めないこととします。
	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所	含める	当面、居住誘導区域から除外せず、基礎調査等の結果により、土砂災害警戒区域等に指定された段階で除外することとします。
	浸水想定区域	含める	降雨状況を踏まえて事前の避難の仕組みが整備されており、災害リスクを軽減することが可能となっています。 このため、避難場所の整備や水害リスクの周知等の防災対策の強化により、十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含めることとします。
（ウ）慎重に判断することが望ましい区域	用途地域のうち工業専用地域	含めない	用途地域の「工業専用地域」は、建築基準法により、工業の利便性向上を目的に指定された区域であり、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどの立地が制限されているため、居住誘導区域には含めないこととします。

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（４）居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、若い世代の定住促進を実現するために、生活利便性の高いエリアを基本として、災害リスクの高いエリアや工業専用地域を除外して設定することとします。

居住を誘導すべき区域
①生活利便性の高い区域
②子育てを支える施設が整った区域
③都市基盤が整った区域

(イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
・新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所
含める

(ウ)慎重に判断することが望ましい区域
・工業専用地域
含めない

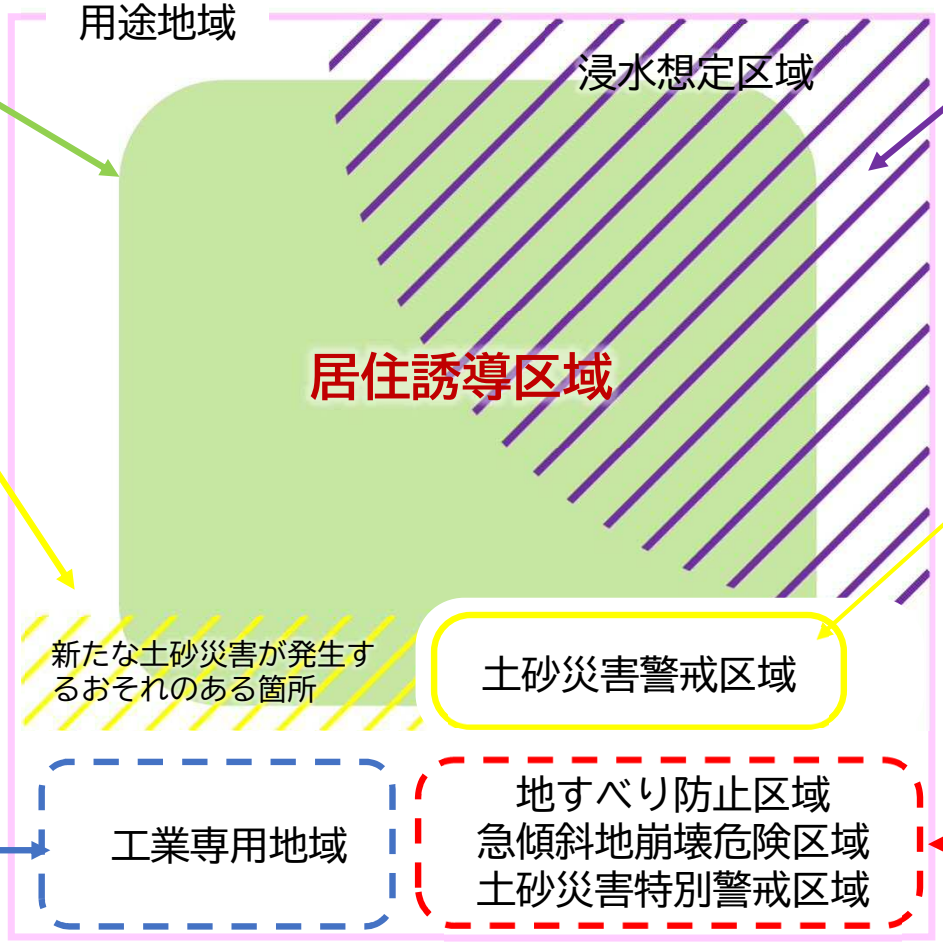

(イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
・浸水想定区域
含める

(イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
・土砂災害警戒区域
含めない

(ア)居住誘導区域に含めてはならない区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
・土砂災害特別警戒区域
含めない

図　居住誘導区域設定の考え方

2−2. 都市機能誘導区域の設定方針

【　都市機能誘導区域とは？　】

・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業・教育文化等の都市機能を集約・維持し、居住誘導区域の生活利便性を支える「核」となる区域として設定します。

【　都市機能誘導区域の設定の考え方　】

都市機能誘導区域は、将来都市構造における役割や立地特性の違いを踏まえ、次の2つの考え方に基づき設定します。

① 一ノ関駅東口エリアへの都市機能誘導

一ノ関駅東口エリアを都市機能誘導区域として設定し、広域交通結節点としての特性を活かしながら、新たな都市機能の導入により、東西一体のまちなか形成を図ります。

② 中心市街地（大町、地主町等）周辺への都市機能誘導

中心市街地周辺を都市機能誘導区域として設定し、既存の都市機能や都市基盤を活かしながら、市民の生活・活動を支える都市機能の集積・維持を図ります。

2−2. 都市機能誘導区域の設定方針

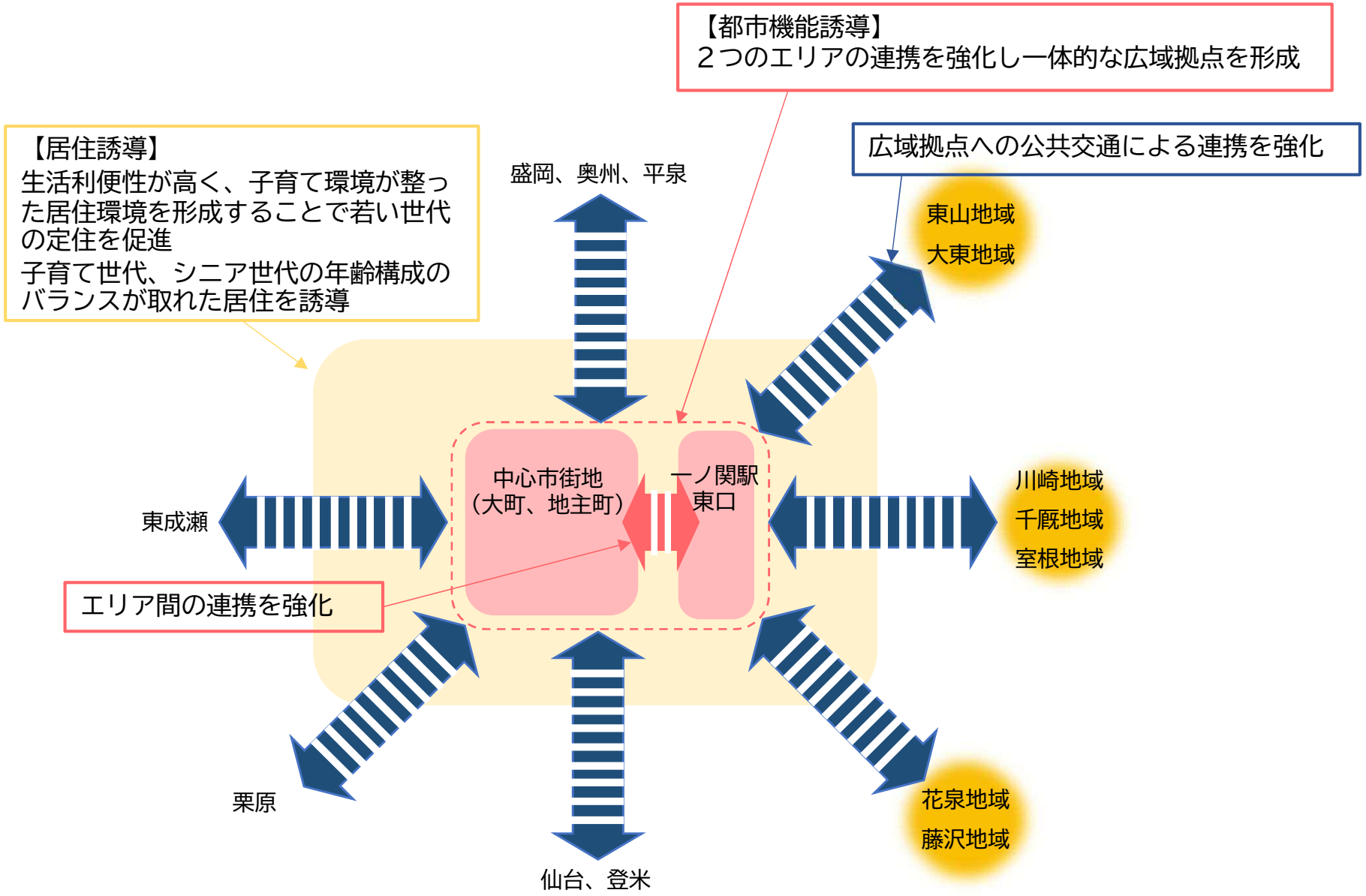

図　誘導方針図(都市の骨格構造)

参考資料

一関市都市計画マスタープラン
分野別構想新旧対照表

【　凡　例　】

	表示方法	変更の種類
現行計画	○○○　黒文字＋下線	変更箇所
	~~○○○~~　赤文字＋取り消し線	削除
	~~○○○~~　黒文字＋取り消し線	類似箇所の集約
	○○○　灰色文字	組替えした内容
改訂案	■　紺色文字	変更なし
	■　赤文字	変更箇所
懇談会意見への対応	○○○　紫	

分野別構想改訂事項

都市計画マスタープラン改訂方針 （分野別構想に関連する方針）	分野別構想の改訂内容
(1)重点的な取組の明確化 ③「重点戦略」の分野別構想への反映	a.将来都市構造、重点戦略の反映 b.社会潮流の反映 c.上位・関連計画の反映
(2)構成の簡潔化とわかりやすさの向上 ①分野別構想の構成の見直し	a.各分野の構成の見直し b.類似箇所の集約 c.重複箇所の集約 d.計画書の構成のわかりやすさの向上
(3)計画の進行管理と見直し ①分野別構想記載レベルの見直し	a.記載レベルの統一 b.施策実施状況等の反映（時点更新）

語尾等の表現について

語尾	区分
～を図ります	市が実施する施策
～を推進します	市が実施する整備事業
～を促進します	国・県が実施する施策、市民や事業者等の多様な主体と連携が必要な施策、市民の参加・普及・導入拡大等を図る施策
～を誘導します	土地利用・施設立地の方向付け
～に努めます	維持管理・保全・確保（※重点戦略に位置付けの施策を除く）
～を検討します	検討段階の施策

現行計画　分野別方針

1　土地利用の方針

本市の土地利用現況及び将来都市構造を踏まえ、土地利用区分を次のように設定します。

土地利用区分	土地利用の概要
商業・業務地	主として官公庁をはじめとする業務施設や店舗・事務所等の立地を誘導し、各地域の拠点としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図る地域
工業地	工場・倉庫などの工業施設の立地を誘導し、工業地としての利便性の向上を図る地域
住宅地	定住環境の整備を促進しながら、居住環境の向上を図る地域
沿道サービス用地	自動車利用者に対応した、沿道サービス施設を中心に立地を誘導する地域
市街地内緑地	市街地及び市街地周辺の緑地空間
生産系・保全系緑地	市街地を囲んで広がる良好な営農環境と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域

⇒「1-1 土地利用の基本的な考え方」へ移動（(2)①a. 各分野の構成の見直し）

⇒「市街地内緑地」は「2－2　緑の形成方針」（(2)①b. 類似箇所の集約）

改訂案　分野別方針

1　土地利用の方針

現行計画　分野別方針

① ~~基本方針~~（(2)①a. 各分野の構成の統一、(2)①分野の構成の見直し）

＜土地利用の基本方針＞

- 市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境、景観と調和した、将来にわたって各地域の均衡ある持続的発展が可能となる土地の保全・活用に努めます。
- 各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、全市的な視点に立った土地利用に努めます。
- 市の基幹産業の1つである農林業の振興を図るとともに、自然環境との調和に配慮しながら、生産基盤の整備に努めます。

＜都市計画区域に関する方針＞

- 都市計画区域については、現在の指定範囲を基本としますが、土地利用の現況・動向により、将来において一体の都市として総合的に整備、開発、保全を図る必要がある区域については、農林業との調整を図りながら、都市計画区域の新たな指定の必要性について検討し、適切な土地利用の整序に努めます。（(3)①b.施策実施状況等の反映）

＜用途地域に関する方針＞

- にぎわいのある商業地、居住環境の向上を図る住宅地、工業地の適切な配置など、望ましい市街地の形成に向け、用途地域内における土地利用の的確な規制・誘導を図りながら土地利用の増進を促進するとともに、土地利用の現況・動向の把握に努め、目標とする土地利用と実態が乖離している地域については、必要に応じて用途の見直しを検討します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- ~~個性ある都市づくりの実現に向け、それぞれの地区にふさわしいきめ細やかな土地利用を図るため、特別用途地区や地区計画などの都市計画制度を活用しながら、土地利用の増進や環境の保護などを図っていきます。~~（(3)①a.記載レベルの統一）
- 都市の発展を支える産業用地については、企業ニーズや周辺環境の保全・調和等を総合的に判断した上で、農林業との調整を図りながら計画的に土地需要に対する調整を行います。

＜用途地域以外の方針＞

- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、自然環境や営農環境と調和した土地利用を図るとともに、将来の環境悪化が懸念される場合は、特定用途制限地域などの制度を活用しながら、適切な土地利用を図ります。（(3)①a.記載レベルの統一）

＜都市計画区域外の方針＞

- 都市計画区域外では、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との計画的な調整を図りながら景観計画や環境基本計画に基づき、集落地の良好な生活環境の維持・保全と、農地、森林等の自然環境の保全・調和を図ります。（(3)①a.記載レベルの統一）
- ~~都市計画区域外については、土地利用規制が弱く、大規模集客施設の立地などによる無秩序な市街地の拡大・拡散や優良農地の減少など、広域にわたる都市構造や周辺環境に及ぼす影響が懸念されることから、適切な土地利用が図られるよう、必要に応じて都市計画的な土地利用のコントロールを検討します。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）

改訂案　分野別方針

1－1　土地利用の基本的な考え方（②a. 各分野の構成の統一、d. 分野の構成の見直し）

＜土地利用の基本方針＞

- 市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境、景観と調和した、将来にわたって各地域の均衡ある持続的発展が可能となる土地の保全・活用に努めます。
- 各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、全市的な視点に立った土地利用に努めます。
- 環境や景観に配慮しつつ、農業者の生産基盤の確保に努めます。（(3)①a.記載レベルの統一）

＜都市計画区域に関する方針＞

- 都市計画区域については、現在の指定区域を基本として、農林業との調整を図りながら、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）

＜用途地域に関する方針＞

- にぎわいのある商業地、居住環境の向上を図る住宅地、工業地の適切な配置など、望ましい市街地の形成に向け、用途地域内における土地利用の的確な規制・誘導を図りながら土地利用の増進を促進します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- 都市の発展を支える産業用地については、企業ニーズや周辺環境の保全・調和等を総合的に判断した上で、農林業との調整を図りながら計画的に土地需要に対する調整を図ります。

＜用途地域以外の方針＞

- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、自然環境や地域計画との連動を加味し営農環境と調和した土地利用を誘導します。（(1)③c. 上位・関連計画の反映、(3)①a.記載レベルの統一）

＜都市計画区域外の方針＞

- 都市計画区域外では、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との計画的な調整を図りながら、集落地の良好な生活環境の維持・保全と、農地、森林等の自然環境の保全・調和を図ります。（(3)①a.記載レベルの統一）

現行計画　分野別方針

（組替え）1　土地利用の方針

土地利用区分	土地利用の概要
商業・業務地	主として官公庁をはじめとする業務施設や店舗・事務所等の立地を誘導し、各地域の拠点としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図る地域
工業地	工場・倉庫などの工業施設の立地を誘導し、工業地としての利便性の向上を図る地域
住宅地	定住環境の整備を促進しながら、居住環境の向上を図る地域
沿道サービス用地	自動車利用者に対応した、沿道サービス施設を中心に立地を誘導する地域
生産系・保全系緑地	市街地を囲んで広がる良好な営農環境と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域

（(2)①a. 各分野の構成の統一、(2)①分野の構成の見直し）

改訂案　分野別方針

1－2　土地利用区分別の土地利用方針（②d. 分野の構成の見直し）

①　基本方針（②a. 各分野の構成の統一、d. 分野の構成の見直し）

- 商業・業務地は、官公庁を含む業務施設や店舗・事務所等の立地を誘導するとともに、多様なしごとを創造する機能を配置し、広域拠点、各地域生活拠点としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）
- 工業地は、工場・倉庫などの工業施設の立地を誘導し、工業地としての利便性の向上を図ります。
- 住宅地は、定住環境の整備を促進しながら、居住環境の向上を図ります。
- 沿道サービス用地は、自動車利用者に対応した、沿道サービス施設を中心に立地を誘導します。
- 生産系・保全系緑地は、市街地を囲んで広がる良好な営農環境、山林と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域として保全します。

現行計画　分野別方針

② 商業・業務地の方針

- 市の中心市街地である一関地域の商業地については、本市の顔として、また、岩手県南・宮城県北の生活・活動中心地としての役割・位置づけが大きいことから、その機能の充実を図るべく、商業・業務機能、サービス機能、その他の都市機能の強化に努め、街なかへの人の誘導を図ります。
- 特に、一ノ関駅周辺地域における東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業・業務機能の強化、磐井川堤防改修に伴う公共施設の複合化や再配置など、機能が集約された利便性の高い中心市街地の形成を図ります。
- これまで地域の生活拠点としての役割を担ってきた各地域拠点に形成されている商業地については、地域ニーズに対応した商業機能の充実に努めるとともに、地域の交流の場にふさわしい近隣商業拠点の形成を図ります。特に、千厩地域の商業地については、東部地域の生活、活動を支える都市機能が集積していることから、商業・業務地としての機能を強化します。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

（組替え）3　都市環境・景観形成の方針　③　都市環境の保全・整備方針＜にぎわいの空間整備の方針＞

- 各地域の中心的な市街地は、地域の顔であるとともに、多くの人が集まる場であることから、回遊性の高い交流とにぎわいのある個性的な空間づくりを進めます。
- 各地域に伝わるまつりや伝統芸能などの伝統文化を市民総参加で保全・活用していけるように、地域コミュニティの醸成とにぎわいの空間の創出に努めます。

（組替え）5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針　⑤　福祉・子育て環境の向上方針

- 高齢者や障害者等が住みなれた地域で安心して健康な生活を送り、社会参加が図れるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- 保育ニーズへの適切な対応や良好な保育環境の確保を図るため、施設の充実と適切な配置を図るとともに、子育てボランティア等の活動を支援します。

（組替え）5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針　⑥　主要な公共施設の整備方針

- 新たな公共施設整備にあたっては、既存施設を有効活用しながら、施設の複合化等による機能の充実を図るとともに、できるだけ街なか（地域拠点）に集約し、誰もが利用しやすい機能的で利便性の高い施設の整備に努めます。
- 身近な生涯学習の場として、公民館の施設機能の向上を図るとともに、学習環境の整備を進めます。
- 図書館の施設や蔵書の整備充実と情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点としての施設整備・機能の充実を図ります。
- 市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、さまざまな医療機関等の連携を強化しながら地域医療体制の充実を図ります。

（(2)①b. 類似箇所の集約）

改訂案　分野別方針

② 商業・業務地の方針

＜用途地域内の商業・業務地の方針＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 市の中心市街地である一関地域の商業地については、本市の顔として、その機能の充実を図るべく、商業・業務機能、サービス機能、教育・生涯学習機能等の都市機能の強化に努め、街なかへの人の誘導を図ります。
- 一ノ関駅東口工場跡地は、「賑わい創出機能」、「産業基盤の創出機能」、「公的機能」を効果的に配置することにより、新たな取組が持続的に生まれるまちの実現を図ります。
- 一ノ関駅周辺地域における東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業・業務機能の強化を図り、利便性の高い中心市街地としての再構築を図ります。
- 千厩地域、東山地域の商業・業務地については、暮らしを支える機能の充実と地域生活拠点としての魅力向上を図ります。
- 歴史ある建物などの地域資源を交流や地域活動の場として活用し、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出を図ります。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(2)①b. 類似箇所の集約）

＜用途地域外・都市計画区域外の商業・業務地の方針＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- これまで地域の生活拠点としての役割を担ってきた各地域生活拠点に形成されている商業・業務地については、地域ニーズに対応した商業機能の充実を図ります。
- 日々の生活・活動を支える都市機能については、既存施設を有効活用しながら、施設の複合化等による機能の充実を図るとともに、地域生活拠点に配置し、誰もが利用しやすい機能的な拠点の形成を図ります。
- 各地域に伝わるまつりや伝統芸能などの伝統文化を活かし、市民の参加と交流を促進することで、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出を図ります。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(2)①b. 類似箇所の集約）

現行計画　分野別方針

③ 工業地の方針

- 一関地域の一関東工業団地や花泉地域の上油田工業団地、東山地域の石灰関連企業集積地など、大規模工場が集積している地区については、工業拠点として位置付け、企業活動を円滑にする環境の整備を促進し、機能の強化を図ります。
- ~~産業集積が進む北上川流域地域と広域仙台地域、さらに沿岸地域との連携を図るための重要な位置にある市の持つ優位性を生かし、広域的な連携をすすめるとともに、これからの地域域経済発展のため、成長産業である自動車・半導体関連企業や将来性を見通した環境・エネルギー・情報関連企業、研究開発部門などの立地を視野に入れた、活力ある産業が展開される産業拠点の形成を図ります。~~（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 市内の工業団地については、現在整備中の一関東第２工業団地を除き、まとまった工業用地が不足していることから、進出企業等の動向を考慮しながら、新たな工業用地の確保を検討していきます。検討にあたっては、東北自動車道や国道など主要な幹線道路との連絡性、地形条件や、法規制や周辺環境との調和などを考慮しながら企業ニーズを踏まえ、既成市街地の外縁部を中心に候補地の検討を進めます。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映、(3)①b.施策実施状況等の反映）

- 準工業地域は、「主として環境悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するため定める地域」ですが、多様な用途が許容されているため、想定していない土地利用により都市構造に大きな影響を与える可能性があることから、本来の主旨を踏まえた土地利用を誘導するとともに、特別用途地区等の制度を活用し、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制します。（(3)①a.記載レベルの統一）

④ 住宅地の方針

- 用途地域内の住宅地については、緑を生かし、景観に配慮した良好な住環境の形成に努めます。
- 用途地域内で都市基盤の整った住宅地は、その市街地環境の保全を図るとともに、未利用地の利用を促進します。一方、都市基盤が未整備の住宅地は、道路、公園、下水道等の生活基盤施設の整備水準の向上を目指すとともに、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画等を活用しながら、良好な住環境の形成を目指します。（(3)①a.記載レベルの統一）
- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制することを基本とし、周辺の自然環境や景観と調和した住環境の形成を図ります。
- 都市計画区域外の住宅地は、良好な生活環境を維持・形成しながら、田園集落としての環境・景観を保全します。

（組替え）5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針　④　住宅整備の方針

- U・I・Jターンや二地域居住等の新たなライフスタイルへのニーズに対し、関係団体等と連携しながら、農家住宅をはじめとした空家ストックの活用を促進します。

（(2)①b. 類似箇所の集約）

改訂案　分野別方針

③ 工業地の方針

＜用途地域内＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 一関東工業団地などの大規模工場が集積している地区については、工業拠点として位置付け、既存の産業基盤や交通利便性を生かしながら、企業の操業環境の維持・向上を図るとともに、関連産業の集積や新たな企業立地を促進し、地域産業の活性化を図ります。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 沿道サービス用地を除く準工業地域は、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制し、周辺への環境悪化をもたらすおそれのない工場を誘導します。（(3)①a.記載レベルの統一）

＜用途地域外・都市計画区域外＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 現在整備中の（仮称）一関インター西産業用地等の用途地域外・都市計画区域外の工業地については、農林業との調和に配慮しながら、工場等の立地を誘導します。（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）
- 企業の立地動向や産業構造の変化を踏まえ、周辺環境との共生に配慮しつつ、計画的な産業用地の確保に努めます。また、学校跡地等の遊休地や未利用地の活用等を図り、多様な企業ニーズに対応した産業用地の確保を図ります。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映、(3)①b.施策実施状況等の反映）

④ 住宅地の方針

＜用途地域内＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 用途地域内の住宅地については、子育て支援、買い物等の暮らしに必要な都市機能にアクセスしやすい利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- 用途地域内で都市基盤の整った住宅地は、その市街地環境の保全を図るとともに、高齢化により空き家が増加している住宅団地等においては、子育て世代のニーズにあった住宅が立地できるよう建ぺい率や容積率などの見直しを検討します。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）
- 都市基盤が未整備の住宅地は、道路、公園、上下水道等の生活基盤施設の整備水準の向上により、良好な住環境の形成を図ります。（(3)①a.記載レベルの統一）

＜用途地域外・都市計画区域外＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制することを基本とし、周辺の自然環境や景観と調和した住環境の形成を図ります。
- 都市計画区域外の住宅地は、良好な生活環境を維持・形成しながら、田園集落としての環境・景観を保全します。
- U・I・Jターンや二地域居住等の新たなライフスタイルへのニーズに対し、関係団体等と連携しながら、農家住宅をはじめとした空き家ストックの活用を促進します。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(2)①b. 類似箇所の集約）

現行計画　分野別方針

⑤ 沿道サービス用地の方針

- 国道や主要地方道など、主要幹線道路の沿道（主に路線型の準工業地域、近隣商業地域に指定されている地区）については、大規模集客施設の立地を抑制するとともに背後地の住宅地に配慮した土地利用の形成に努めます。

~~⑥ 市街地内緑地の方針~~

- ~~市街地内を流れる北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川等の河川緑地は、市街地内の貴重な緑地空間として保全を図ります。~~
- ~~用途地域内に残る農地、山林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーションの場としての活用など、多面的な機能を有していることから、その機能を残した宅地化の誘導に努めます。~~
- ~~用途地域外の農地、山林については、無秩序な宅地化を抑制し、市街地を囲む貴重な環境要素として保全します。~~

⇒「2－2　緑の形成方針」（(2)①b. 類似箇所の集約）

⑦ 生産系・保全系緑地の方針

- 市街地を囲み、豊かな田園環境を支える優良農地については、今後も生産系緑地として保全するとともに、農地の流動化と規模拡大、効率的・総合的活用を図ります。
- 各地域の農地の土地利用条件の違いを利点と捉え、地域特性を生かした特色ある産地形成を目指すとともに、それらの相互補完的かつ広域的な連携を図ります。
- 平坦地の水田は、圃場整備など条件整備を進めながら、優良農地としての利用を図るとともに、転作田については、作付地の団地化及び高収益作物の導入など効率的活用を図っていきます。傾斜地は、野菜・花き等の作目再編を進め、畜産農家等との連携による複合化を図ります。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 栗駒山、室根山から続く丘陵地は、保全系緑地として、水源かん養機能、災害防止機能などの公益的機能の維持のため、その保全に努めるとともに、豊かな自然環境を生かした、教育・文化・レクリエーション活動の場として活用します。
- ~~農業、林業等の物流を促進する農道、林道の整備を推進します。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）

改訂案　分野別方針

⑤ 沿道サービス用地の方針

- 国道や主要地方道など、主要幹線道路の沿道（主に路線型の準工業地域、近隣商業地域に指定されている地区）については、大規模集客施設の立地を抑制するとともに背後地の住宅地に配慮した土地利用の形成に努めます。

⑥ 生産系・保全系緑地の方針

- 平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、自然条件と地域の特性を生かし、水稲を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせた複合経営を展開するとともに、地域計画との連携を前提とした基盤整備事業、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業の展開を図ります。
- 農村が持つ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図ります。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 栗駒山、室根山から続く丘陵地は、保全系緑地として、水源かん養機能、災害防止機能などの公益的機能の維持のため、その保全に努めるとともに、豊かな自然環境を生かした、教育・文化・レクリエーション活動の場として活用します。

現行計画　分野別方針

2　都市施設の整備方針

2－1　交通体系の整備方針

① 基本方針

- 広域的な交流連携や経済活動の活発化を促進するため、広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網について早期の整備促進を目指します。また、日常生活における安全で便利な交通を確保し、市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展が可能となるよう、一関市街地、千厩市街地を中心とした放射・環状の市内道路ネットワークの形成を推進します。

（(3)①b.施策実施状況等の反映）

- ~~都市計画道路については、都市計画道路が持つべき役割と現在・将来の社会・経済情勢及び国や県の事業との関連などを総合的に判断し、実効性・実現性のある計画となるよう計画を見直し、着実にその整備を推進します。~~

（(2)①a. 各分野の構成の統一(②　広域・市内ネットワークの整備方針へ移動)）

- ~~自動車交通はもちろん、~~歩行者や自転車、車椅子利用者にとっても常に安心・安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインに配慮した道路環境整備を推進します。

（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 歩行者、自転車の移動環境の整備、交通結節点の整備など、自家用車利用から徒歩・自転車・公共交通の利用へと交通行動を転換させ、過度に自動車に依存しない交通システムを検討し、環境負荷の軽減に努めます。
- 地域内外との活発な交流を促進する高速交通の充実と公共交通の要衝である一ノ関駅の交通結節機能の向上を図りながら、鉄道・バスの利便性向上による公共交通の充実に努めます。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

改訂案　分野別方針

2　都市施設の整備方針

2－1　交通体系の整備方針

① 基本方針

- 広域的な交流連携や経済活動の活発化を促進するため、広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網について早期の整備促進を目指します。また、日常生活における安全で便利な交通を確保し、市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展が可能となるよう、広域・市内の道路ネットワークの形成を図ります。（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- 歩行者や自転車、車椅子利用者にとっても常に安心・安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間・環境整備を推進します。（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）
- 多様な公共交通資源により、拠点間や地域内を円滑に移動できる公共交通ネットワークの形成を図ります。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

現行計画　分野別方針

② 広域・市内ネットワークの整備方針

＜広域ネットワークの整備方針＞

- 東北自動車道や三陸縦貫自動車道、宮城県北高速幹線道路へのアクセス向上を図るとともに、南北方向の大動脈である国道 4 号の 4 車線化、国道 284 号、342 号、456 号をはじめとする国道、県道について、関係機関と連携してバイパス整備や改良整備により、交通機能の向上を促進します。
- 交通量の多い国道 284 号の整備にあたっては、一関中心部と気仙沼市間の交流を促進する道路（地域高規格道路）の整備を関係機関と連携して検討します。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を見据えた観光ネットワークを構築するとともに、近隣市町村との広域的な連携を強化する道路網の整備を促進し、観光客の増加や交流促進を図ります。（(3)①b.施策実施状況等の反映）

＜市内ネットワークの整備方針＞

- 市内の地域間を結ぶ道路網については、市民生活の利便性の維持・向上を図るため、地域の実状を踏まえつつ、優先度の高い路線から効率的・効果的な整備を促進します。
- 放射・環状の市内道路ネットワークを形成するため、特に次の路線の整備を関係機関と連携して促進します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）

~~○放射体系（東西・南北道路軸）~~

~~・国道 284 号、国道 342 号、国道 343 号、国道 456 号、国道 457 号、主要地方道一関大東線、東磐井地区広域農道~~

~~○環状体系（地域連携軸）~~

~~［広域拠点を中心とした環状体系］~~

~~・国道 456 号、主要地方道花泉藤沢線、主要地方道弥栄金成線、主要地方道平泉厳美渓線、県道本郷五串線、県道相川平泉線、県道松川千厩線、~~

~~［副次拠点を中心とした環状体系］~~

~~・国道 343 号、主要地方道汪刺室根線、主要地方道本吉室根線、主要地方道東和薄衣線、県道藤沢津谷川線~~

（(3)①a.記載レベルの統一）

＜その他市街地内幹線道路の整備方針＞

- 市域内の円滑な交通と住宅地内への通過交通の排除など市民生活の安全性確保を担うため、市街地整備や道路整備の状況を踏まえて都市計画道路や国道・県道・市道の役割に応じた道路整備を進め、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路などからなる段階的道路網の形成を図ります。
- 都市計画道路の配置密度の低い地区については、市街地の骨格を形成し、市街地内交通を処理する道路として、新たな都市計画道路の必要性を検討します。

（(3)①b.施策実施状況等の反映）

- また、工業団地等の整備にあたっては、国道などの主要な広域ネットワークへ円滑に自動車交通を処理する道路の整備を積極的に推進します。

改訂案　分野別方針

② 広域・市内ネットワークの整備方針

＜広域ネットワークの整備方針＞

- 東北自動車道や三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ等の交通拠点へのアクセス向上を図るとともに、南北方向の大動脈である国道 4 号の 4 車線化、東西方向の横軸となる国道 284 号、342 号の整備に加え、国道 343 号のトンネル整備を関係機関と連携して促進し、バイパス整備やその他改良整備とあわせて交通機能の向上を図ります。
- 内陸部と沿岸部を結び、交通量の多い国道 284 号については、一関中心部と気仙沼市間の交流を促進し、世界遺産「平泉」と沿岸部の観光地を軸とした広域的な観光ネットワークの構築を目指し、関係機関と連携して高規格道路の整備を促進します。
- 岩手県南部から宮城県北部にかけて集積が進む自動車関連事業所間のサプライチェーンをより強固なものとし、今後の事業所誘致においても優位な基盤を形成するため、国道4号を補完する主要地方道一関北上線等の南北軸の整備について、関係機関と連携して整備を促進します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）

＜市内ネットワークの整備方針＞

- 少子高齢化が進行する現状を踏まえ、市内のどの地域からでも通勤、通学、通院、買い物等が円滑に行える市内道路ネットワークの形成に向けて、地域の実情を踏まえつつ、優先度の高い路線から効率的・効果的な整備を促進します。
- 都市計画道路については、都市計画道路が持つべき役割と現在・将来の社会・経済情勢及び国や県の事業との関連などを総合的に判断し、実効性・実現性のある計画となるように見直し、整備を推進します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- 産業用地の整備の際は、国道などの主要な広域ネットワークへ円滑に自動車交通を処理する道路の整備を積極的に推進します。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

現行計画　分野別方針

③ 道路の歩行者空間・環境整備の方針

＜歩行者空間整備の方針＞

- 歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、歩道の段差解消、勾配緩和等を図り、市民生活に最も密着した生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。

＜道路修景整備等の方針＞

- 電線類の地中化、舗装の高質化、街路灯のデザイン化、橋梁等構築物の修景化、街路樹の植栽等を行い、ゆとりと潤いのある道づくりを進めます。特に中心市街地においては、市や地域のシンボルとなる魅力ある駅前広場、幹線道路の整備、歩行者空間（オープンスペース）の確保等を進め、個性と魅力ある快適なアメニティ空間の整備や景観に配慮した道路整備に努めます。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

- ~~道路の安全性の向上や騒音の低減等を図るため、排水性舗装などによる道路整備に努めます。~~（(3)①a.記載レベルの統一）

（組替え）5 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針 ③ ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

- 歩道などの段差の解消、勾配緩和、電線類の地中化、歩道違法占用物の撤去、音響装置付信号機の設置等、高齢者や障害者等の歩行や自転車・車椅子が通行しやすい環境の整備を促進します。
- 公共施設や集客施設のバリアフリー化などを推進します。
- 外国語標記も加えた見やすく、わかりやすい案内標識の設置や、視覚障害者誘導ブロック等の整備を推進します。

（組替え）5 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針 ⑥ 主要な公共施設の整備方針

- 高齢者や障害者等の施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、バリアフリー化を推進していきます。

（(2)①b. 類似箇所の集約）

④ 公共交通整備の方針

＜鉄道利用環境整備の方針＞

- 駅利用者の利便性、快適性を図るため、鉄道事業者と連携して駅機能の充実に努めるとともに、利用実態に合わせた運行ダイヤの適正化を要請します。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

- 一ノ関駅においては駅東地区及び他地域からの利便性を高めるため、一ノ関駅東口周辺道路網の整備などにより、東口へのアクセス性の向上を図ります。また、東西自由通路の整備を推進するとともに市の玄関口にふさわしい駅舎の改修を要望します。

＜バス運行環境整備の方針＞

- 路線バス・市営バスは児童生徒の通学や高齢者の通院など、自家用車の運転が困難な人の移動の手段として重要な役割を果たしていることから、関係機関と連携して運行環境の向上に努めます。
- 通勤・通学等による自家用車の使用の自粛を促すなど、公共交通機関の利用の促進に努めます。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

改訂案　分野別方針

③ 道路の歩行者空間・環境整備の方針

＜ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間整備の方針＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、歩道の段差解消、勾配緩和等を図り、市民生活に最も密着した生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- 外国語標記も加えた見やすく、わかりやすい案内標識の設置や、視覚障害者誘導ブロック等の整備を推進します。（(2)①b. 類似箇所の集約）

＜道路修景整備等の方針＞

- 電線類の地中化、舗装の高質化、街路灯のデザイン化、橋梁等構築物の修景化、街路樹の植栽等を行い、ゆとりと潤いのある道づくりを推進します。
- 中心市街地においては、市や地域のシンボルとなる魅力ある駅前広場、幹線道路の整備、歩行者空間（オープンスペース）の確保等を進め、個性と魅力ある居心地の良いウォーカブルな空間の形成を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

④ 公共交通整備の方針

＜持続可能な公共交通ネットワークの形成＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- JR 線などの鉄道や市内各地域を結ぶ路線バス、タクシー、地域内交通である市営バスやデマンド型乗合タクシー等、多様な交通資源により、拠点間交通と地域内交通の維持確保を図ります。
- 多様な主体によって運行される公共交通の乗り継ぎを円滑にさせるとともに、誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築を図ります。
- 地域の実情に応じた公共交通サービスの充実を図るとともに、公共交通の利用を促進します。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

＜一ノ関駅東西の連携強化＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 一ノ関駅においては駅東地区及び他地域からの利便性を高めるため、一ノ関駅東口周辺道路網の整備などにより、東口へのアクセス性の向上を図ります。また、東西自由通路の整備を検討するとともに市の玄関口にふさわしい駅舎の改修を促進します。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

現行計画　分野別方針

２－２　公園・緑地の整備方針

① 基本方針

- 本市は、栗駒山周辺、室根山周辺、束稲山周辺の良好な自然環境が残されており、それら山間部に流れを発する幾多の河川により、渓谷美を誇る厳美渓、猊鼻渓、重要文化的景観に選定された骨寺村荘園遺跡などの地域の歴史・文化が育まれてきました。これらの自然環境・景観の保全に努めるとともに、観光・レクリエーション施設としての活用を促進します。
- 栗駒国定公園や室根高原県立自然公園については、市の代表的な観光・交流拠点と位置付け、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、自然体験型観光などの観光資源としての活用を推進します。
- 市内に整備してきた、いちのせき健康の森、一関遊水地記念緑地公園、花と泉の公園、ひこばえの森交流センターなどの施設を水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点と位置づけ、また、一関運動公園、一関遊水地記念緑地公園、唐梅館総合公園、駒場交流公園、川崎運動広場、花泉運動公園、伊勢館公園、室根きらめきパークなどの施設をスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、これらの拠点地区を幹線道路で結び回遊性を高めることにより、市内外の交流の活発化を進めるとともに、河川と関連づけながら、市域全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。また、地域の特性や市民ニーズなどを検証しながら、既存の公園の再整備も含めて、市民の憩いの場となる都市公園等の整備を進めるとともに、観光・交流を促進する施設としての活用に努めます。
- 市街地内における環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能の確保や都市郊外部における自然や生態系の保全など、ゆとりのある魅力的な都市空間の創造と良好な定住環境の実現を図るため、公園の整備と緑の保全・活用を推進します。
  （(2)①a. 各分野の構成の統一、(3)①a.記載レベルの統一）
- 道路環境を豊かにする街路樹の整備をはじめ、市民との協働により公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを進め、美しい豊かな環境づくりを推進します。

改訂案　分野別方針

２－２　緑の形成方針（②d. 分野の構成の見直し）

① 基本方針

- 栗駒山エリア、室根山エリア、館ヶ森エリア周辺の良好な自然環境・景観の保全に努めるとともに、観光・レクリエーション施設としての活用を促進します。
- 豊かな自然環境を活かした水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点、スポーツ・レクリエーション拠点を位置づけ、これらの拠点間を幹線道路で結び回遊性を高め、市域全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ゆとりのある魅力的な都市空間の創造と良好な居住環境の実現を図るため、緑の保全・活用を推進します。（(2)①a. 各分野の構成の統一、(3)①a.記載レベルの統一）
- 道路環境を豊かにする街路樹の整備をはじめ、市民との協働により公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを進め、美しい豊かな環境づくりを推進します。

現行計画　分野別方針

（組替え）3　都市環境・景観形成の方針　②自然的環境の保全・整備方針

＜自然環境の保全・整備方針＞

- 国土の保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、地球温暖化防止機能といった森林の公益的機能の面から、落葉広葉樹などとの混交林や複層林化に取り組むなど、その機能に応じた森林資源の保全と整備を図ります。特に、里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として保全を進めるとともに、市民が親しめる森を整備するなど、自然系レクリエーションの場の整備に努めます。((3)①a.記載レベルの統一)
- 河川に関しては、関係機関と連携しながら、周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備にあたっては市民からの提案を反映させつつ、市民が親しみを持てる美しい河川の創出に努めます。((3)①b.施策実施状況等の反映)
- 開発行為等が行われる場合は、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導に努めます。

（組替え）1　土地利用の方針　⑥　市街地内緑地の方針

- 用途地域内に残る農地、山林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーションの場としての活用など、多面的な機能を有していることから、その機能を残した宅地化の誘導に努めます。
- 用途地域外の農地、山林については、無秩序な宅地化を抑制し、市街地を囲む貴重な環境要素として保全します。

((2)①b. 類似箇所の集約)

②　都市公園・都市緑地の整備方針

＜都市公園の整備方針＞

- 子供の遊び場や地域の交流の空間など日常生活の中でいつでも容易に利用できる身近な公園として街区公園や近隣公園、地区公園などの住区基幹公園、市公園、広場などの整備に努めます。
- 市民のレクリエーション活動や健康づくりの場として、総合公園や運動公園の整備に努めます。
- 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、ワークショップの開催等を通じ、計画づくりから市民の参画を促進するとともに、整備後の維持管理については、アダプト制度の導入を検討するなど、身近な公園の管理運営に市民が参加できる体制を整備します。

＜都市緑地の整備方針＞

- 磐井川、千厩川や砂鉄川といった市街地を流れる河川及び河川敷等の緑地の保全と景観整備、レクリエーション的活用等を関係機関と連携して促進します。
- 都市緑地については、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

（組替え）1　土地利用の方針　⑥　市街地内緑地の方針

- 市街地内を流れる北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川等の河川緑地は、市街地内の貴重な緑地空間として保全を図ります。

((2)①b. 類似箇所の集約)

改訂案　分野別方針

②　自然環境の保全の方針(②d. 分野の構成の見直し)

- 森林は、国土の保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、地球温暖化防止機能などの多面的な公益的機能を有することから、その機能を持続的に発揮できるよう森林資源の適切な保全と整備を推進します。((3)①a.記載レベルの統一)
- 栗駒国定公園や室根高原県立自然公園については、市の代表的な観光・交流拠点と位置付け、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、自然体験型観光などの観光資源としての活用を図ります。((2)①a. 各分野の構成の統一(基本方針から移動))
- 里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として保全を進めるとともに、市民が親しめる森を整備するなど、自然系レクリエーションの場として活用を促進します。((3)①b.施策実施状況等の反映)
- 用途地域内に残る農地、森林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーションの場としての活用など、多面的な機能を有していることから、その機能を残した宅地化の誘導に努めます。((2)①b. 類似箇所の集約)
- 用途地域外の農地、森林については、無秩序な宅地化を抑制し、市街地を囲む貴重な環境要素として保全します。((2)①b. 類似箇所の集約)
- 河川には、周囲の自然や景観に配慮した親水空間として、市民が親しみを持てる美しい河川の保全に努めます。((3)①b.　施策実施状況等の反映)
- 開発行為等が行われる場合は、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導に努めます。

③　都市公園・都市緑地の整備方針

＜都市公園の整備方針＞

- 子供の遊び場や地域の交流の空間など日常生活の中でいつでも容易に利用できる身近な公園として街区公園や近隣公園、地区公園などの住区基幹公園、市公園、広場などの整備、管理に努めます。
- 市民のスポーツ、レクリエーション活動や健康づくりの場として、総合公園や運動公園等の整備、管理に努めます。((2)①a. 各分野の構成の統一(基本方針より移動))
- 新しい公園の整備や既存公園の改修にあたっては、市民参画を促進し、暑熱対策や鳥獣被害対策、防災・安全面への配慮を踏まえ、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。((3)①a.記載レベルの統一)

＜都市緑地の整備方針＞

- 磐井川、千厩川や砂鉄川といった市街地を流れる河川及び河川敷等の緑地の保全と景観整備、レクリエーション的活用等を関係機関と連携して促進します。
- 都市緑地については、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

現行計画　分野別方針

（組替え）3　都市環境・景観形成の方針　③　都市環境の保全・整備方針

＜花と緑の環境整備の方針＞

- 快適で良好な居住環境の形成を目指し、道路への植樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模な公共施設敷地の緑化を進めるなど、緑豊かなオープンスペースを確保するとともに、生け垣、花と緑の庭づくりなどを市民との協働により推進します。
- 工場については、周辺の良好な住宅地に配慮したゆとりある敷地の確保、敷地内緑化の誘導に努めます。
- 美しいまちづくりを目指し、花の駅の整備や花いっぱい運動を推進するとともに、みちのくあじさい園等の民間の活動に対し支援します。((3)①a.記載レベルの統一)

((2)①b. 類似箇所の集約)

現行計画　緑の拠点

	水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点	スポーツ・レクリエーション拠点
一関地域	温泉・レクリエーション施設 厳美渓・博物館・道の駅 骨寺村荘園遺跡	一関運動公園
	遊水地記念緑地公園 ~~あいぽーと~~(防災拠点、行政施設としての役割が主のため) 水辺プラザ(河川緑地) 一関市総合体育館	
花泉地域	花と泉の公園	花泉運動公園
大東地域		伊勢館公園
千厩地域	~~(仮称)花の駅~~	駒場交流公園
東山地域	猊鼻渓	唐梅館総合公園
室根地域	ひこばえの森交流センター	室根きらめきパーク
川崎地域	道の駅	川崎運動場
藤沢地域	－	－

改訂案　分野別方針

④ 緑化の方針((2)①分野の構成の見直し)

- 快適で良好な居住環境の形成を目指し、道路への植樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模な公共施設敷地の緑化を進めるなど、緑豊かなオープンスペースの確保を図ります。((1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(2)①b. 類似箇所の集約)
- 工場については、周辺の良好な住宅地に配慮したゆとりある敷地の確保、敷地内緑化の誘導に努めます。
- 美しいまちづくりを目指し、生け垣、花と緑の庭づくり、花いっぱい運動等の市民や地域、事業者の緑化活動の支援を図ります。((2)①b. 類似箇所の集約、(3)①a.記載レベルの統一)

緑の拠点の見直し案

	水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点	スポーツ・レクリエーション拠点
一関地域	いちのせき健康の森 厳美渓、一関市博物館・道の駅厳美渓 骨寺村荘園遺跡	一関運動公園
	一関遊水地記念緑地公園 水辺プラザ(河川緑地)	一関市総合体育館
花泉地域	花と泉の公園	花泉運動公園
大東地域	アストロロマン大東 大東ふるさと分校	伊勢館公園
千厩地域	千厩舘山公園	千厩多目的グラウンド
東山地域	猊鼻渓、舘山公園	唐梅館総合公園
室根地域	ひこばえの森交流センター	室根きらめきパーク
川崎地域	千厩川桜づつみ	川崎スポーツステーション
藤沢地域	館ヶ森エリア	ニコニコパーク

現行計画　分野別方針

2－3　上･下水道の整備方針

① 基本方針

- 環境の保全や快適な市民生活を確保するため、地域の特性に応じた汚水排水処理施設の導入とあわせて、各戸の水洗化を進めます。
- 水道未普及地域を解消し、市民に良質な生活用水を安定して供給できるよう、施設の整備･維持に努めます。（(1)③c. 上位･関連計画の反映）

② 下水道･上水道の整備方針

＜下水道整備の方針＞

- 汚水処理については、公共下水道事業の推進、農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の設置促進などにより、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境の創出に努めます。また、下水道施設を整備し供用開始した地域については、早期水洗化を働きかけ、下水道利用を促進します。
- 雨水を適切に処理できる施設の整備等、雨水対策に努めます。

＜上水道整備の方針＞

- 給水区域の拡張事業を計画的に進め、水道未普及地域の解消に努めます。（(1)③c. 上位･関連計画の反映）
- 災害時のライフライン確保に対応できるよう、災害に強い水道のシステムづくりを推進します。
- 良質な水を安定して供給できるよう、多様な水源の安定確保を図るとともに、浄水処理施設の整備を推進します。

改訂案　分野別方針

2－3　上･下水道の整備方針

① 基本方針

- 環境の保全や快適な市民生活を確保するため、既存汚水排水処理施設の機能維持とあわせて、水洗化の普及を促進します。
- 市民に良質な生活用水を安定して供給できるよう、施設の整備･維持を図ります。

（(1)③c. 上位･関連計画の反映）

② 下水道の整備方針（(2)①a. 各分野の構成の統一）

- 汚水処理については、公共下水道施設、及び農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の普及促進などにより、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境の創出を図ります。
- 下水道供用区域については、早期水洗化を働きかけ、下水道利用を促進します。

（(1)③c. 上位･関連計画の反映）

- 下水道供用区域への居住の誘導を図り、既存の下水道ストックの有効活用と効率的な施設運営を図ります。
- 浸水被害、道路の冠水等の防止･軽減に向け、排水施設、排水設備等の充実を図ります。また、ハード･ソフトが一体となった総合的な雨水対策を推進します。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

③ 上水道の整備方針（(2)①a. 各分野の構成の統一）

＜上水道整備の方針＞

- 災害時のライフライン確保に対応できるよう、耐震化や多系統化等により、強靭な水道システムの構築を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(2)①b. 類似箇所の集約）
- 持続的に安全で安定した水道水の供給を維持するため、水道施設の計画的な更新を推進します。
- 未普及地域については、生活用水確保支援事業を含めた、多様な手法による生活用水の確保･支援を図ります。

（(1)③c. 上位･関連計画の反映）

現行計画　分野別方針

3　都市環境・景観形成の方針

① 基本方針

- 豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、多様な主体による生態系や自然環境の保全、循環型社会の形成に取り組むとともに、自然に親しみ、交流活動を行う場としての活用を推進します。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 本市で暮らし、働き、学び、遊ぶすべての人が、快適に都市の空間と時間を過ごせるよう、豊かで、個性ある都市環境の形成に努めます。（「1－2　土地利用区分別の土地利用方針　②商業・業務地の方針」へ組替え）
- 重要な景観要素のデザイン化を図りながら、恵まれた自然や歴史的な風土と調和した美しく魅力ある景観の形成を推進します。

② 自然的環境の保全・整備方針

~~＜自然環境の保全・整備方針＞~~

- ~~国土の保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、地球温暖化防止機能といった森林の公益的機能の面から、落葉広葉樹などとの混交林や複層林化に取り組むなど、その機能に応じた森林資源の保全と整備を図ります。特に、里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として保全を進めるとともに、市民が親しめる森を整備するなど、自然系レクリエーションの場の整備に努めます。~~
- ~~河川に関しては、関係機関と連携しながら、周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備にあたっては市民からの提案を反映させつつ、市民が親しみを持てる美しい河川の創出に努めます。~~
- ~~開発行為等が行われる場合は、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導に努めます。~~

⇒「2－2　緑の形成方針」

＜循環型社会の形成方針＞

- 太陽光・風力発電・木質バイオマス等の新エネルギーの普及や省エネルギー対策、資源の再生利用などを促進します。
- ごみの減量、再使用、再資源化を推進し、循環型社会の形成に努めます。
- 一般廃棄物、産業廃棄物、し尿の効率的な処理システムを確立するとともに、不法投棄やごみのポイ捨て対策を進めながら、清潔で美しいまちを目指します。
- ~~交通渋滞の解消、通過交通の排除など、道路交通環境の整備を推進するとともに、低公害車の普及などにより、騒音、排気ガスが少ない良好な住環境の形成に努めます。~~

⇒「2－1　交通体系の整備方針」

改訂案　分野別方針

3　都市環境・景観形成の方針

① 基本方針

- 再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の高い脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。（(1)③c. 上位・関連計画の反映）
- 誰もが安心して暮らせるよう、良好な住宅ストックの確保を図ります。（(2)①分野の構成の見直し）
- 行政サービスのオンライン化、交通・防災・エネルギー管理のスマート化等、デジタル技術の積極的な活用を図ります。（(2)①分野の構成の見直し）
- 重要な景観要素のデザイン化を図りながら、恵まれた自然や歴史的な風土と調和した美しく魅力ある景観の形成を推進します。

② 脱炭素社会の実現に向けた方針（①b. 社会潮流の反映、①c. 上位・関連計画の反映）

- 太陽光発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策、資源の再生利用などを促進します。
- ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）等、循環型社会の実現に向けた取組を促進します。
- 一般廃棄物及びし尿の適正かつ効率的な処理体制の維持・充実を図るとともに、不法投棄やポイ捨ての防止に取り組み、清潔で快適な生活環境を保全します。

（(1)③b. 社会潮流の反映、c. 上位・関連計画の反映）

現行計画　分野別方針

③ 都市環境の保全・整備方針

~~＜花と緑の環境整備の方針＞~~

- ~~快適で良好な居住環境の形成を目指し、道路への植樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模な公共施設敷地の緑化を進めるなど、緑豊かなオープンスペースを確保するとともに、生け垣、花と緑の庭づくりなどを市民との協働により推進します。~~
- ~~工場については、周辺の良好な住宅地に配慮したゆとりある敷地の確保、敷地内緑化の誘導に努めます。~~
- ~~美しいまちづくりを目指し、花の駅の整備や花いっぱい運動を推進するとともに、みちのくあじさい園等の民間の活動に対し支援します。~~

⇒「2－2　緑の形成方針」

~~＜にぎわいの空間整備の方針＞~~

- ~~各地域の中心的な市街地は、地域の顔であるとともに、多くの人が集まる場であることから、回遊性の高い交流とにぎわいのある個性的な空間づくりを進めます。~~
- ~~各地域に伝わるまつりや伝統芸能などの伝統文化を市民総参加で保全・活用していけるように、地域コミュニティの醸成とにぎわいの空間の創出に努めます。~~

⇒「1－2　土地利用区分別の土地利用方針　②　商業・業務地の方針」

（組替え）5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針　④　住宅整備の方針

- 耐震化やバリアフリー化の促進に向けた助成制度等に関する情報提供及び関係団体等と連携した市場への働きかけや市民への意識啓発等により、安全性の高い住環境整備を推進していきます。
- 高断熱・高気密・通風性を確保した省エネルギー住宅の普及に努めます。
- 市営住宅の建替え等の際には、バリアフリー化など、高齢者等に配慮した整備に努めます。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

（(2)①分野の構成の見直し）

（組替え）5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針　⑦　情報化に対応したまちづくりの方針

- 情報化社会の進展に対応した、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を推進し、市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図ります

（(2)①分野の構成の見直し）

改訂案　分野別方針

③ 住宅整備の方針（②d. 分野の構成の見直し）

- 耐震化やバリアフリー化の促進に向けた助成制度等に関する情報提供及び関係団体等と連携した市場への働きかけや市民への意識啓発等により、安全性の高い住環境の形成を促進します。
- 高断熱・高気密・通風性を確保した省エネルギー住宅の普及に努めます。
- 市営住宅は、計画的な予防保全による維持管理の推進により、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。将来需要の見通しに基づく円滑なストック更新を推進します。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

④ 情報化に対応したまちづくりの方針（②d. 分野の構成の見直し）

- 情報化社会の進展に対応した、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を推進し、市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

現行計画　分野別方針

④ 都市景観の形成方針

＜市街地景観の形成方針＞

- 各地域において中心となる市街地については、にぎわいのある都市景観の維持・向上に努めます。
- 周辺商店街については、街路事業等と一体となった整備を進め、歩行者空間の確保や街路樹の植栽、街路灯のデザイン化などにより、楽しく歩いて買い物ができるにぎわいの景観づくりを推進します。
- 幹線道路沿道は、植樹帯等を設置するなど、緑豊かな潤いのある沿道景観の創出を図るとともに、沿道施設や屋外広告物などの地域景観との調和を図ります。
- 良好な環境に恵まれた住宅市街地については、まちづくり協定や地区計画等を活用し、統一的、連続性のある街並み形成に努めます。

＜歴史・文化的景観の形成方針＞

- 市内に点在する歴史的建造物や文化的施設など、地域資源を活用し、歴史の小道整備など個性的で一関らしい特徴のあるまちづくりを推進します。

＜田園景観・自然景観の形成方針＞

- 鎮守の森、屋敷林などの緑豊かな自然景観や、優良農地からなるのどかな田園景観など、緑豊かな良好な田園景観の保全・育成に努めます。
- 栗駒山、室根山等からなる丘陵地の景観は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、その眺望景観としての山並み景観の保全と山々からの眺望の視点場の保全を図ります。
- 市街地や幹線道路から眺望される建築物や看板等については、デザイン・形態・色彩等が周辺環境と調和するように、指導・誘導に努め、良好な景観形成を目指します。
- 河川空間と河川沿いの緑の空間はホタルが飛び交うような生態系に配慮した潤いのある水辺景観として保全・整備を進めます。

~~＜骨寺村荘園遺跡の整備方針＞~~

- ~~市民が骨寺村荘園遺跡の価値を認識し、市民共有の財産としての保存意識の醸成を図るとともに、関係機関と協力し、世界遺産登録を目指します。~~
- ~~骨寺村荘園遺跡整備基本計画に基づき、遺跡の保全に努めるとともに、景観に調和した案内板の設置や休憩場所等の整備を図ります。~~
- ~~本寺地区景観計画に基づいて、景観形成誘導手法や推進方策を検討し、重要文化的景観の保全に努めます。~~
- ~~景観農業振興地域整備計画に基づき、重要文化的景観の保全と農業の振興を図ります。~~

（(1)③c. 上位・関連計画の反映、(3)①b.施策実施状況等の反映）

改訂案　分野別方針

⑤ 都市景観の形成方針

＜市街地景観の形成方針＞

- 一ノ関駅周辺の中心市街地は、一ノ関駅東口土地利活用と連携し、一関の新たな顔となる魅力的で質の高い景観形成を図ります。
- 一関地域の中心市街地や各地域の地域生活拠点周辺の市街地は、街路樹の植栽や街路灯のデザイン化、歩行者空間の充実等により、歩きたくなる快適で回遊性の高い、にぎわいのある景観づくりを推進します。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）
- 幹線道路沿道は、植樹桝等を設置するなど、緑豊かな潤いのある沿道景観の創出を図るとともに、沿道施設や屋外広告物などの地域景観との調和を図ります。

（(3)①b.施策実施状況等の反映）

- 良好な環境に恵まれた住宅市街地については、まちづくり協定や地区計画等を活用し、統一的、連続性のある街並み形成に努めます。

＜歴史・文化的景観の形成方針＞

- 市内に点在する歴史的建造物や文化的施設など、地域資源を活用し、個性的で一関らしい特徴のあるまちづくりを推進します。
- 骨寺村荘園遺跡周辺については、本寺地区景観計画及び・景観農業振興地域整備計画に基づいて、世界に誇れる歴史・文化的な景観を保全します。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映、(3)①b.施策実施状況等の反映）

＜田園景観・自然景観の形成方針＞

- 鎮守の森、屋敷林などの緑豊かな自然景観や、優良農地からなるのどかな田園景観など、緑豊かで良好な田園景観の保全・育成に努めます。
- 栗駒山、室根山等からなる丘陵地の景観は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、その眺望景観としての山並み景観の保全と山々からの眺望の視点場の保全を図ります。
- 市街地や幹線道路から眺望される建築物や看板等については、デザイン・形態・色彩等が周辺環境と調和するように、指導・誘導に努め、良好な景観形成を目指します。
- 河川空間と河川沿いの緑の空間は、治水・防災機能との調和を図りながら、自然環境や景観に配慮した潤いのある水辺景観として保全・整備を推進します。

（(1)③b. 社会潮流の反映）

現行計画　分野別方針

4　都市防災の方針

① 基本方針

- 水害、土砂災害、地震災害などから市民の生命と財産を守るため、治山・治水事業の促進、建物の耐震化の向上、ハザードマップの公表など、自然災害を防ぐまちづくりを推進します。
- 平成 20 年に発生した岩手・宮城内陸地震での教訓や経験を基に、災害時に被害を最小限にとどめ、迅速な対応と復旧が図られるよう、避難路や災害活動空間の確保や災害情報を市民に早期に伝達するための情報収集、情報伝達体制の整備に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

（(2)①a. 各分野の構成の統一、(3)①a.記載レベルの統一）

改訂案　分野別方針

4　都市防災の方針

① 基本方針

- 災害への備えと被害の軽減に向け、ハードソフト両面からの災害への備えの強化を図ります。

（(2)①a. 各分野の構成の統一、(3)①a.記載レベルの統一）

現行計画　分野別方針

② 都市防災対策の方針

＜治水対策の方針＞

- 一関遊水地事業や北上川上流狭隘地区、砂鉄川流域をはじめとする治水対策事業について、関係機関と連携しながら早期完成を目指します。
- 頻繁に浸水被害が発生している地域については、中小河川、排水路の計画的な改修整備に努めます。
- 雨水の地下浸透を推進することなどにより、都市型洪水の防止や水の循環利用を推進するとともに、地下水の涵養、植生の保護などの自然環境保全に努めます。
- 内水対策については、排水機場の整備や配水ポンプ車の配備等を関係機関と連携して促進します。

＜土砂災害対策の方針＞

- 急傾斜地の土砂崩れや地滑り、河川や傾斜地における土石流等、自然災害のおそれのある箇所においては、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業の実施など、災害の予防と被害の軽減に関する対策を関係機関と連携して促進します。

＜地震対策の方針＞

- 都市災害に対する安全性を確保するため、防災空間としての都市公園の整備や避難地、避難路の整備を推進します。
- 災害時の避難路としての機能を担う都市計画道路や避難に支障をきたす狭隘な生活道路の整備を推進します。
- 災害発生時の災害応急活動の拠点となる市役所、各支所、病院、消防署、避難場所となる学校、公民館等の公共施設の耐震化、耐火性の向上に努めるとともに、避難場所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
- 既存の井戸等が非常時に利用できるよう、位置の把握や保全に努めます。

＜火災対策の方針＞

- 火災発生時における効果的な消火活動が可能となるよう、消火栓・防火水槽の適切な配置を推進します。
- 市街地における火災時の延焼対策として、準防火地域や建築基準法 22 条 1 項の規定による区域（屋根不燃区域）の指定などにより、建物の不燃化を推進します。
- 地域防災拠点となる防災コミュニティセンターなどの整備に努めます。

※＜地震対策の方針＞と＜火災対策の方針＞（(2)①b. 類似箇所の集約、d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

＜地域防災力の向上方針＞

- 地域の防災活動を支える自主防災組織の結成を促進し、その育成に努めます。
- 災害発生時における防災活動体制の確立と迅速・的確な災害応急対策を促進し、防災訓練の推進に取り組むなど、市民の防災意識の高揚を図ります。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

改訂案　分野別方針

② 都市防災対策の方針

＜治水対策の方針＞

- 流域全体に関わる国・県・市・市民・事業者等が連携し、雨水の流出抑制や土地利用の工夫、避難体制の充実など、流域治水の考え方に基づく総合的な水害対策を促進します。

（(1)③c. 上位・関連計画の反映）

- 北上川、磐井川、砂鉄川流域等の治水対策事業について、関係機関との連携により促進します。
- 頻繁に浸水被害が発生している地域については、土砂浚渫や支障木伐採等による流下能力の確保に取り組むとともに、必要に応じて中小河川や排水路の改修整備を継続的に促進します。（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- 雨水の地下浸透を推進することなどにより、都市型洪水の防止や水の循環利用を推進するとともに、地下水の涵養、植生の保護などの自然環境保全に努めます。
- 内水対策については、排水機場の整備や排水ポンプ車の配備等を関係機関と連携して促進します。
- 浸水想定等を考慮した居住の誘導を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）

＜土砂災害対策の方針＞

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生するおそれのある箇所においては、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図るとともに、急傾斜地崩壊対策の実施など、災害の予防と被害の軽減に関する対策を関係機関と連携して促進します。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、(3)①a.記載レベルの統一）

＜地震・火災対策の方針＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 火災発生時における効果的な消火活動が可能となるよう、消火栓・防火水槽の適切な配置を推進します。
- 市街地における火災時の延焼対策として、準防火地域や建築基準法 22 条 1 項の規定による区域（屋根不燃区域）の指定などにより、建物の不燃化を推進します。
- 延焼の防止、一時避難場所等の防災空間としての都市公園の整備や避難地の整備を推進します。（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）
- 災害時の避難路としての機能を担う都市計画道路や避難に支障をきたす狭隘な生活道路の整備を推進します。

＜避難場所等の確保の方針＞（(2)①d. 計画書の構成のわかりやすさの向上）

- 災害発生時の災害応急活動の拠点となる市役所、各支所、病院、消防署、避難場所となる学校、市民センター等の公共施設の耐震化、耐火性の向上に努めるとともに、自家用発電装置の設置等、防災施設としての機能強化を図ります。
- 避難場所における避難環境の向上、災害ボランティアの運用について検討します。
- 避難場所の周知と円滑な誘導案内を図ります。（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映）
- 既存の井戸等が非常時に利用できるよう、位置の把握や保全に努めます。

現行計画　分野別方針

＜地域防災力の向上方針＞

- 地域の防災活動を支える自主防災組織の結成を促進し、その育成に努めます。
- 災害発生時における防災活動体制の確立と迅速・的確な災害応急対策を促進し、防災訓練の推進に取り組むなど、市民の防災意識の高揚を図ります。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

改訂案　分野別方針

＜地域防災力の向上方針＞

- 地域の防災活動を支える自主防災組織の結成を促進し、その育成に努めます。
- 防災教育や防災訓練により市民の防災意識の向上を図ります。
- 避難に支援が必要な人に対する支援体制の構築を図ります。

（(1)③a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映）

現行計画　分野別方針

改訂案　分野別方針

~~5　ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針~~

~~①　基本方針~~

- ~~人口減少、少子高齢化が進むなかで、街なかでは中心市街地の空洞化、都市周辺部では過疎化の問題などが懸念され、これからのコミュニティのあり方や生活環境の整備の手法が問われています。こうしたなかで、自然、歴史、文化、技術、人材等の地域資源を再発見し、地域住民自らが主体的な活動に取り組むことによって、地域への帰属意識、生きがいや誇り等を実感し、すべての人が安心・快適・豊かに暮らし、活動できる生活環境の整備を進めます。~~
- ~~障害の有無、年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いに関わりなく、多様な人々にとって、生活しやすいまちづくりを進めていきます。~~

~~②　地域コミュニティの形成方針~~

- ~~自治会など、既存コミュニティの活性化を図ります。~~
- ~~農産物直売所等、地域内外の人々との連携・交流を促進するコミュニティ活動の拡充を図ります。~~
- ~~NPO活動、ボランティア活動、伝統文化の継承活動など、市民が主体となって行う多様な地域づくりの支援を図ります。~~
- ~~行政情報の適時、的確な提供と市民意識の把握により、市民と行政の相互理解を図り、まちづくりへの市民参加の促進を図ります。~~

⇒Ⅳまちづくりの推進方策　2　協働によるまちづくりの推進

~~③　ユニバーサルデザインのまちづくりの方針~~

- ~~歩道などの段差の解消、勾配緩和、電線類の地中化、歩道違法占用物の撤去、音響装置付信号機の設置等、高齢者や障害者等の歩行や自転車・車椅子が通行しやすい環境の整備を促進します。~~
- ~~公共施設や集客施設のバリアフリー化などを推進します。~~
- ~~外国語標記も加えた見やすく、わかりやすい案内標識の設置や、視覚障害者誘導ブロック等の整備を推進します。~~

⇒2－1　交通体系の整備方針　③　道路の歩行者空間・環境整備の方針

現行計画　分野別方針

改訂案　分野別方針

④ 住宅整備の方針

- ~~耐震化やバリアフリー化の促進に向けた助成制度等に関する情報提供及び関係団体等と連携した市場への働きかけや市民への意識啓発等により、安全性の高い住環境整備を推進していきます。~~
- ~~U・I・Jターンや二地域居住等の新たなライフスタイルへのニーズに対し、関係団体等と連携しながら、農家住宅をはじめとした空家ストックの活用を促進します。~~
- ~~高断熱・高気密・通風性を確保した省エネルギー住宅の普及に努めます。~~
- ~~市営住宅の建替え等の際には、バリアフリー化など、高齢者等に配慮した整備に努めます。~~

⇒3　都市環境・景観形成の方針　③　住宅整備の方針

⇒1－2　土地利用区分別の土地利用方針　④　住宅地の方針

⑤ ~~福祉・子育て環境の向上方針~~

- ~~高齢者や障害者等が住みなれた地域で安心して健康な生活を送り、社会参加が図れるよう、福祉サービスの充実に努めます。~~
- ~~保育ニーズへの適切な対応や良好な保育環境の確保を図るため、施設の充実と適切な配置を図るとともに、子育てボランティア等の活動を支援します。~~

⇒1－2　土地利用区分別の土地利用方針　②　商業・業務の方針

⑥ ~~主要な公共施設の整備方針~~

- ~~新たな公共施設整備にあたっては、既存施設を有効活用しながら、施設の複合化等による機能の充実を図るとともに、できるだけ街なか（地域拠点）に集約し、誰もが利用しやすい機能的で利便性の高い施設の整備に努めます。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- ~~高齢者や障害者等の施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、バリアフリー化を推進していきます。~~
- ~~小中学校については、老朽校舎の改修・耐震化を進めます。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- ~~身近な生涯学習の場として、公民館の施設機能の向上を図るとともに、学習環境の整備を進めます。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- ~~図書館の施設や蔵書の整備充実と情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点としての施設整備・機能の充実を図ります。~~（(3)①b.施策実施状況等の反映）
- ~~市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、さまざまな医療機関等の連携を強化しながら地域医療体制の充実を図ります。~~

⇒1－2　土地利用区分別の土地利用方針　②　商業・業務の方針

⇒2－1　交通体系の整備方針　③　道路の歩行者空間・環境整備の方針

⑦ ~~情報化に対応したまちづくりの方針~~

- ~~情報化社会の進展に対応した、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を推進し、市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図ります~~

⇒3　都市環境・景観形成の方針　④　情報化に対応したまちづくりの方針

第17回

一関市都市計画審議会説明資料

立地適正化計画　資料編

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

・市民アンケートでは、住み替えを希望する若い世代は、買い物の利便性、公共交通の利便性、通勤の利便性を重視している傾向があります。
・一関地域の市街地は、商業機能、医療機能等の生活に必要な機能にアクセスしやすい状況にあります。また、公共交通についても一ノ関駅やバス路線によりカバーされています。今後、人口密度が低下した場合、これらの都市機能の集積を維持することは困難となるおそれがあります。このため、若い世代の定住促進に向けて、商業機能、医療機能等の生活に必要な都市機能にアクセスがしやすく、鉄道・バスの利便性が高いエリアに居住を誘導します。

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

表　市民アンケート　住み替え先を選ぶ際に周辺環境として重視すること

	10歳代、20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	市全体	10歳代、20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	市全体
1. 駅・バス停からの距離（公共交通の利便性）	10	10	16	18	33	87	50.0%	47.6%	51.6%	58.1%	56.9%	54.0%
2. 自動車の利便性（移動しやすい立地等）	5	8	8	13	22	56	25.0%	38.1%	25.8%	41.9%	37.9%	34.8%
3. 通勤の利便性	10	10	12	10	5	47	50.0%	47.6%	38.7%	32.3%	8.6%	29.2%
4. 通学の利便性	8	9	5	4	2	28	40.0%	42.9%	16.1%	12.9%	3.4%	17.4%
5. 幼稚園・保育園等の送迎の利便性	1	6	0	0	1	8	5.0%	28.6%	0.0%	0.0%	1.7%	5.0%
6. 引越し前の居住地との距離	0	0	1	1	2	4	0.0%	0.0%	3.2%	3.2%	3.4%	2.5%
7. 親・子ども世帯との距離	3	6	2	3	2	16	15.0%	28.6%	6.5%	9.7%	3.4%	9.9%
8. 引越し前と同じ学校区	1	2	0	1	1	5	5.0%	9.5%	0.0%	3.2%	1.7%	3.1%
9. 周辺の医療・福祉・教育等の公共公益施設の立地状況	8	8	13	8	31	68	40.0%	38.1%	41.9%	25.8%	53.4%	42.2%
10. 日常の買い物環境	13	16	23	20	39	111	65.0%	76.2%	74.2%	64.5%	67.2%	68.9%
11. 周辺の景色、眺望	2	3	9	6	4	24	10.0%	14.3%	29.0%	19.4%	6.9%	14.9%
12. 周辺の自然環境	3	4	7	6	8	28	15.0%	19.0%	22.6%	19.4%	13.8%	17.4%
13. 災害、火災等に対する安全性	2	2	6	12	16	38	10.0%	9.5%	19.4%	38.7%	27.6%	23.6%
14. 治安	3	4	12	10	10	39	15.0%	19.0%	38.7%	32.3%	17.2%	24.2%
15. その他	2	4	4	4	5	19	10.0%	19.0%	12.9%	12.9%	8.6%	11.8%
無回答	0	0	1	3	5	9	0.0%	0.0%	3.2%	9.7%	8.6%	5.6%
計	71	92	119	119	186	587	355.0%	438.1%	383.9%	383.9%	320.7%	364.6%
回答者数	20	21	31	31	58	161	20	21	31	31	58	161

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

商業機能の利便性が高いエリア

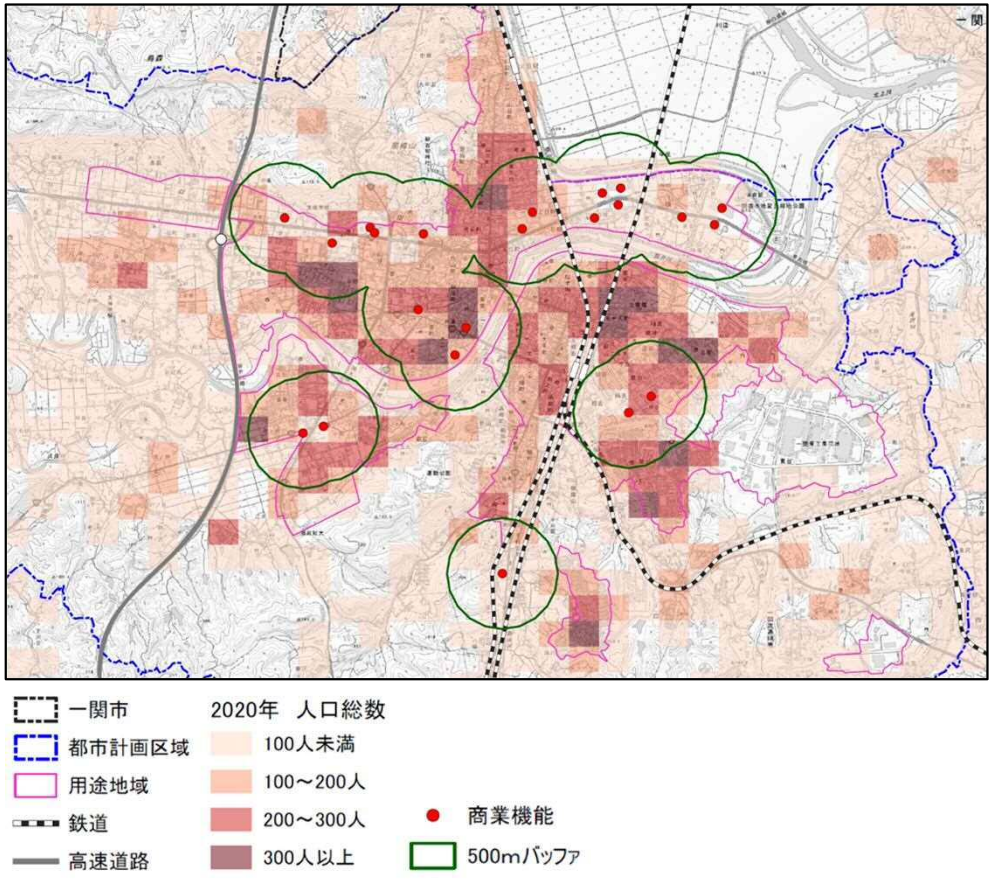

図　大規模小売店舗の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

医療機能の利便性が高いエリア

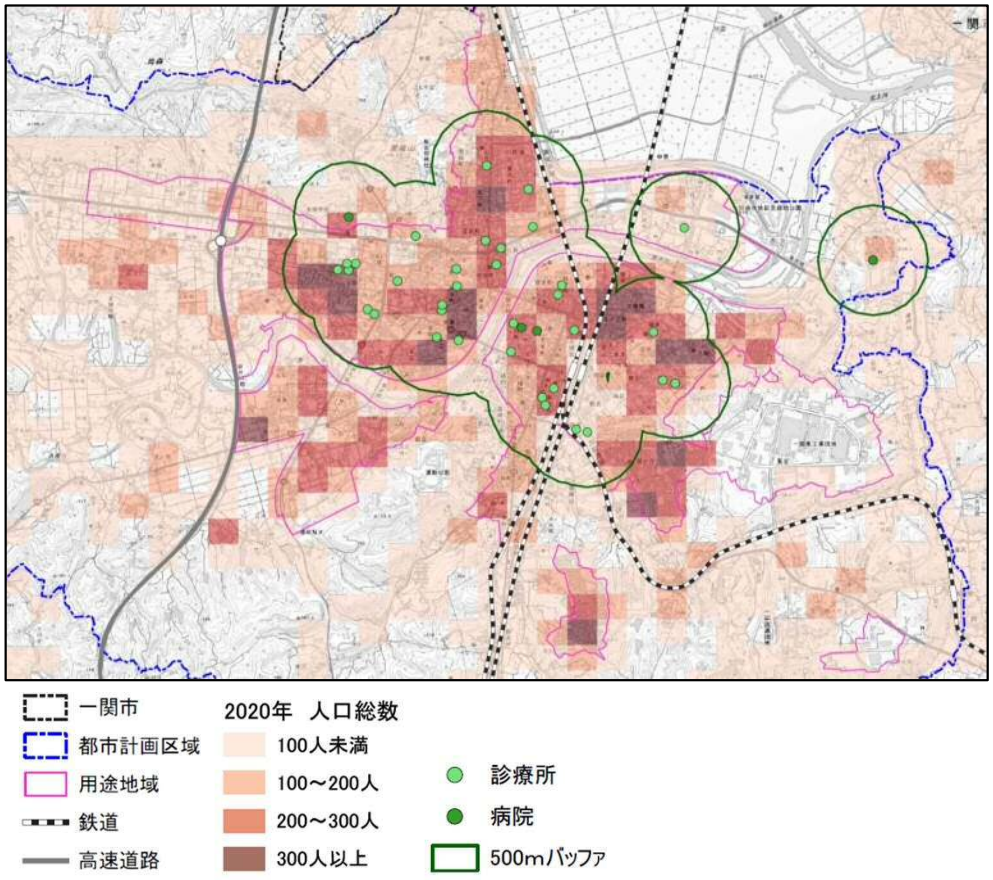

図　医療機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

出典：総務省「国勢調査」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

鉄道・バスの利便性が高いエリア

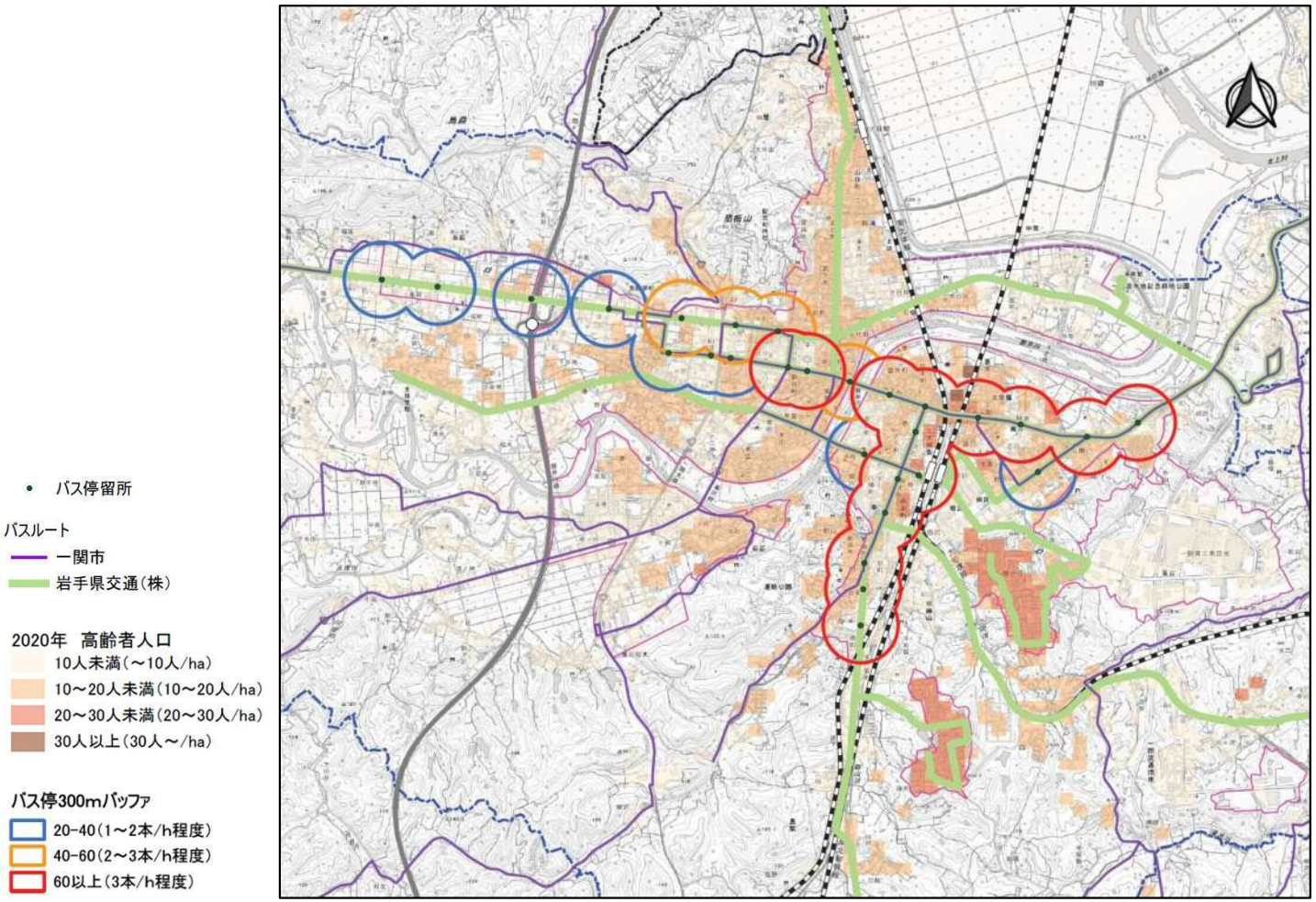

図　バス停徒歩圏カバー人口（バス停から300mの範囲）

出典：国土技術政策総合研究所（国土交通省）「将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）」
岩手県「令和6年度都市計画基礎調査」、岩手県交通（株）「時刻表」

2−1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

② 子育てを支える施設が整った区域

・一関地域の市街地は、保育所・幼稚園、小中学校等の子育て支援、教育機能等の子育て環境が整っています。
また、高校や専門学校等の教育機能も立地しています。
・これらの子育て、教育環境を生かし、子育て世代の定住促進に向けて、保育所・幼稚園、小中学校等へアクセスしやすいエリアに居住を誘導します。

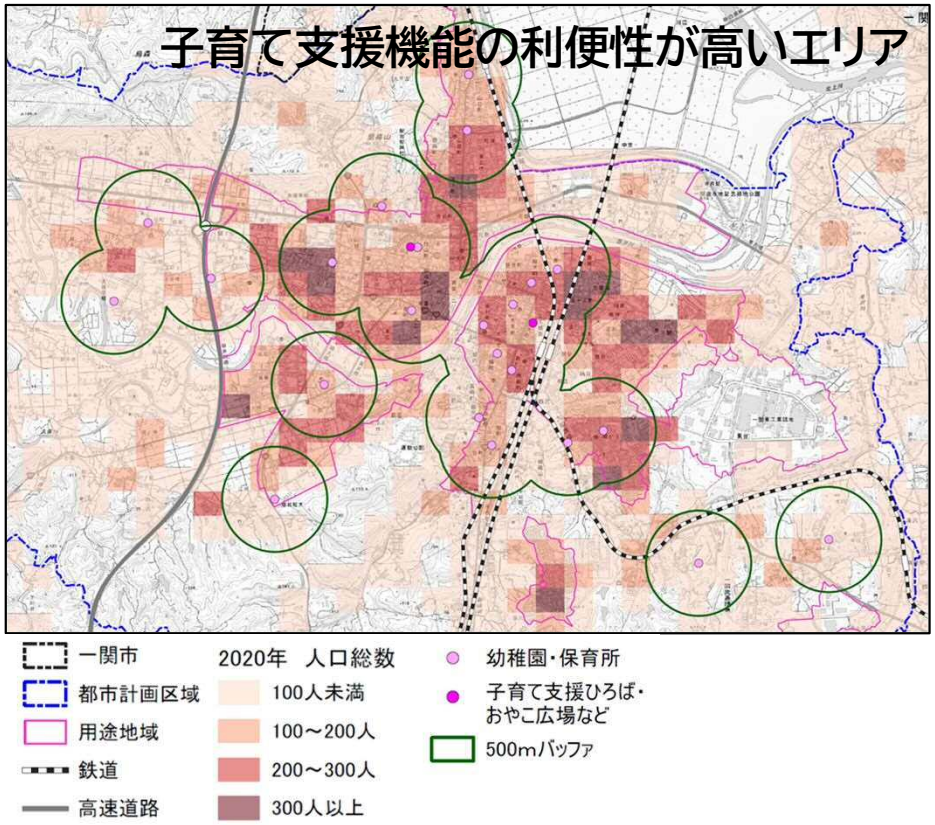

図　子育て支援機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

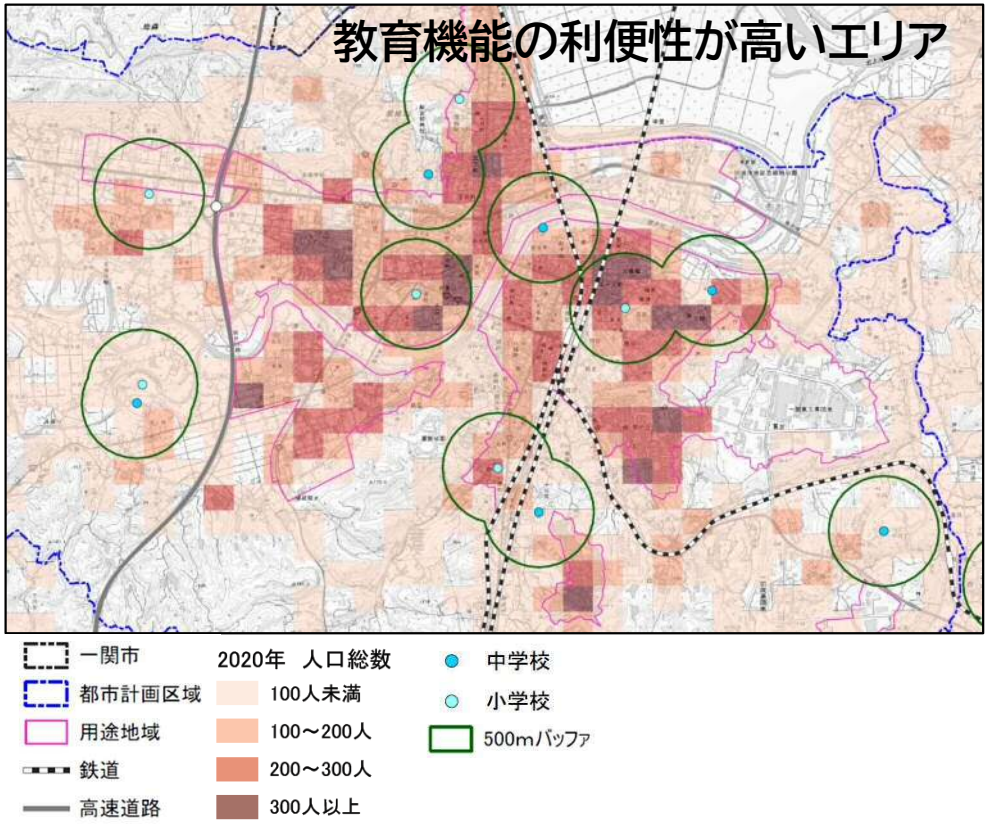

図　教育機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

出典：総務省「国勢調査」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

③ 都市基盤が整った区域

・昭和40年代、50年代に整備された住宅団地は、一ノ関駅に近く、道路、下水道、公園等の都市基盤が既に整っており、新たな投資なく良好な住環境を提供できる区域です。一方で、高齢化や子ども世代の転出により人口が減少し、駐車場の確保が難しい等、近年の住宅需要に対応しきれない面もあります。
・空き家・空き地等の既存ストックを若い世代のニーズに合わせて有効活用し、子育て世代とシニア世代のバランスが取れた住宅地とするため、都市基盤が整った住宅団地へ居住を誘導します。

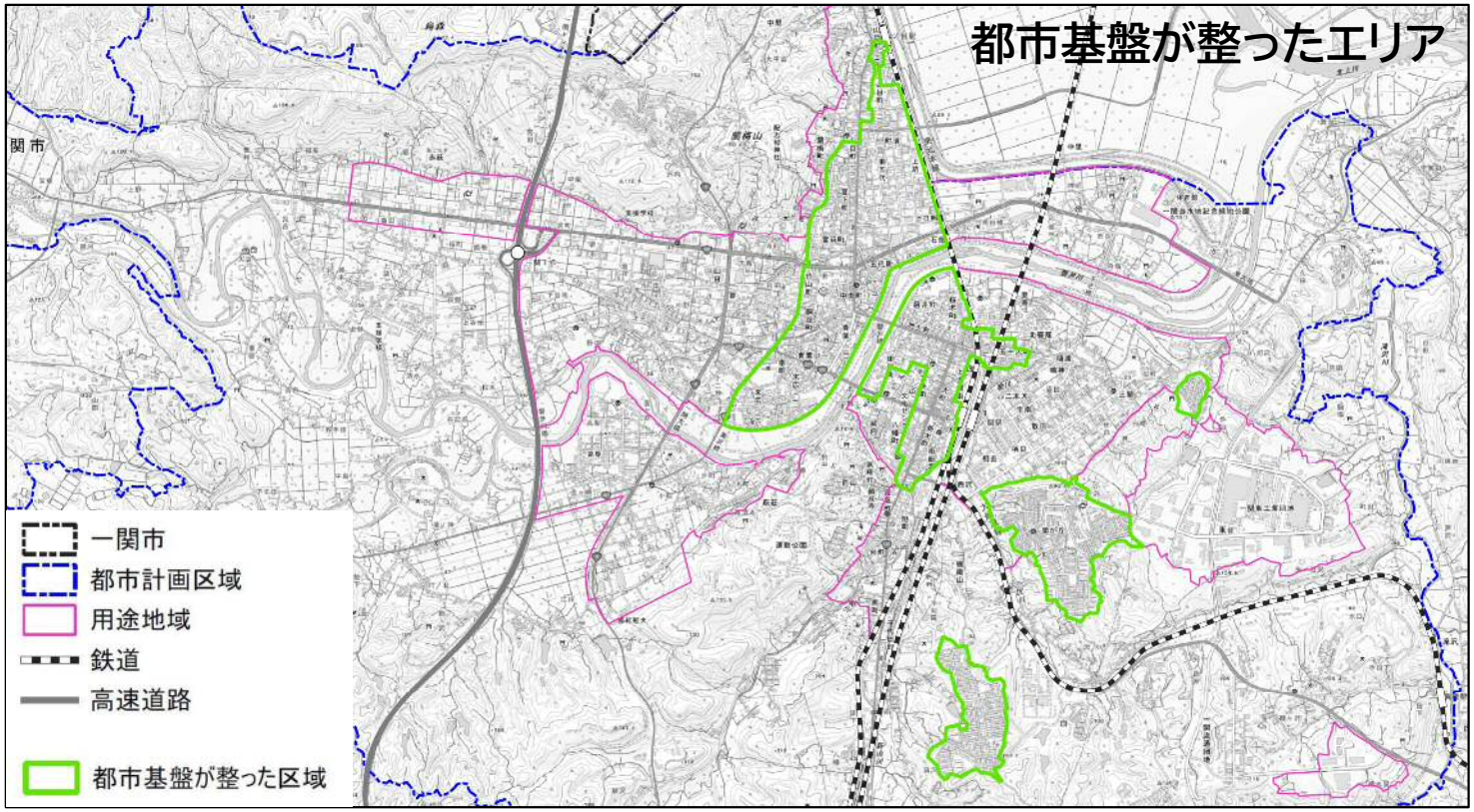

図　都市基盤が整ったエリア

2−1. 居住誘導区域の設定方針

（１）居住を誘導すべき区域の抽出

・①～③を重ね合わせ、居住を誘導すべき区域は以下の通りです。

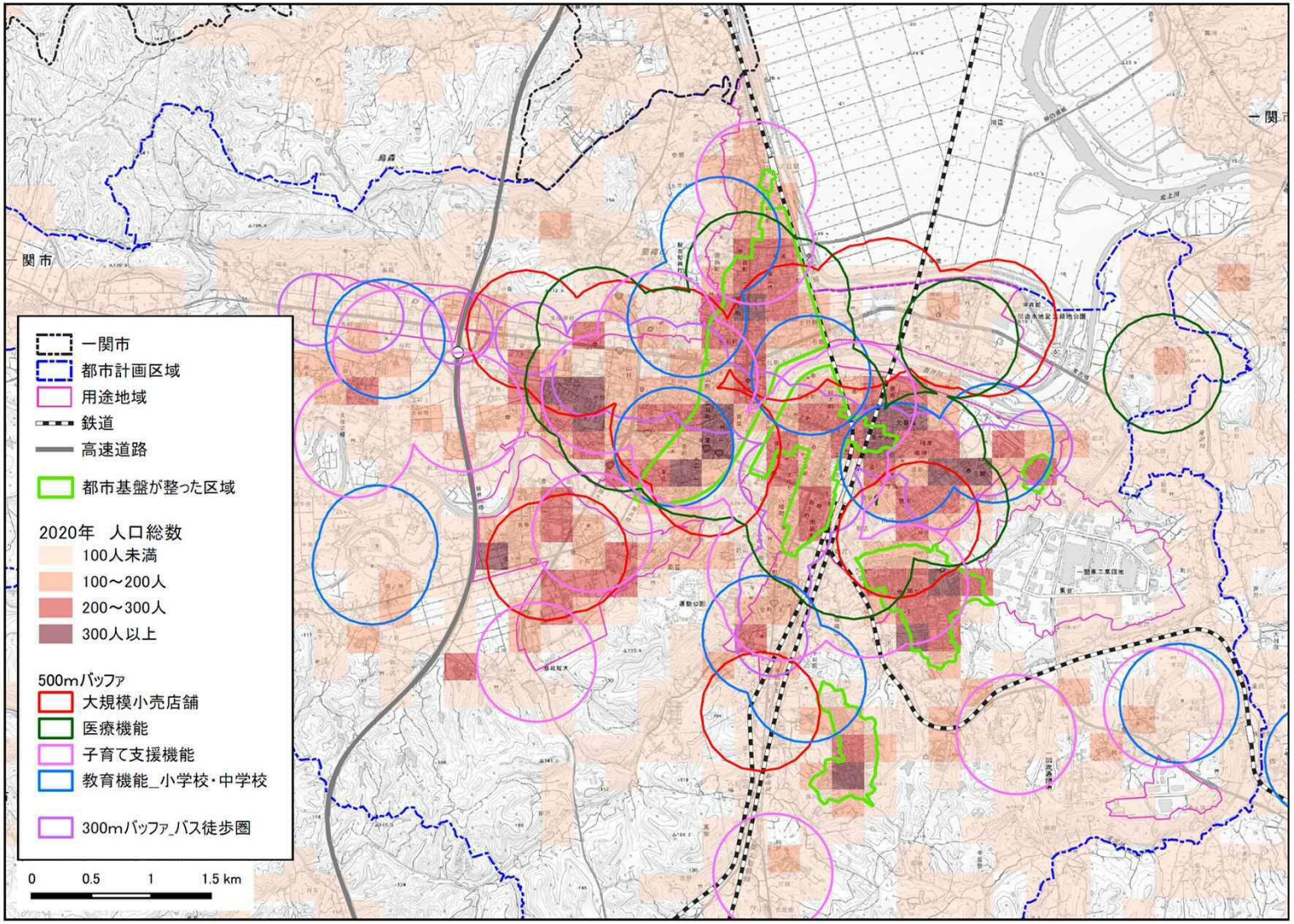

図　居住を誘導すべき区域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

・都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、居住誘導区域への設定に当たって除外又は慎重な判断が求められる区域は以下のとおりです。
・一関市においては、土砂災害に係る区域、水害リスクを有する区域及び用途地域のうち工業専用地域が該当し、これらについては、居住誘導区域に含めるかどうかを慎重に判断する必要があります。

表　居住誘導区域の設定にあたって除外又は慎重な判断が求められる区域

除外又は慎重な判断が求められる区域	一関地域の用途地域において該当する区域
① 居住誘導区域に含めてはならない区域 （法第81条・施行令第30条）	地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域
② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域	土砂災害警戒区域
原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 （都市計画運用指針）	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査）
	浸水想定区域
③ 慎重に判断することが望ましい区域 （都市計画運用指針）	用途地域のうち工業専用地域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

表　居住誘導区域に含めてはならない区域

	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
法令名	地すべり等防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
概要	[1]地すべり区域 ・地すべりしている区域 ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域 [2]地すべり区域に隣接する区域 ・地すべりを助長・誘発している地域 ・地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域 	[1]崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域 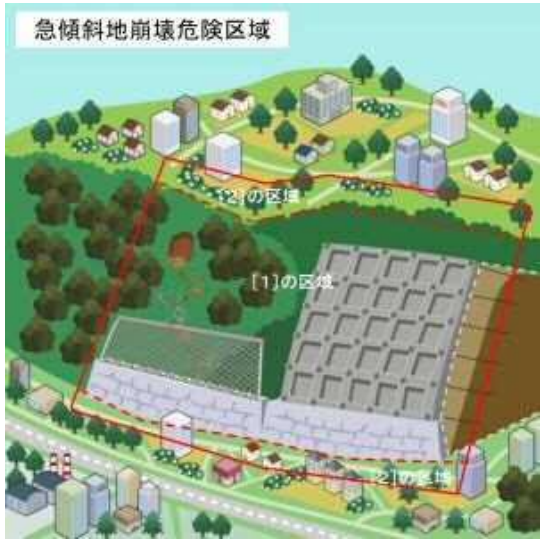
行為制限	[1]地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの [2]地下水の排除を阻害する行為 [3]地表水の浸透を助長する行為 [4]のり切又は切土で政令で定めるもの [5]地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの　など	[1]水の浸透を助長する行為 [2]急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの [3]のり切、切土、掘削又は盛土 [4]立竹木の伐採 [5]木竹の滑下又は地引による搬出 [6]土石の採取又は集積　など

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

表　居住誘導区域に含めてはならない区域

	土砂災害特別警戒区域
概要	避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域
行為制限	特定開発行為に対する制限 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告

表　災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

	土砂災害警戒区域	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所
概要	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域	高精度な地形情報等により抽出した箇所。 今後、基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を行うことにより、住民への危険周知を図り、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制づくりの促進に繋げる。
行為制限	－	－

	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊
種類	山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象	傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

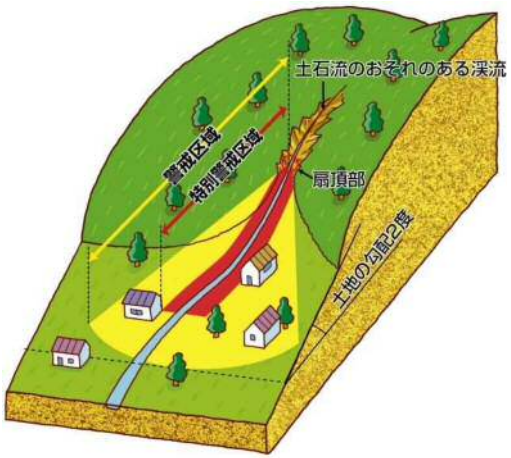

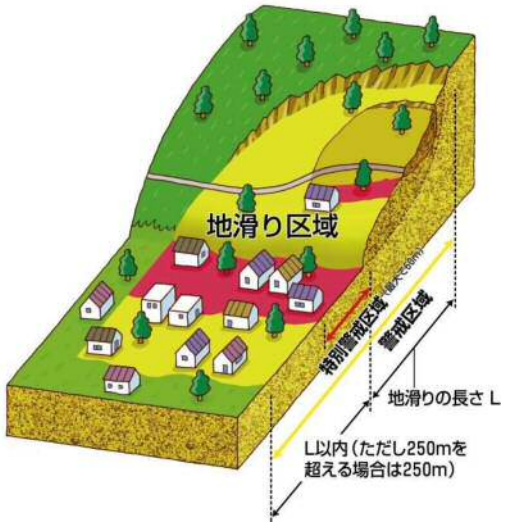

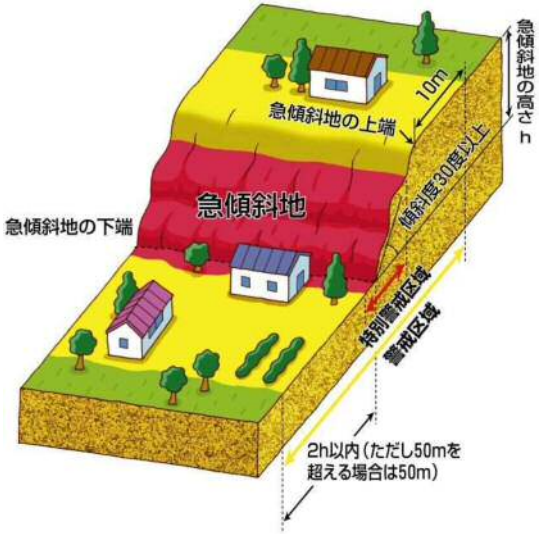

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

①居住誘導区域に含めてはならない区域

・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域は、法令の定めに基づき、「居住誘導区域を定めない区域」となります。

表　居住誘導区域に
含めてはならない区域

土砂災害	箇所数
地すべり防止区域	2
急傾斜地崩壊危険区域	8
土砂災害特別警戒区域	29

出典：岩手県提供資料

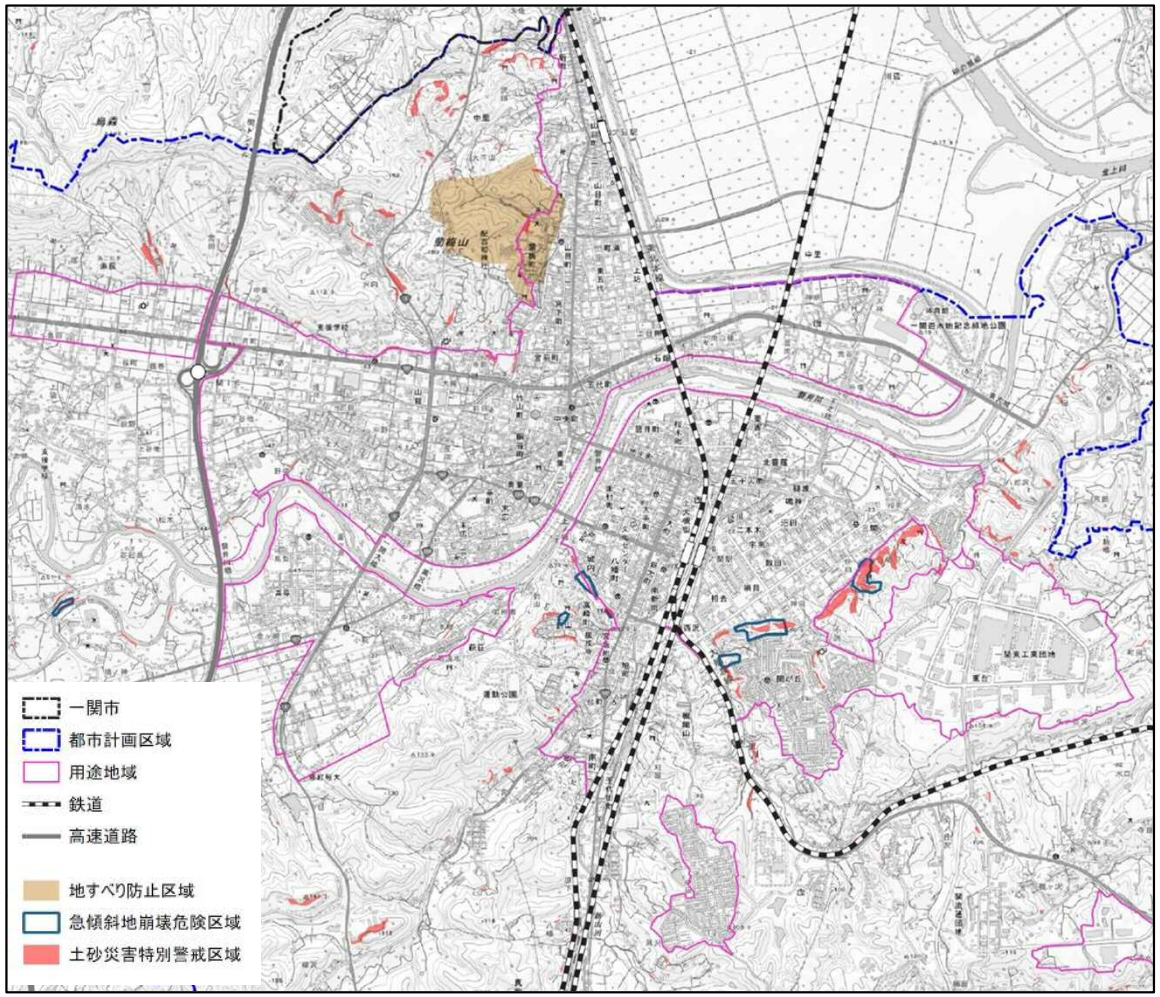

図　居住誘導区域に含めてはならない区域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

（ア）土砂災害警戒区域・新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所

・一関地域の用途地域内には、土砂災害警戒区域は44箇所、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所3箇所あります。

表　土砂災害　箇所数

土砂災害	箇所数
土砂災害警戒区域	44
新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所	3

出典：岩手県提供資料

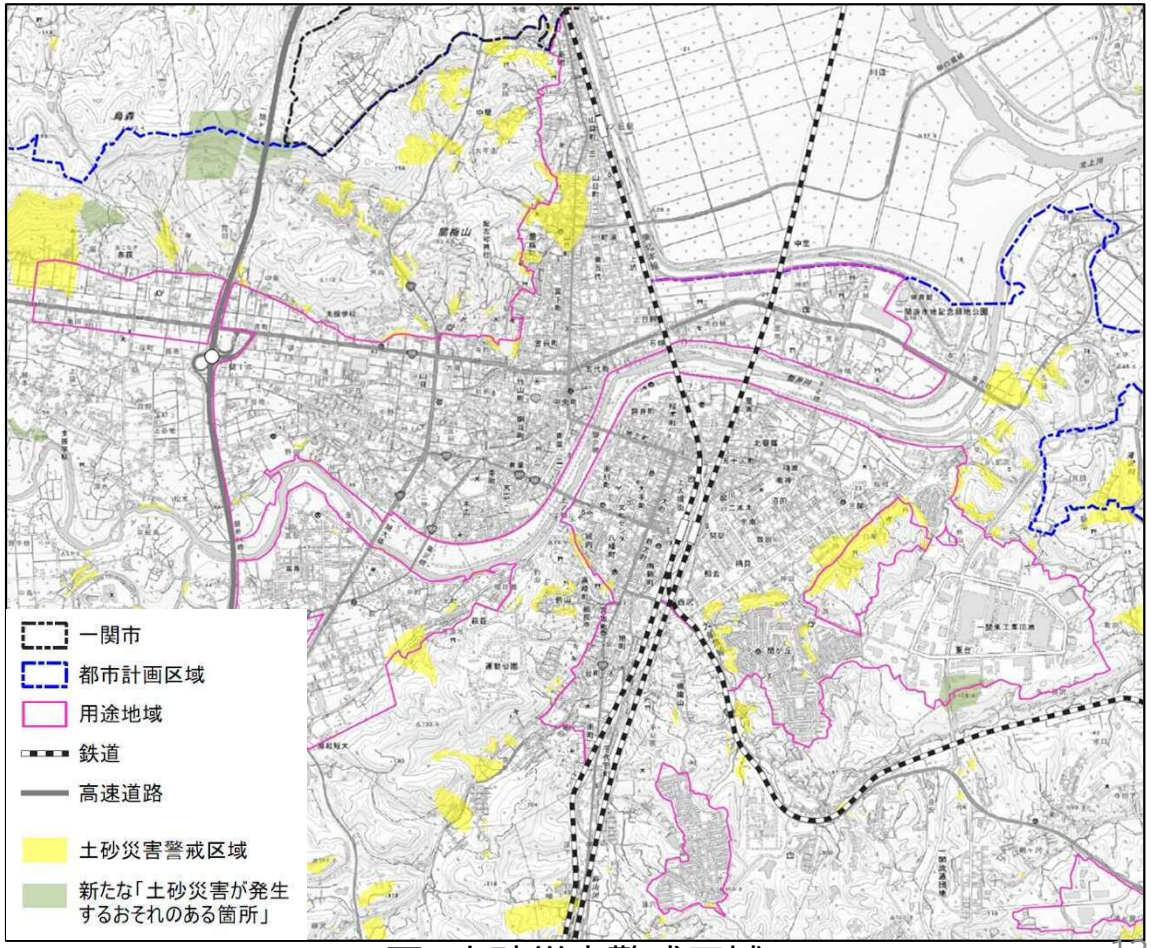

図　土砂災害警戒区域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

（ア）土砂災害警戒区域・新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所

建物が被災するリスク

・一関地域の用途地域内には、土砂災害警戒区域に建物は435棟、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所に7棟あり、その多くを住宅が占めています。

表　土砂災害エリアの建物数（一関地域用途地域内）

建物用途	土砂災害警戒区域	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所
商業・業務	12	1
住居	368	1
公益施設	17	0
その他	38	5
合計	435	7
用途地域に占める割合	2.4%	0.0%
用途地域合計	18,182	－

出典：岩手県提供資料、岩手県「令和6年度都市計画基礎調査　建物利用現況」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ)浸水想定区域

・浸水想定区域が計画規模(L1)、想定最大規模(L2)、いずれも用途地域面積の約4割を占めています。

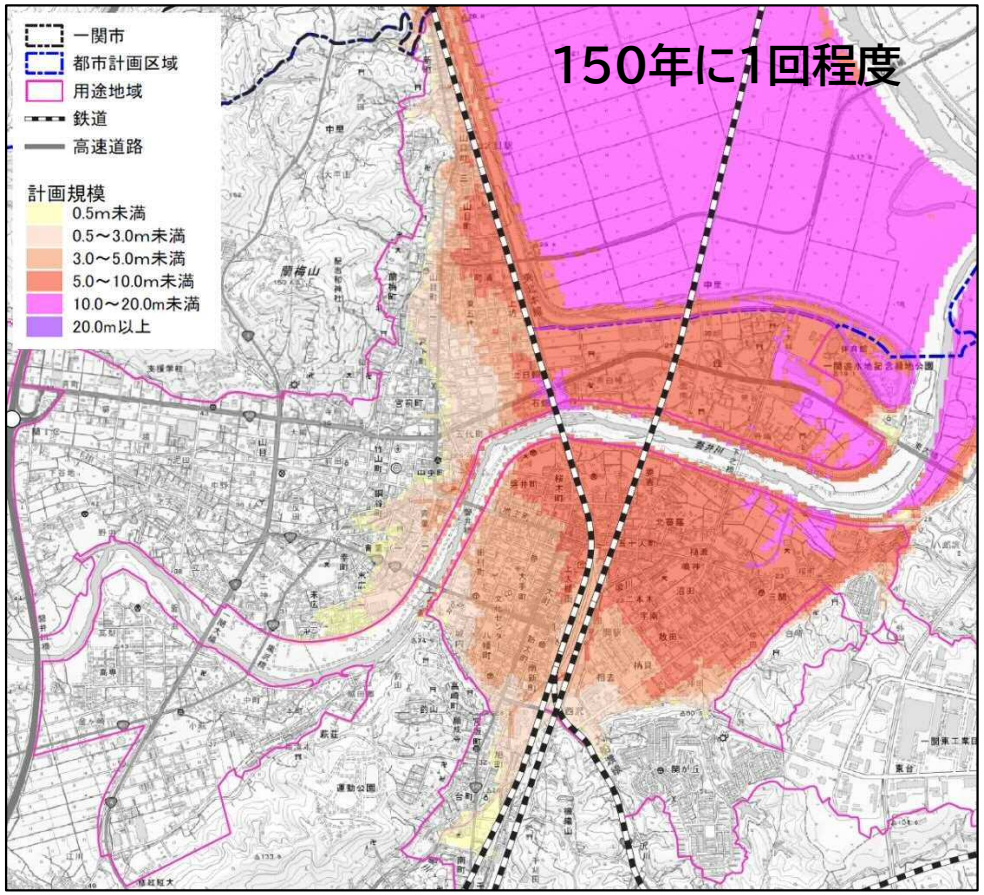

図　洪水浸水想定区域(計画規模)(用途地域)

堤防などの河川整備を行う際に氾濫を防ぐ目標とする降雨。
150年に１回程度を想定。

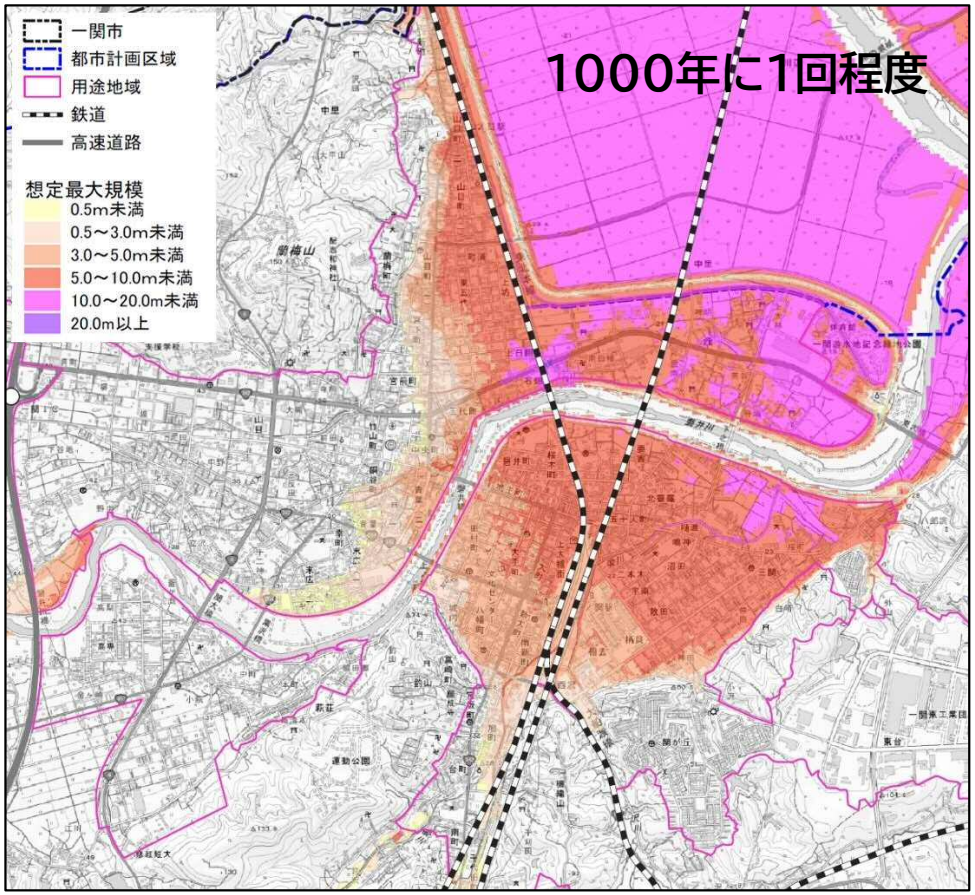

図　洪水浸水想定区域(想定最大規模)(用途地域)

発生確率は小さいが、発生しうる最大級の降雨。
1000年に１回程度を想定。

出典:国土交通省「国土数値情報」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

（イ）浸水想定区域【中小規模の洪水での浸水想定】

一関遊水地は周囲堤と小堤からなる二線堤方式を採用しており、中小洪水では小堤が遊水地内への氾濫を防止、大洪水時には周囲堤が市街地への氾濫を防止する効果があります。

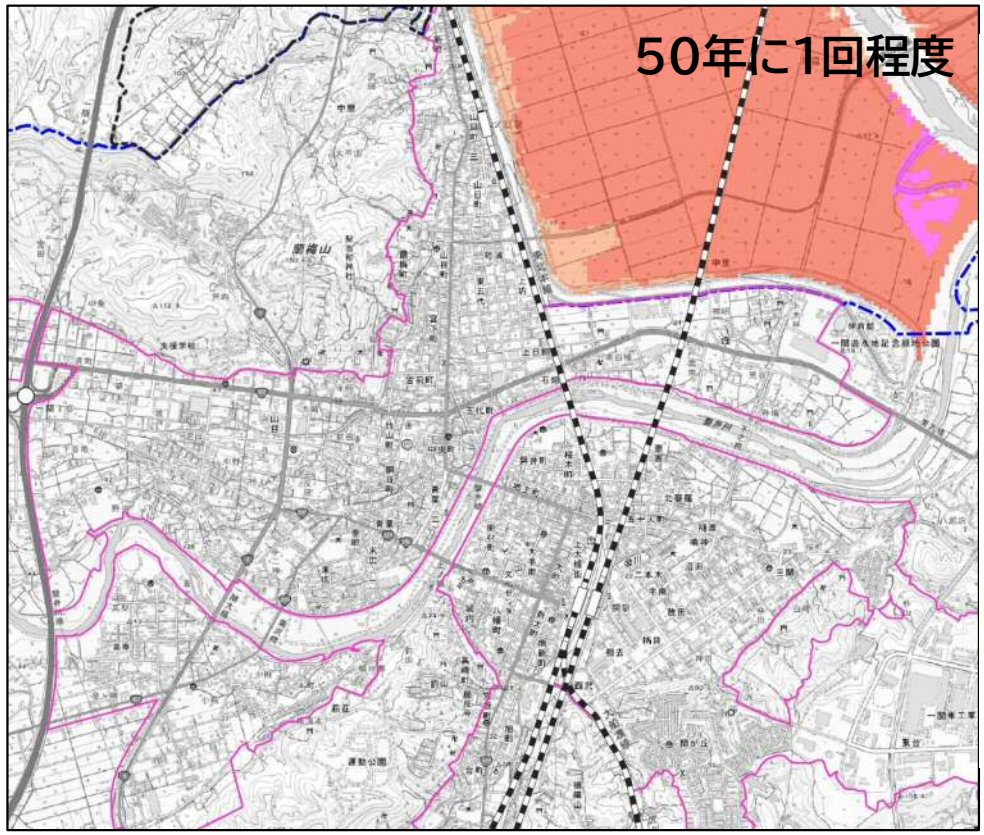

参考　洪水浸水想定区域（50年に1回程度）（用途地域）

出典：国土交通省「国土数値情報」



参考　一関遊水地の整備効果

出典：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ)浸水想定区域【家屋倒壊等氾濫想定区域】

・家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に河岸浸食や氾濫流により家屋の倒壊・流失等のおそれがある区域です。
・一関地域の用途地域面積の28.5%が含まれています。

表　家屋倒壊等氾濫想定区域の面積
（一関地域用途地域内）

	面積(ha)	割合(%)
家屋倒壊等氾濫想定区域	378.7	28.5
河岸浸食	35.7	2.7
氾濫流	343.0	25.8
用途地域面積(ha)	1,330	100.0

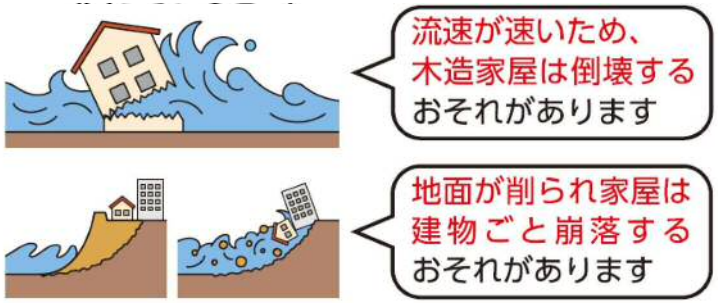

図　家屋倒壊等氾濫想定区域

出典：内閣府「避難情報等について」

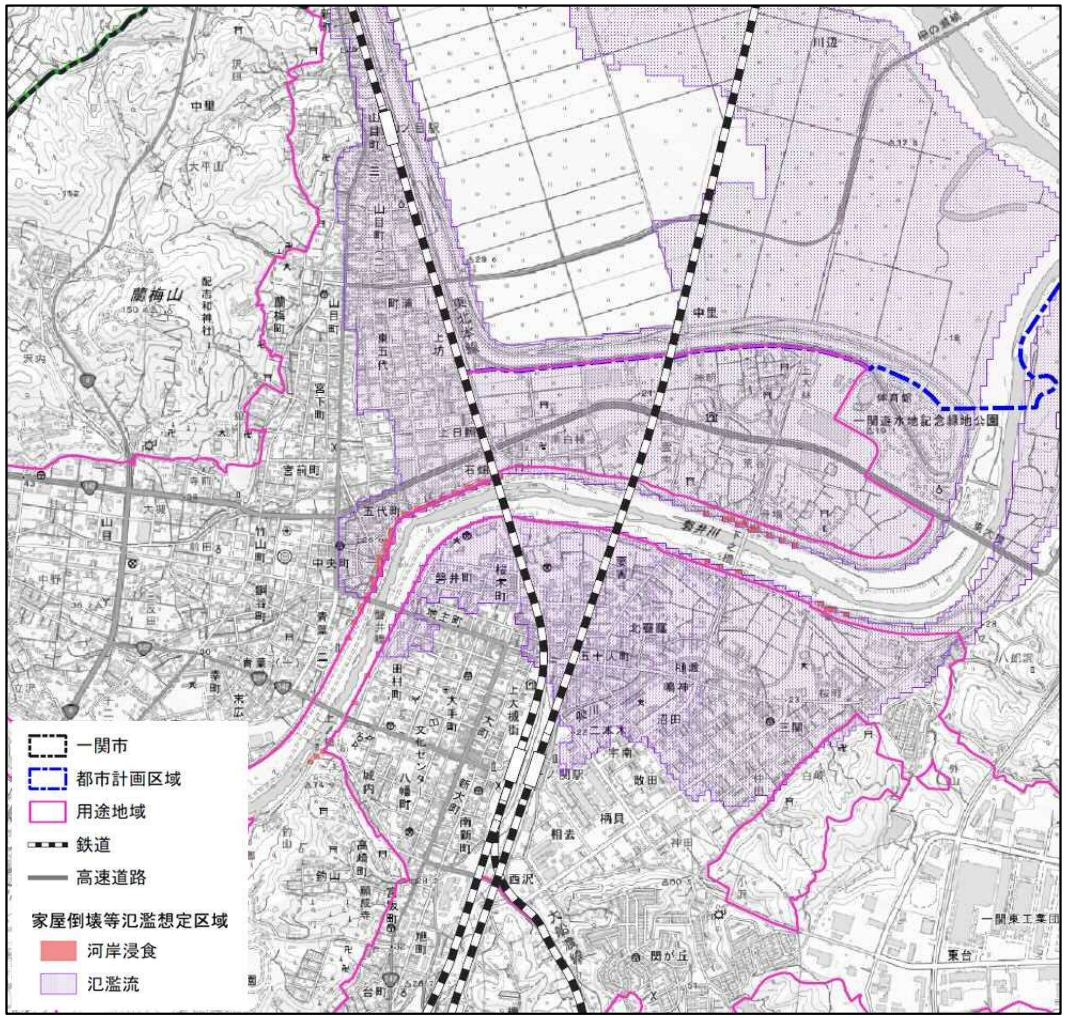

図　家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)

出典：国土交通省「国土数値情報」

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ)浸水想定区域

A. 居住者が浸水により被災するリスク

・一関地域の用途地域内の浸水想定区域(想定最大規模)には、用途地域内人口の49.3%が居住しています。
・特に、垂直避難が困難となる可能性の高い浸水深3.0m以上に41.3%が居住しています。
・家屋倒壊等氾濫想定区域には28.9%が居住しています。

表　浸水想定区域の人口(一関地域用途地域内)

		R2年人口（人）	割合（%）
浸水想定区域（想定最大規模）合計		16,494	49.3
浸水深別	0.5m未満	254	0.8
	0.5～3.0m未満	2,400	7.2
	3.0～5.0m未満	2,717	8.1
	5.0～10.0m未満	9,240	27.6
	10.0～20.0m未満	1,839	5.5
	20.0m以上	44	0.1
家屋倒壊等氾濫想定区域		9,673	28.9
用途地域人口		33,489	100.0

※令和2年国勢調査の人口を100mメッシュ人口にて集計

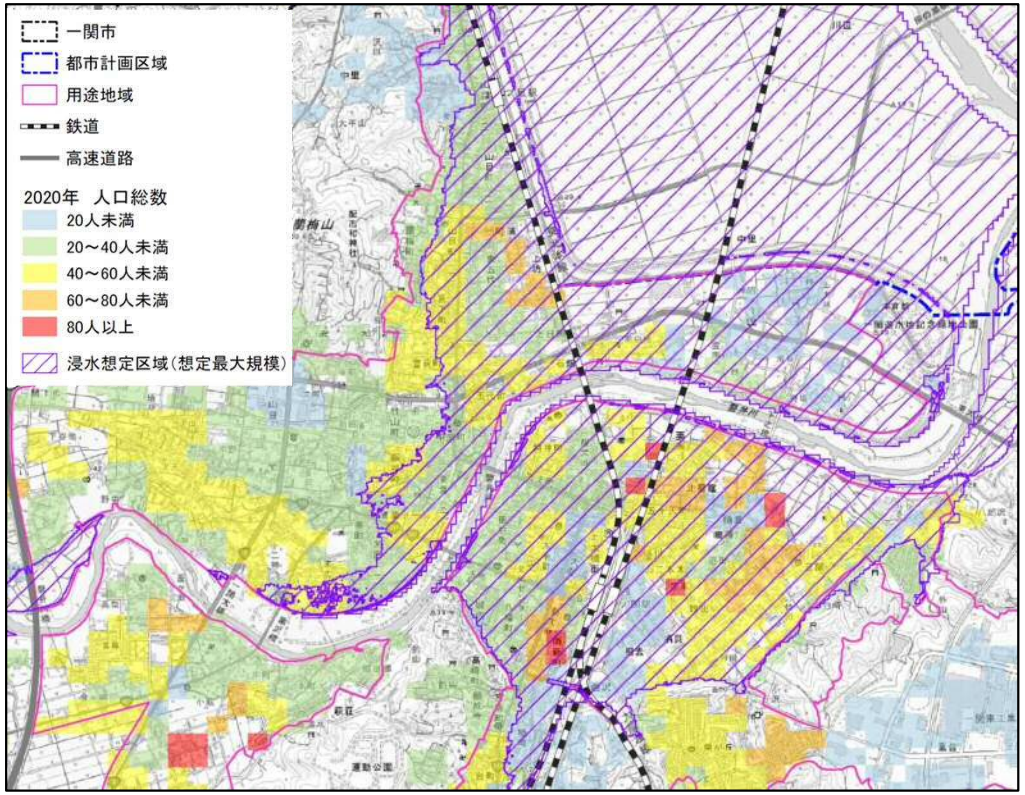

図　浸水想定区域(想定最大規模)×人口分布

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ)浸水想定区域

B. 建物が浸水により被災するリスク

・一関地域の用途地域内の浸水想定区域（想定最大規模）には、用途地域内の建物の48.2%が立地しています。
・１階が水没する3.0m以上の浸水深の区域には、建物の37.7%が立地しています。
・家屋倒壊等氾濫想定区域に用途地域内の建物の24.4%が立地しています。

表　浸水想定区域内の建物階数別棟数
（一関地域用途地域内）

		建物数（棟）	割合（%）
浸水想定区域（想定最大規模）		8,765	48.2%
浸水深	0.5m未満	356	2.0%
	0.5～3.0m未満	1,555	8.6%
	3.0～5.0m未満	2,268	12.5%
	5.0～10.0m未満	4,350	23.9%
	10.0～20.0m未満	236	1.3%
用途地域		18,182	100.0%

表　家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造別棟数
（一関地域用途地域内）

		建物数（棟）	割合（%）
家屋倒壊等氾濫想定区域		4,427	24.4
種別	河岸浸食	12	0.1
	氾濫流	4,415	24.3
用途地域		18,182	100.0%

出典：岩手県「令和6年度都市計画基礎調査　建物利用現況」を区域別に集計

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ)浸水想定区域

C.避難所が浸水により利用できなくなるリスク

・浸水想定区域(想定最大規模)には水害時に利用可能な避難所が少ない状況です。

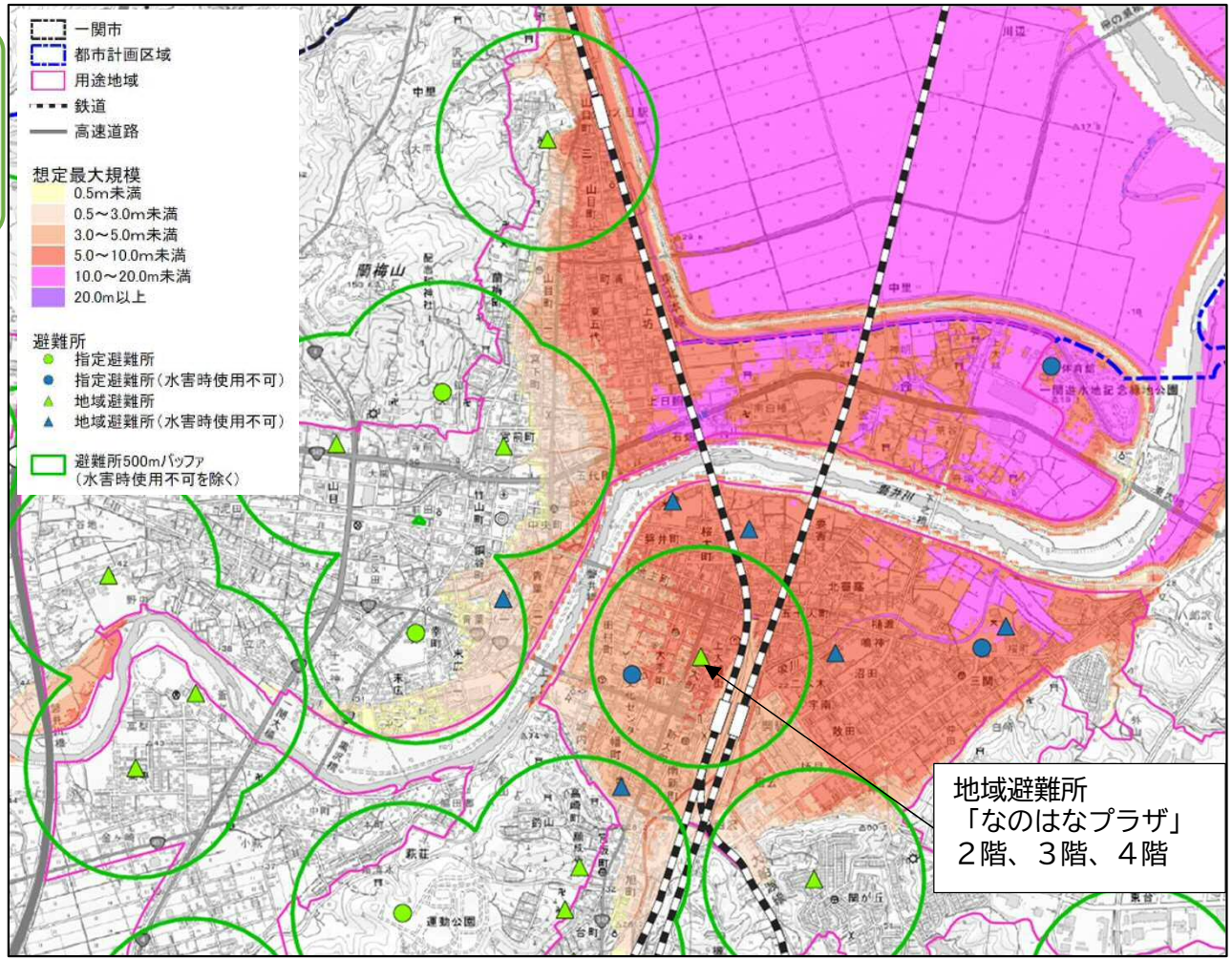

図　浸水想定区域(想定最大規模)×避難所

２－１. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ウ)災害リスク評価に基づく判断

（ア）土砂災害警戒区域・新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所

土砂災害警戒区域　⇒ 居住誘導区域に含めない

・土砂災害防止法第７条第１項に基づき、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
・土砂災害警戒区域は、建築行為等が制限される土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と一体的に指定されている場合が多く、発災時にその影響を受けるおそれがあります。
・土砂災害の発生要因には大雨のほか地震・火山の噴火等があり、地震等は事前の予測が困難で避難等による減災対策が難しいことから、居住誘導区域に含めないこととします。

新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所　⇒ 居住誘導区域に含める

・「新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所」は、今後、基礎調査を実施し、災害リスクの範囲や程度を確定することとなります。このため、当面、居住誘導区域から除外せず、土砂災害警戒区域等に指定された段階で居住誘導区域から除外することとします。

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ウ)災害リスク評価に基づく判断

（イ）浸水想定区域　⇒ 十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含める

・浸水想定区域は、150年に１回程度（計画規模）、1000年に１回程度（想定最大規模）の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。
・一関市においては、人口や都市機能が集積し、これまでのまちづくりの中心となってきたエリアが浸水想定区域となっています。
・近年は、降雨状況を踏まえて事前の避難の仕組みが整備されており、災害リスクを軽減することが可能となっています。
・このため、避難場所の整備や水害リスクの周知等の防災対策の強化により、十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含めることとします。

【防災対策の強化イメージ】

・避難場所の整備、早期避難、タイムラインの周知
・災害リスクコミュニケーションの強化
　・宅地開発、建築に際してのリスクの周知（開発許可、建築確認申請）
　・転入者への災害リスクの周知
　・重要事項説明での水害リスクについての説明の義務付け（令和2年施行）

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

③慎重に判断することが望ましい区域

・用途地域の「工業専用地域」は、建築基準法により、工業の利便性向上を目的に指定された区域であり、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどの立地が制限されているため、居住誘導区域には含めないこととします。

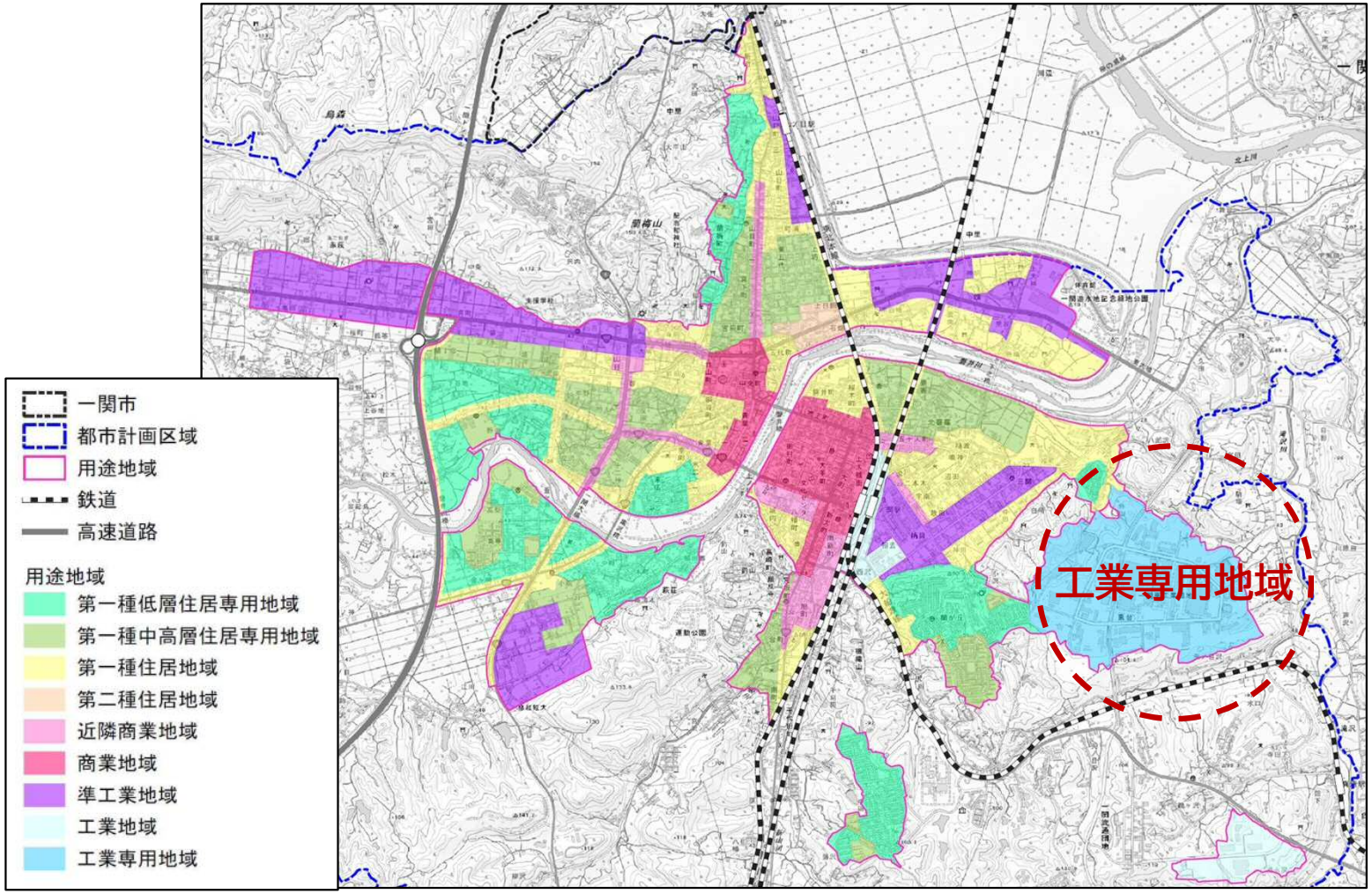

図　用途地域区分

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

④　居住誘導区域に含めない区域の抽出結果

・一関地域の用途地域においては、法令により居住誘導区域に含めてはならない区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域に含めない区域とします。
・また、土砂災害警戒区域についても、住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあることから、居住誘導区域には含めないこととします。

表　居住誘導区域を定めない区域等

除外又は慎重な判断が求められる区域	一関地域の用途地域において該当する区域
① 居住誘導区域に含めてはならない区域 （法第81条・施行令第30条）	地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域
② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 （都市計画運用指針）	土砂災害警戒区域
③ 慎重に判断することが望ましい区域 （都市計画運用指針）	用途地域のうち工業専用地域

2－1. 居住誘導区域の設定方針

（２）居住誘導区域に含めない区域の抽出

④　居住誘導区域に含めない区域の抽出結果

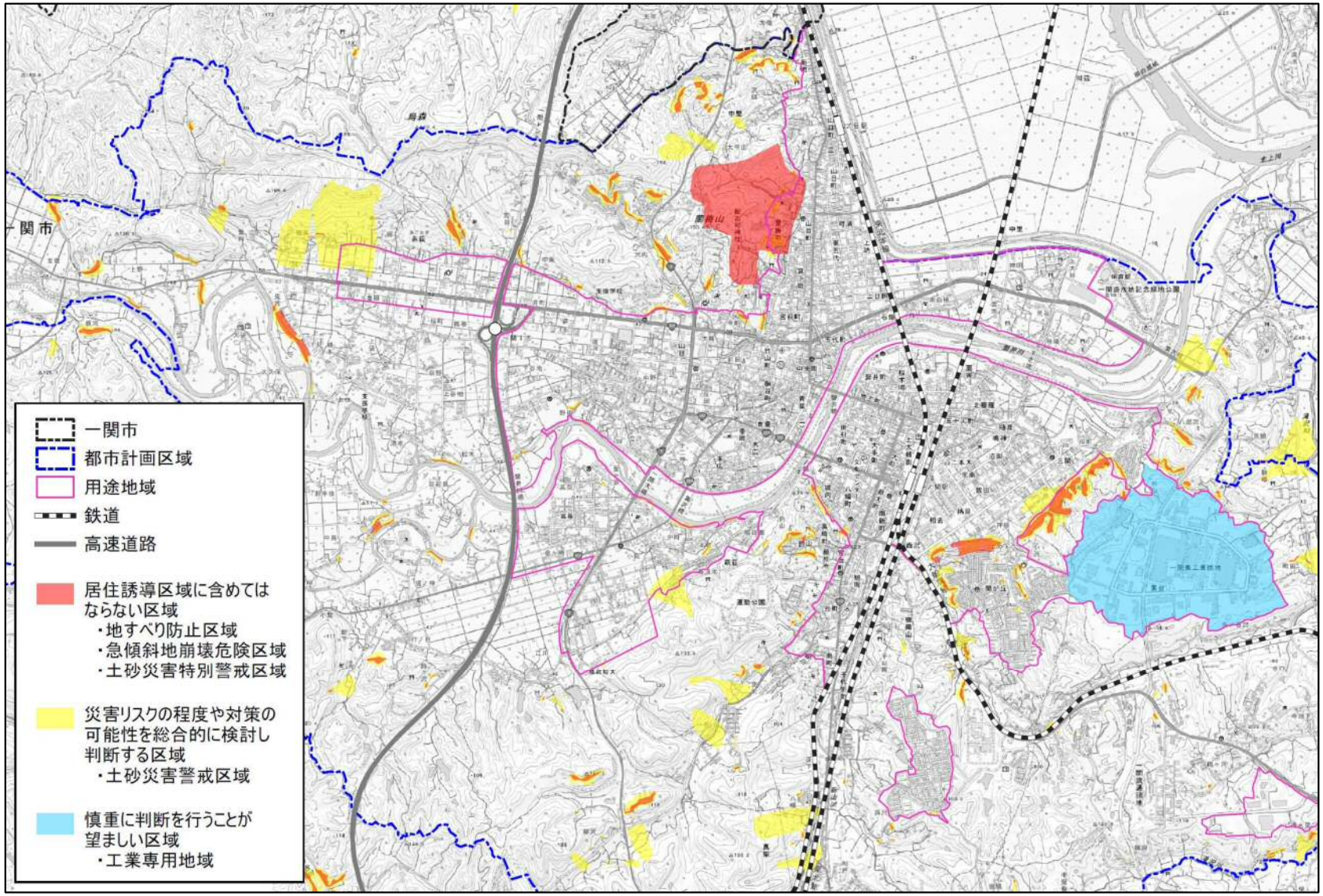

図　居住誘導区域に含めない区域等

2−1. 居住誘導区域の設定方針

（３）居住誘導区域の候補となる範囲

・居住を誘導すべき区域より、災害リスクなどにより居住誘導区域に含めない区域を除いた区域を「居住誘導区域の候補となる区域」とします。

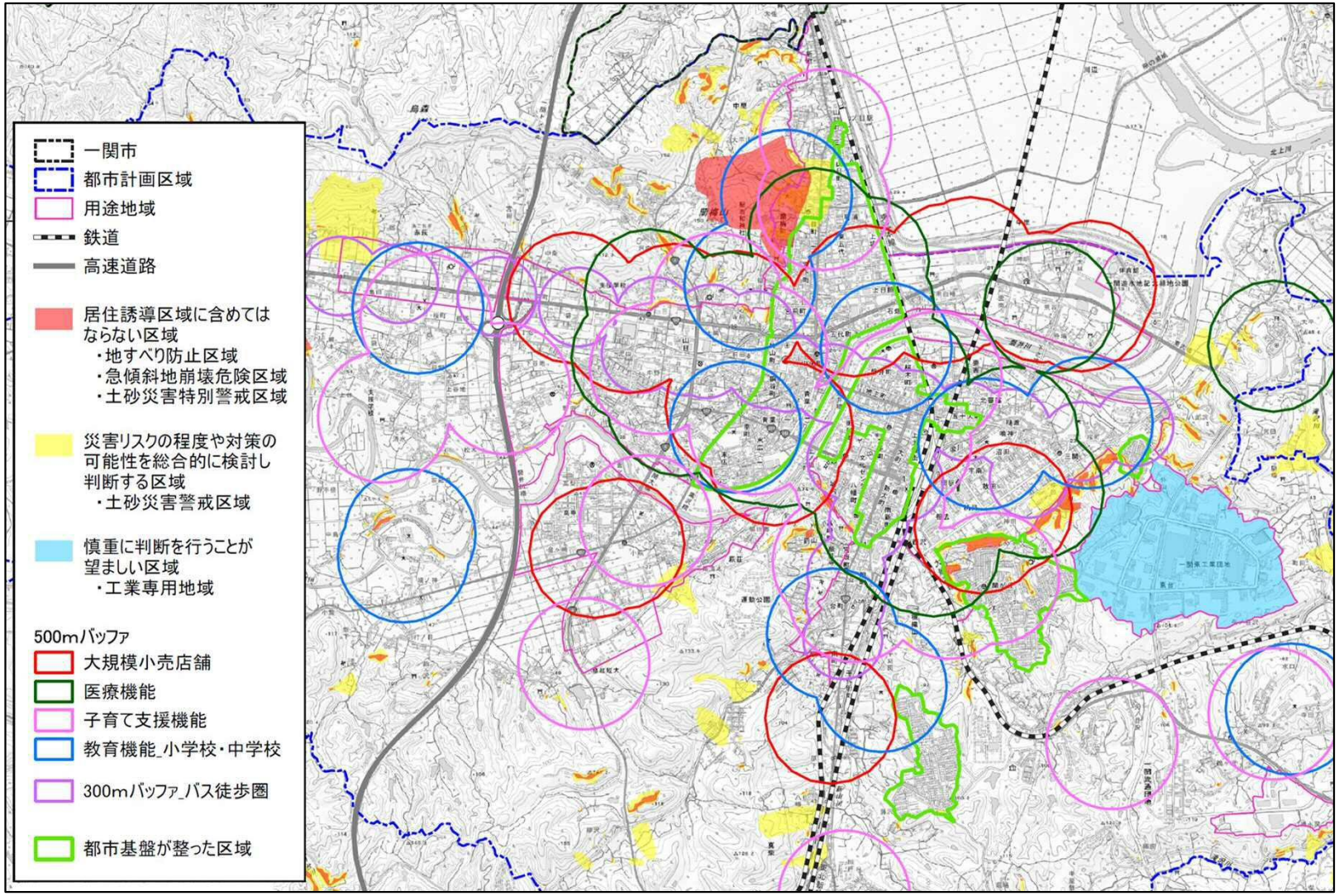

図　居住誘導区域の候補区域